

中野区バリアフリー基本構想（案）について

中野区バリアフリー基本構想（素案）について、意見交換会で出された意見や、他の計画との整合性などを踏まえて中野区バリアフリー基本構想（案）をとりまとめたので報告する。また、合わせて平成 27 年 2 月 12 日から 3 月 5 日まで実施したパブリック・コメントの結果についても報告する。

1. 中野区バリアフリー基本構想（素案）に関する意見交換会の開催結果

1 月 30 日、2 月 2 日・5 日、区役所会議室において意見交換会を開催した。

・中野区バリアフリー基本構想（素案）に対する主な意見

重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針では、多機能トイレの設置、施設職員の研修・教育の内容、心のバリアフリーでは、ヘルプマークの周知、自転車のマナー向上、構想策定後の周知活動などについて意見が出された。

意見の概要、参加人数は、別添のとおり。

2. 中野区バリアフリー基本構想（案） 別添のとおり。

3. 中野区バリアフリー基本構想（素案）からの主な変更点

(1)『第 4 章 5. ソフト面の取り組み』のタイトルを『第 4 章 5. その他（ソフト面の取り組み）』と改めた。（目次）

(2)『まち歩き点検における結果のまとめ』及び『資料編 団体ヒアリング』の項目で、鉄道駅のホーム上の安全対策として、「ホーム端部の視覚障害者誘導用ブロックの上や近くに柱があり、視覚障害者誘導用ブロックに沿って歩いていると柱にぶつかることがある。視覚障害者誘導用ブロックは、柱に干渉しないように敷設するか、柱の角を丸くしたり、クッションを付けるなど、ぶつかっても怪我をしないような配慮をしてほしい。」との意見を追加した。（34、91 ページ）

4. パブリック・コメント手続きの実施結果等

○意見募集期間：平成 27 年 2 月 12 日（木）～3 月 5 日（木）

○提出意見：1 件（1 人）

○提出された意見の概要：避難所のバリアフリー化について

○（案）からの変更点 内容に関わる修正なし

5. 今後の予定

3 月 19 日 第 5 回中野区交通バリアフリー整備構想改定協議会

3 月末 中野区バリアフリー基本構想の策定

平成 27 年度 ホームページ及び区報に掲載

「中野区バリアフリー基本構想（素案）」に関する意見交換会の概要

開催日：平成２７年１月３０日（金）午後２時～、
 平成２７年２月 ２日（月）午前１０時～、午後３時～、
 平成２７年２月 ５日（木）午後７時～ 計４回。

場 所：中野区役所会議室

参加者：合計２０名

No.	参加者からの意見・要望	バリアフリー基本構想（素案）の記述、 区の方考え方・回答
（バリアフリー基本構想の改定にあたって）項目		
1	【構想の位置づけと目標年次】 構想策定後、各事業者が特定事業計画をつくることについて、図中の構想部分の下に事業者の欄を設けたほうがわかりやすい。	参考にさせて頂く。
（重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針）項目		
2	【ホームにおける安全対策】 点字ブロックのそばに柱等を設置しないでほしい旨を方針に記載してほしい。ぶつかって怪我をしたり、柱を避けることによって方向がわからなくなる。	検討する。 （計画案へ追加。３章２．まち歩き点検の結果のまとめ、資料３ 区民意向に追加。）
3	【ホームにおける安全対策】 ホーム上でエスカレーターの方がわからなくなるときがある。意見としてすでに出ているか。	まち歩き点検による意見のまとめに、同様の意見を記載している。
4	【建築物のバリアフリー化】 「高齢者、障害者等が利用しやすいトイレ」というのは多機能トイレとは異なるのか。	全ての民間事業者に多機能トイレの設置を求めることは難しい。写真で多機能トイレを紹介しているように、区としては多機能トイレを推奨しつつ各自の努力を進めてもらいたい。
5	【建築物のバリアフリー化】 多機能トイレとはどのような機能のあるトイレを指しているのか。	構想の巻末にある用語解説を参照（P94）。
6	【建築物のバリアフリー化】 トイレによって流すボタンの形状や位置などが違って、どうやって流すのかわからない人も。細かい表示にも配慮してほしい。	まち歩き点検による意見のまとめに、同様の意見を記載している。
7	【その他（ソフト面の取り組み）】 「・・・施設等職員の研修・教育の充実を図る」というのは、区として具体的にどのように取り組むということか。	区では高齢者、障害者の方への接遇研修などに取り組んでいく。
8	【その他（ソフト面の取り組み）】 施設等職員というの誰を指しているのか。	区役所職員だけでなく、鉄道やバス事業者なども含んでいる。サービス介助士の資格修得に励むなど、各事業者で取り組み方は様々である。

(特定事業の設定について) 項目		
9	【新中野・建築物特定事業】 視覚障害者にとって、玄関マットは目印にもなる場合もある。	原則として視覚障害者用誘導ブロック上にものを置かないという方針を示している。
10	【新中野地区】 中部すこやか福祉センターは場所が分かりにくい。看板等を設置すべきだ。	所管分野に周知伝達する。
11	【中野地区】 中野駅周辺の開発に関連する事業も含まれているが、他の計画との整合性はとれているのか。	各部署と連携をして策定作業を行っており、整合性はとれている。
12	【新井薬師前・その他の事業】 「交通広場」とは何を指しているのか。	一般的に「駅前広場」と呼ばれているものを指す。
13	【新井薬師前・公共交通特定事業】 「筆談器あります」の表示の改善は新井薬師前だけの問題なのか。	他の駅は表示が大きくなされていた。 まち歩きの際に、新井薬師前駅が特に小さかったとの意見があったため事業者に改善をお願いしている。
14	【沼袋・道路特定事業】 経路②の拡幅は本当に後期に完了するのか。	西武新宿線連続立体交差化事業と時期を併せて進めていく予定である。
15	【野方地区】 北原通り（野方駅北口商店街）は道路上に商品が出ていて危険。自転車の通行量も多い。耳が聞こえないため、後ろから来る自転車に恐怖を感じる。	歩道上にある商品の撤去など、引き続き指導を行っていく。また、合わせて心のバリアフリーを周知させていくことも進める。
16	【鷺宮地区】 鷺ノ宮駅南口の階段が急勾配。高齢者など苦勞している。改善できないか。 南口にエレベーターを設置してほしい。	鷺ノ宮駅は北口にエレベーターが設置されており、駅として1ルートのバリアフリー化されている。今後、野方駅以西の連続立体交差化が実現すれば、駅施設が改善される。
17	【鷺宮地区】 妙正寺川沿いの道路は、歩行者と自転車が入り交じり、危ない。	ご意見としてお伺いする。
18	【鷺宮地区】 中杉通りが狭くて危険。拡幅の計画があるのであれば、事業を進めてほしい。	妙正寺川より南側の区間については、東京都により事業が進められることとなっている。
(心のバリアフリーについて) 項目		
19	心のバリアフリーについて非常に重要だと感じている。中野区視覚障害者福祉協会も小学校に依頼されて講演を行っている。この講演の回数を増やすなど、一括で区が管理してくれるといったことも必要であると思う。	心のバリアフリー施策として、所管分野と調整していきたいと考えている。
20	工事現場の警備員の誘導が不適切なことが多く困っている。対応してほしい。	所管分野に周知伝達をする。

21	ヘルプマークを知らなかった。自分の所属する団体でも興味を持つ人がいると思う。役員会等に説明にきてもらえたらありがたい。	所管分野に依頼する。
(構想の推進に向けて) 項目		
22	【特定事業計画の策定・事業の推進】 「高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項についての意見を聞き」というのは、新たに意見聴取の機会があるということか。	各事業者には記述内容の理解を求めていく。意見聴取の方法については各事業者の判断となる。
(その他) 項目		
23	中野駅周辺に点字ブロックが少ないと感じる。特に、中野駅南口にあったエスコートゾーンが道路の舗装と同時になくなっていた。どうなっているのか。	中野駅南口広場の北側にあったエスコートゾーンについてはＪＲが管理している。バス等の通行により地盤が劣化したため舗装を改修した。年度内にはエスコートゾーンを整備すること。
24	桃園第二小学校で避難訓練を行った際、体育館が２階で車椅子では上がれなかった。学校など避難所は、段差の解消や多機能トイレの設置など、災害時に車椅子でも避難ができるように、バリアフリー化してほしい。 障害者も避難してくることを想定し、避難所でスムーズにできるように、防災の部署とも連携してほしい。	ご意見を所管分野に伝える。
25	協議会の委員名簿を構想に付け加えてほしい。どのような方が参加したのかが分かると安心できる。	検討する。
26	パラリンピック開催に向けて東京都が補助金を用意してインフラ改修に乗り出していると聞く。補助金を積極的に活用しているのか。	条件などが合えば、補助金等も積極的に活用していきたいと考えている。
27	自転車のマナーについて危険に思う。中野四季の森公園内は歩道に歩行者用、自転車用と色分けがされているが守られていないように思う。	今後も交通管理者と協力して、自転車利用のルールとマナーに関して広報啓発活動を行っていく。
28	構想を策定した後、どのように区民等へ周知していくのが重要であると思う。	来年度以降、区民への周知の機会を設ける予定である。

中野区バリアフリー基本構想

(案)

目 次

第1章	バリアフリー基本構想の改定にあたって	1
1.	背景と目的	1
2.	バリアフリー法の概要	2
3.	構想の位置づけと目標年次	6
第2章	重点整備地区の設定	7
1.	重点整備地区の選定	7
2.	生活関連施設・生活関連経路の設定	13
3.	重点整備地区のバリアフリー化の基本方針	22
第3章	まち歩き点検による区民意見	23
1.	まち歩き点検の概要	23
2.	まち歩き点検による意見のまとめ	33
第4章	重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針	40
1.	公共交通のバリアフリー化	41
2.	道路等のバリアフリー化	42
3.	公園のバリアフリー化	43
4.	建築物のバリアフリー化	43
5.	その他（ソフト面の取り組み）	44
第5章	特定事業の設定	45
1.	新中野地区	46
2.	中野地区	48
3.	東中野・落合地区	50
4.	新井薬師前地区	52
5.	沼袋地区	54
6.	野方地区	56
7.	鷺宮地区	58
第6章	心のバリアフリーへの取り組み	60
1.	心のバリアフリーの重要性	60
2.	心のバリアフリーの推進	61

第7章 構想の推進に向けて	65
1. 特定事業計画の策定・事業の推進	65
2. 事業の進行管理	65
3. 整備後の利用状況の確認	65
4. 事業の進捗に関する情報提供の実施.....	66
5. 重点整備地区以外のバリアフリー化.....	66
6. 構想の見直し	66
資料編.....	67
資料1 検討経緯	67
資料2 中野区の概況	68
資料3 区民意向	77
資料4 用語解説	94

○用語の説明について

本構想の本文中で「＊」印を右上に付した語句は、巻末の「用語解説」において説明している。

○「障害」の表記について

「障害」の表記については、「障害」のほか「障碍」や「障がい」等も使われているが、本構想では、「障害」が法律や制度等の名称において使われており、また、広く普及している現状を踏まえ、「障害」と表記する。

第1章 バリアフリー基本構想の改定にあたって

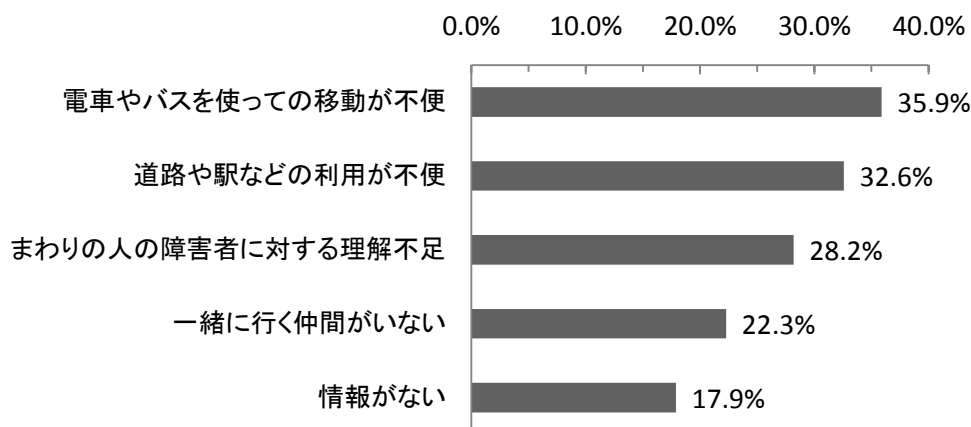
1. 背景と目的

(1) 背景

中野区では、平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されたことを受け、同法に基づく基本構想として、平成 17 年 8 月に「中野区交通バリアフリー整備構想」（以下「旧構想」という）を策定した。この構想に基づき、区内 5 つの重点整備地区（新中野、東中野・落合、鷺宮、野方、中野）を対象に、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都の協力を得ながら駅舎等のバリアフリー*化を進めてきた。

しかし、平成 26 年度障害福祉サービス意向調査によると、下図に示すとおり、移動手段を含めバリアフリー化が十分でないと感じている障害のある人も少なくなく、より一層のバリアフリー化が必要である。

社会参加をする上で妨げになっていること（複数回答上位 5 位）



出典：平成 26 年度障害福祉サービス意向調査（平成 26 年 9 月/中野区）

一方、平成 18 年に、交通バリアフリー法にかわり、同法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができる生活環境の整備が求められている。

(2) 目的

旧構想は、平成 26 年度で計画期間を終えることから、これまでのバリアフリー化の取り組みを継続・発展させるため、旧構想の見直しを行い、バリアフリー法へ対応した「中野区バリアフリー基本構想」へ改定する。

2. バリアフリー法の概要

(1) バリアフリー法制定の経緯

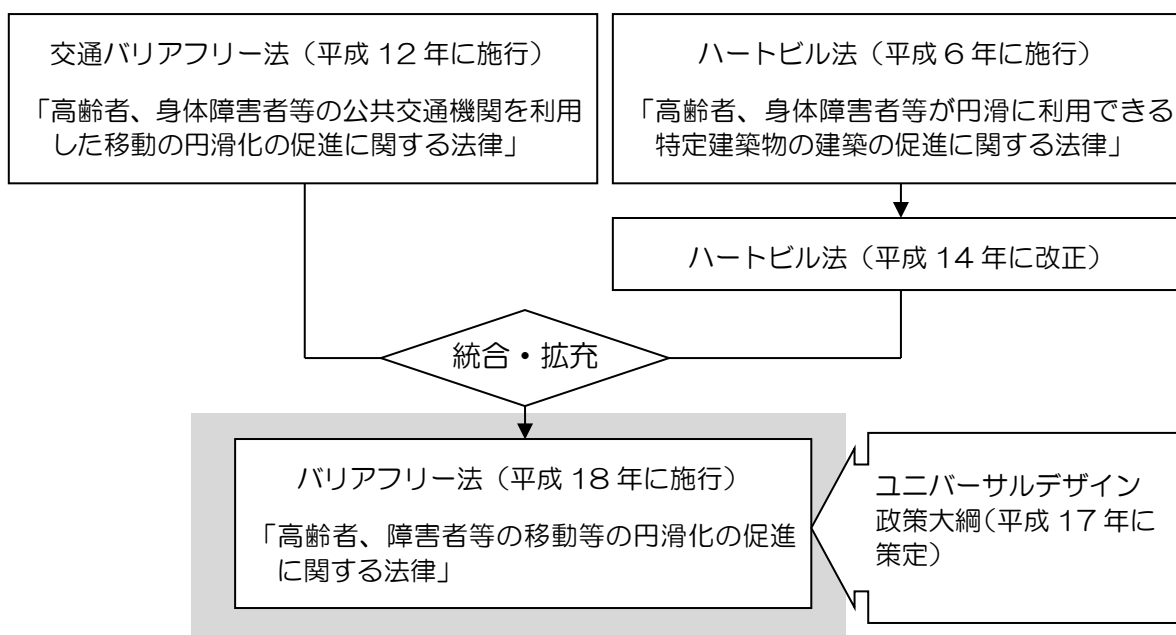
急速な高齢化の進展と、「ノーマライゼーション*」の理念、「ユニバーサルデザイン*」といった考え方が浸透するなか、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、公共交通事業者や都道府県公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取り組みの整合性を図り、交通用施設の総合的なバリアフリー*化が推進されることとなった。

一方、建築物については、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 ㎡）以上の建築物の建築等において移動等円滑化基準への適合が義務づけられた。

平成 17 年には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。この中で、交通バリアフリー法とハートビル法という 2 つの法律によって進められてきたバリアフリー施策をより総合的に推進するためには、2 つの法律の一体化に向けた法制度の構築が必要であると示された。

こうして、ユニバーサルデザイン政策の柱として、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成 18 年 12 月 20 日に施行された。

バリアフリー法制定の経緯



（２）バリアフリー法の目的

公共交通機関、建築物、道路等の公共施設のバリアフリー*化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としている。

（３）バリアフリー法の枠組み

バリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するため、次ページのとおり枠組みを定めている。

また、バリアフリー法では、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容に加え、「ユニバーサルデザイン*」の考え方に基づき、以下の内容が新たに盛り込まれている。

バリアフリー法に新たに盛り込まれた内容

○対象者の拡充

- ・身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者等すべての障害者が対象

○対象施設の拡充

- ・基準適合義務の対象施設として、従来の建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加

○当事者参加の充実

- ・基本構想の作成プロセスや、継続的な改善（スパイラルアップ*）の際の当事者参加を明記

○スパイラルアップの考え方の導入

- ・よりユニバーサルデザインに近づけるために、関係者の参加を得つつ、継続的にバリアフリーの取り組みを積み重ねるべきことを具体的に規定

○心のバリアフリーの促進

- ・ハード面の整備と併せて、国民の一人ひとりが、高齢者、障害者等が感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」について規定

○基本構想の充実

- ・バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充

バリアフリー法の基本的枠組み

※赤字が交通バリアフリー法・ハートビル法からの拡充部分



出典：国土交通省ホームページより

(4) バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想の仕組み

バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想とは、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー*化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものである。

移動等円滑化基本構想は、基準への適合義務規定が個々の施設等のバリアフリー化を図るものであることと比較すると、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしている。

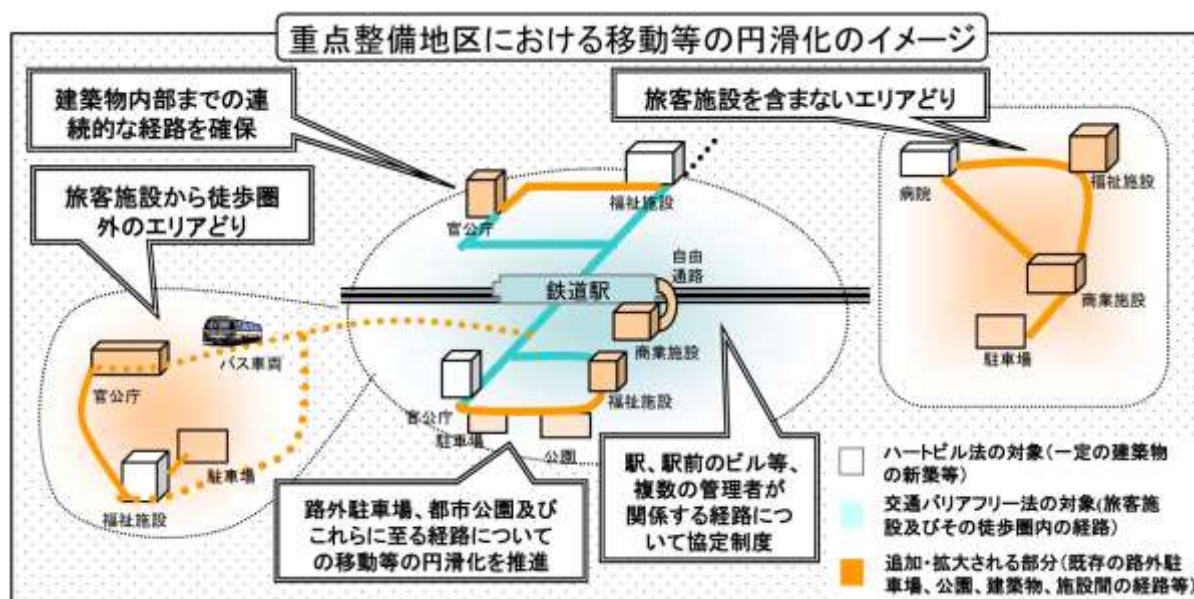
バリアフリー化の整備目標（抜粋）

対象地区：重点整備地区

- 要件：① 生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設等）が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区
② 生活関連施設、生活関連経路（施設相互間の経路）についてバリアフリー化のための事業が特に必要と認められる地区 等

移動等円滑化基本構想：市町村が重点整備地区について作成

- 内容：① 重点整備地区のバリアフリー化に関する基本方針
② 重点整備地区の位置及び区域
③ 生活関連施設、生活関連経路とこれらのバリアフリー化に関する事項（将来像）
④ 生活関連施設、特定車両等のバリアフリー化のために実施すべき特定事業等
⑤ その他の関連する事項（面的整備事業での配慮事項、駐輪場の整備に関する事項等）



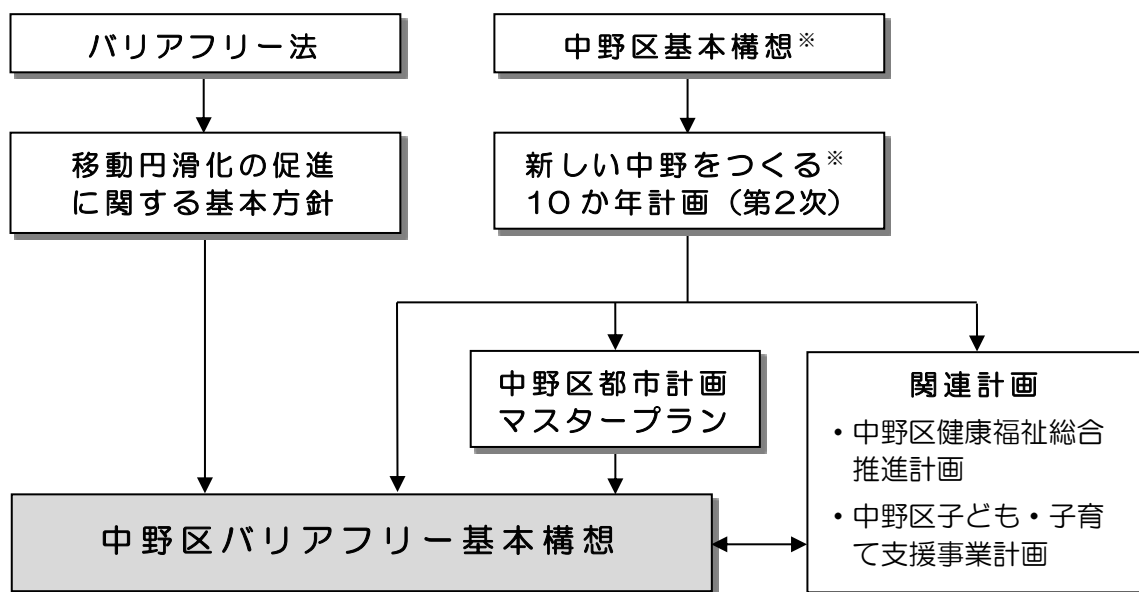
出典：国土交通省ホームページより

3. 構想の位置づけと目標年次

(1) 構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、「バリアフリー法」及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものであり、「中野区基本構想」、「新しい中野をつくる 10 か年計画（第2次）」に即すとともに、関連する分野別計画と整合を図った構想とする。

バリアフリー基本構想の位置づけ



※中野区基本構想・新しい中野をつくる 10 か年計画は、平成 27 年度中の改定を予定しているが、本構想は、これらの改定後の構想・計画との整合を図るものとする。

(2) 構想の目標年次

バリアフリー基本構想の目標年次は、「中野区基本構想」、「新しい中野をつくる 10 か年計画」等との整合を図り、平成 37 年度とする。

第2章 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区の選定

(1) 地区選定の考え方

① 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法及び法に基づく基本方針において、次のように定められている。

ア) 生活関連施設^{※1}があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

- ・原則、生活関連施設のうち特定旅客施設^{※2}または特別特定建築物^{※3}に該当するものが3つ以上あること。
- ・また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区で、概ね 400ha（2km 四方）未満の地区であること。

イ) 生活関連施設と生活関連経路^{※4}についてバリアフリー^{*}化が特に必要な地区

- ・高齢者、障害者等の移動や施設の利用の状況、土地利用や諸機能の集積実態と将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化が特に必要な地区であること。

ウ) 総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを掲げており、各種バリアフリー化事業の重点的实施が、様々な機能の増進を図るうえで、有効かつ適切であると認められる地区であること。

※1 生活関連施設 : 高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

※2 特定旅客施設 : 旅客施設のうち1日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であること。

※3 特別特定建築物 : 特定建築物のうち不特定多数の人が利用するもの、又は主として高齢者、障害者等が利用するもので、特別支援学校、病院、集会場、百貨店、官公署など。

※4 生活関連経路 : 生活関連施設相互間の経路。

② 地区選定の考え方と候補地区

中野区では、区域設定のとり方によっては区内のほぼ全域で重点整備地区の要件を満たすことができる。しかし、効果の高い地区から優先してバリアフリー化を進めることとし、多くの利用者が集中する鉄道駅を中心とした地区を重点整備地区の候補地区とする。

その重点整備地区の候補地区について、バリアフリー化の優先順位を評価し、その結果を踏まえ、現時点で取り組むべき重点整備地区の選定を行う。

(2) バリアフリー化の優先順位の検討

① 評価指標の設定

バリアフリー*化の優先順位は、客観的な評価項目（表1）を設定し、それらをあらかわす指標（表2）を用いて、評価する。

表1 バリアフリー化の優先順位を検証するための評価項目

評価項目	評価の考え方
①人口等の分布	・人口の多い地区や高齢者数の多い地区を優先する。
②公共交通の状況	・駅利用者の多い地区や公共交通の結節点になっている地区を優先する。
③施設の分布状況	・公共施設等が多く立地している地区を優先する。
④バリアフリー化の満足度	・駅や道路等のバリアフリー化に対する満足度が低い地区を優先する。
⑤関連事業	・駅の改修や交通結節点の整備、駅周辺におけるまちづくり等の計画がある地区を優先する。

表2 評価指標の設定

評価項目	評価指標	備 考
①人口等の分布	ア. 地区内の人口	・駅を中心とする 500m圏内の住民基本台帳による人口（平成 26 年 1 月 1 日現在）
	イ. 地区内の高齢者数	・駅を中心とする 500m圏内の住民基本台帳による 65 歳以上人口（平成 26 年 1 月 1 日現在）
②公共交通の状況	ウ. 駅乗降客数	・都市交通年報の各駅旅客発着状況から一日平均の乗降客数を算出（平成 21 年度の値）
	エ. バス運行本数	・各駅の最寄りバス停留所を発車している平日のバス本数（各事業者ホームページの時刻表より算出、平成 26 年 2 月 1 日現在）
③施設の分布状況	オ. 地区内の施設数	・駅を中心とする 500m圏内に立地している公共施設、文化・スポーツ施設、保健・福祉施設、医療機関、金融機関、商業施設、保育・教育施設、公園の数
④バリアフリー化の満足度	カ. 満足度の点数化	・区民アンケート調査の各施設・設備の満足度をもとに算出
⑤関連事業	キ. 関連事業の有無	・駅の改修予定、交通結節点（駅前広場等）の新設・改修予定、その他まちづくり計画等の有無

② 評価指標の整理

◆評価指標（ア～オ）

各地区におけるア～オの評価指標は、表3に示すとおりである。

表3 各地区の評価指標（ア～オ）

地区	ア. 人口 (人)	イ. 高齢者数 (人)	ウ. 駅乗降客数 (人/日)	エ. バス運行本数 (本/日)	オ. 施設数 (箇所)
1. 方南町	54,486	11,163	31,106	715	2
2. 中野富士見町	35,717	7,520	17,950	776	3
3. 中野新橋	39,594	7,896	18,250	40	8
4. 中野坂上	49,360	8,970	69,830	464	7
5. 新中野	44,374	8,653	31,252	837	3
6. 中野	42,146	8,047	208,849	1,530	24
7. 東中野	58,713	11,015	89,913	36	6
8. 落合	51,727	9,904	22,047	130	5
9. 新井薬師前	43,051	8,869	23,648	458	2
10. 沼袋	28,228	5,857	20,026	125	5
11. 野方	36,580	7,794	22,154	701	2
12. 都立家政	38,589	8,029	17,616	30	4
13. 鷺宮	40,844	8,700	30,681	596	6
14. 新江古田	28,251	6,087	23,172	540	3
15. 富士見台	39,194	8,712	24,024	71	2

項目ごとに15地区の最大値を100として点数化し、全項目の点数の合計を当該地区の評価点とする。

表4 数値指標の評価点（合計点の多い順）

地区	ア. 人口 (人)	イ. 高齢者数 (人)	ウ. 駅乗降客数 (人/日)	エ. バス運行本数 (本/日)	オ. 施設数 (箇所)	合計点
6. 中野	72	72	100	100	100	444
7. 東中野	100	99	43	2	25	269
1. 方南町	93	100	15	47	8	263
4. 中野坂上	84	80	33	30	29	256
5. 新中野	76	78	15	55	13	237
13. 鷺宮	70	78	15	39	25	227
8. 落合	88	89	11	8	21	217
2. 中野富士見町	61	67	9	51	13	201
9. 新井薬師前	73	79	11	30	8	201
11. 野方	62	70	11	46	8	197
3. 中野新橋	67	71	9	3	33	183
15. 富士見台	67	78	12	5	8	170
12. 都立家政	66	72	8	2	17	165
14. 新江古田	48	55	11	35	13	162
10. 沼袋	48	52	10	8	21	139

※網掛けは各項目の数値の大きい上位5番目まで

◆評価指標（カ）

区民アンケート調査で聞いた各施設の満足度の評価を点数化し、評価する。

点数は、満足：5点、やや満足：4点、どちらでもない：3点、やや不満：2点、不満：1点とし、全回答の平均で算出し、全項目の合計を当該地区の評価点とする。

表5 満足度の評価点（合計点の少ない順）

地区	駅施設 (問7)	駅周辺の道路 (問9)	駅周辺の信号機等 (問11)	駅周辺の施設 (問13)	全項目合計
1. 方南町	2.2	2.0	2.8	2.7	9.7
10. 沼袋	2.9	2.1	2.8	2.5	10.2
13. 鷺宮	2.9	2.1	2.7	2.6	10.3
9. 新井薬師前	2.7	2.1	2.7	2.8	10.3
3. 中野新橋	2.3	2.4	2.8	3.5	11.1
5. 新中野	3.1	2.7	3.1	2.6	11.4
15. 富士見台	3.5	2.5	2.8	2.9	11.7
6. 中野	2.8	2.7	3.2	3.0	11.7
11. 野方	3.6	2.3	2.9	2.9	11.7
8. 落合	2.9	3.2	3.2	2.6	12.0
12. 都立家政	3.3	2.6	3.1	3.1	12.1
7. 東中野	2.9	3.1	3.1	3.2	12.4
2. 中野富士見町	3.4	2.6	2.9	3.6	12.4
4. 中野坂上	3.2	3.4	3.2	2.9	12.6
14. 新江古田	3.3	2.8	3.4	3.4	13.0

※網掛けは各項目の数値の小さい上位5番目まで

◆評価指標（キ）

駅の改修予定、交通結節点（駅前広場等）の新設・改修予定、その他まちづくり計画など、関連事業の有無で評価する。

表6 関連事業の有無

地区	駅の改修	交通結節点 の新設・改修	その他まちづ くり計画等	備 考
1. 方南町	—	—	—	
2. 中野富士見町	—	—	—	
3. 中野新橋	○	—	—	中野新橋駅の改良(事業中)
4. 中野坂上	—	—	—	
5. 新中野	—	—	—	
6. 中野	○	○	○	中野駅地区の整備(西側橋上駅、南北通路、駅前広場等の整備)
7. 東中野	—	○	—	駅前広場整備(事業中)
8. 落合	—	—	—	
9. 新井薬師前	○	○	○	西武新宿線の連続立体交差化にともなう駅施設の改良、駅前広場等の整備、駅周辺まちづくりの検討
10. 沼袋	○	○	○	
11. 野方	—	—	—	
12. 都立家政	—	—	—	
13. 鷺宮	—	—	○	補助133号線(中杉通り)の整備
14. 新江古田	—	—	—	
15. 富士見台	—	—	—	

③ 優先順位の評価

以上の評価指標をもとに優先順位の評価を行う。

数値評価（指標 ア～オ）及び満足度の低さ（指標 カ）については、上位1～5番目の地区を「A」、6～10番目の地区を「B」、11～15番目の地区を「C」とする。

また、関連事業の有無（指標 キ）については、○が2つ以上の地区を「A」、○が1つの地区を「B」、それ以外を「C」とする。

各項目の評価から、Aが2つ以上の地区を総合評価◎、Aが1つかつBが2つ以上の地区を総合評価○とする。

優先順位の評価の結果は、表7に示すとおりである。

表7 優先順位の評価

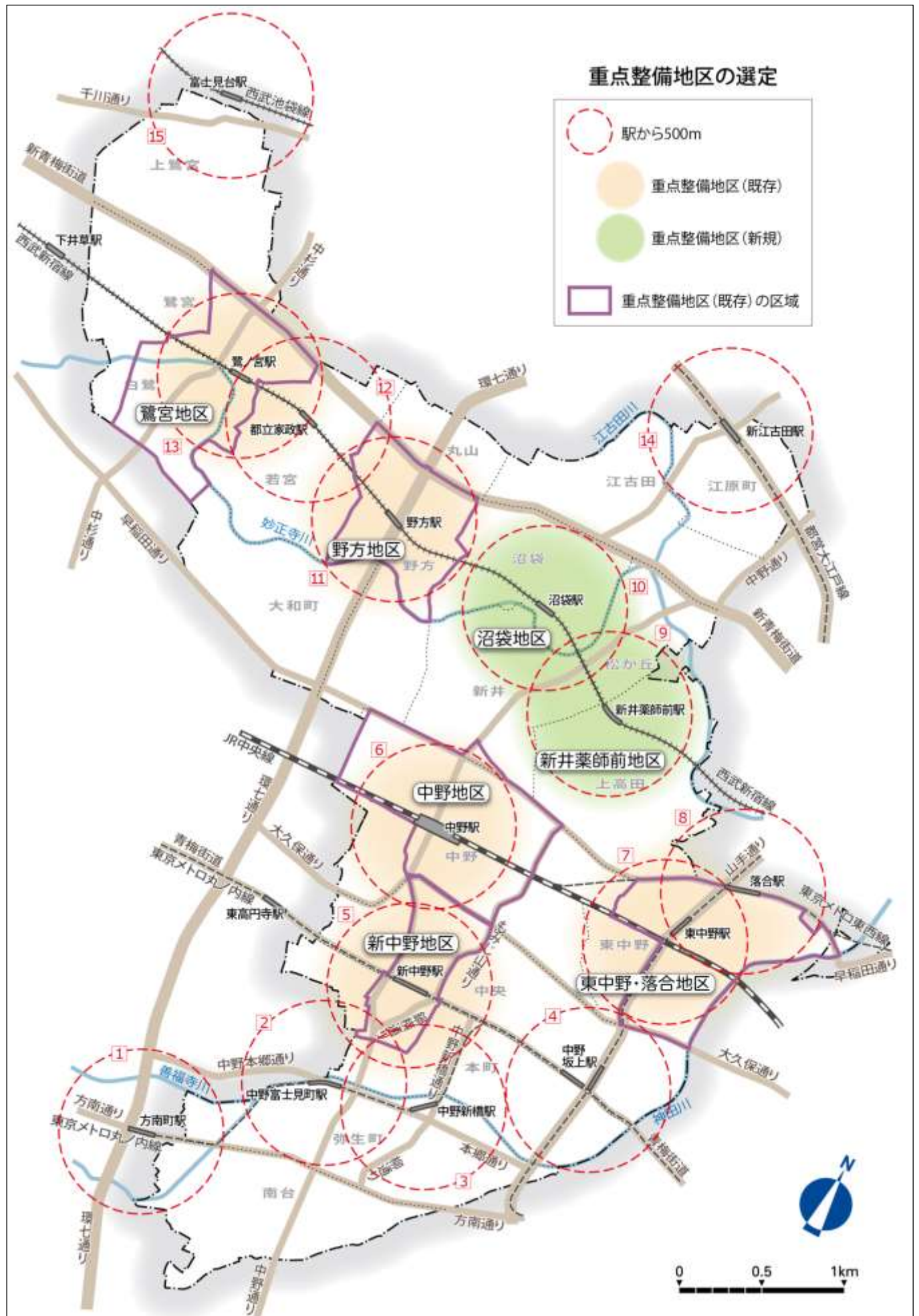
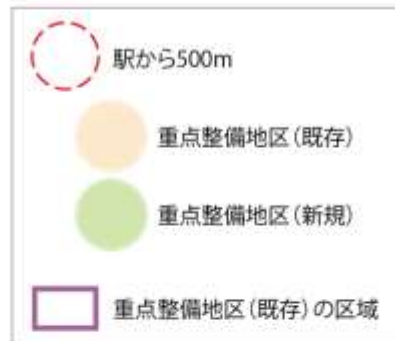
地区	数値評価 (指標 ア～オ)	満足度の低さ (指標 カ)	関連事業の有無 (指標 キ)	総合評価
1. 方南町	A	A	C	◎
2. 中野富士見町	B	C	C	
3. 中野新橋	C	A	B	
4. 中野坂上	A	C	C	
5. 新中野	A	B	C	
6. 中野	A	B	A	◎
7. 東中野	A	C	B	
8. 落合	B	B	C	
9. 新井薬師前	B	A	A	◎
10. 沼袋	C	A	A	◎
11. 野方	B	B	C	
12. 都立家政	C	C	C	
13. 鷺宮	B	A	B	○
14. 新江古田	C	C	C	
15. 富士見台	C	B	C	

(3) 地区選定の結果

バリアフリー*化の優先順位の評価結果を踏まえ、旧構想に基づきバリアフリー化を推進してきた既存の重点整備地区に加え、新たに「新井薬師前地区」及び「沼袋地区」を重点整備地区に選定する。

なお、「方南町地区」については、駅自体が区外（杉並区）にあるため、現時点では重点整備地区に指定しないが、杉並区が策定した「杉並区バリアフリー基本構想」を踏まえ、今後、杉並区をはじめ関係する事業者と連携を図りながら、バリアフリー化の推進方策について検討を行う。

重点整備地区の選定



2. 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

バリアフリー法において、生活関連施設は、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などで、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用状況等地域の実情を勘案して設定することとされている。

これを踏まえ、本構想では、不特定多数の区民、または、多くの高齢者、障害者等が利用する公共施設等で、駅から概ね 500m圏内に所在するものを、生活関連施設として設定する。

本構想の生活関連施設

種 別	施設内訳
旅客施設	・ 鉄道駅
公共施設	・ 区役所
	・ 地域事務所
	・ 税務署、都税事務所
	・ 年金事務所
文化・スポーツ施設	・ 図書館、資料館
	・ ホール
	・ 区民活動センター
	・ 産業振興センター
	・ 商工会館
	・ 体育館
保健・福祉施設	・ 保健所
	・ すこやか福祉センター
	・ 地域包括支援センター
	・ 障害者福祉会館
	・ 中野区社会福祉協議会（スマイルなかの）
医療機関	・ 病院
金融機関	・ 郵便局（集配局）
商業施設	・ 大型小売店（店舗面積 500 m ² 以上）
公園	・ 総合公園
	・ 地区公園
	・ 近隣公園
	・ 上記以外の大規模な公園（面積 10,000 m ² 以上）
	・ 生活関連施設相互結ぶ経路（生活関連経路）に接している公園

（２）生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区内の回遊性を考慮して設定することが必要である。

本構想では、生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、より多くの人が利用する経路（駅と施設を結ぶ経路など）を生活関連経路として設定する。

なお、旧構想では、生活関連経路に相当するものとして、以下の特定経路及び準特定経路が定められており、駅を中心として高齢者、障害者等がよく利用する経路が設定されていることから、本構想においても、継続してこれらの経路を生活関連経路として設定する。

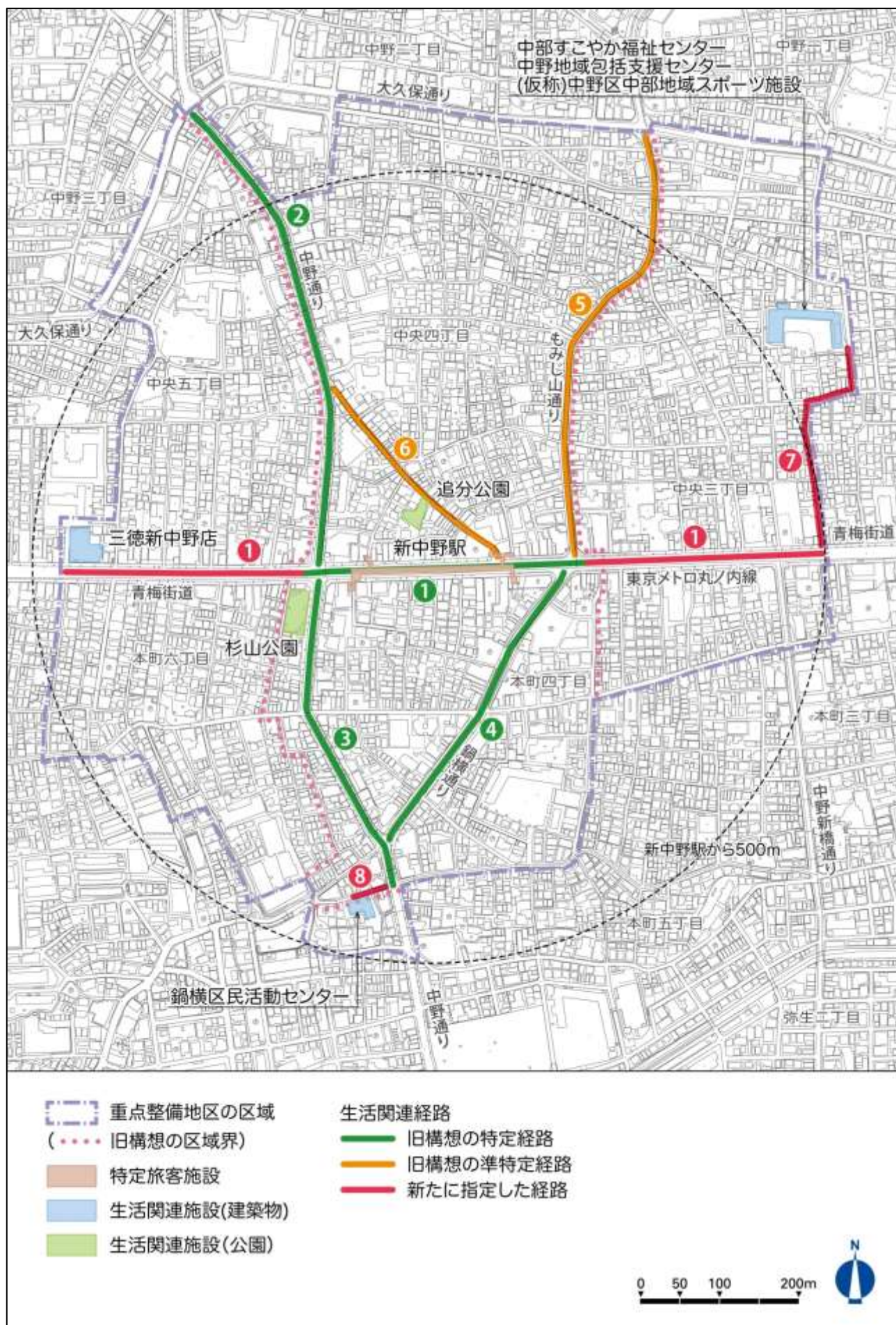
特定経路：駅と高齢者や障害者等が利用する主要な施設を結ぶ主要な経路
原則として歩道の有効幅員*が2 m以上確保できる道路

準特定経路：高齢者や障害者等がよく利用すると考えられる経路
歩道の有効幅員の不足等により特定経路に指定できない道路

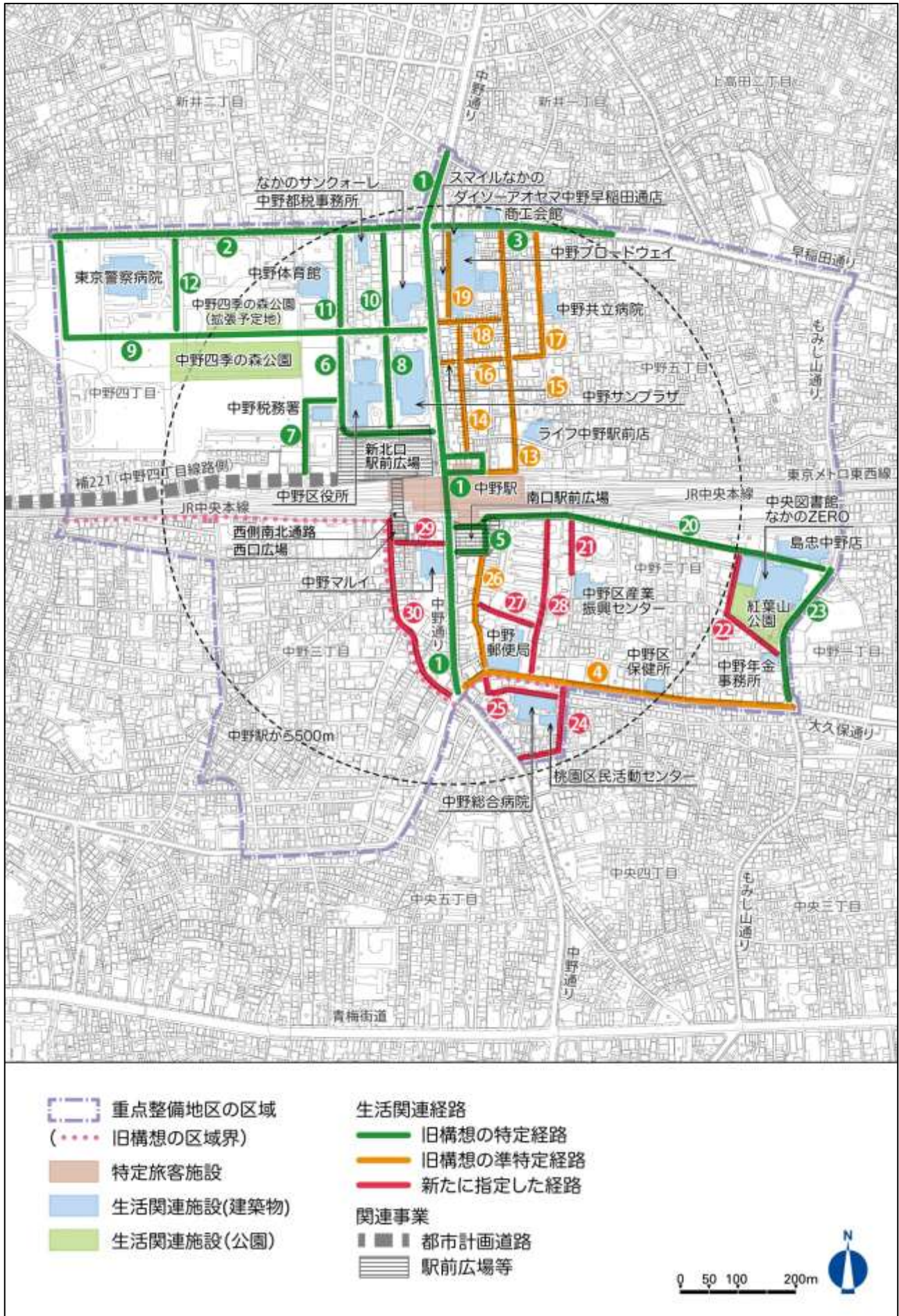
（３）重点整備地区の区域の設定

重点整備地区の区域は、前述の生活関連施設と生活関連経路を含む範囲で、ある程度整形なまとまりに配慮して設定する。

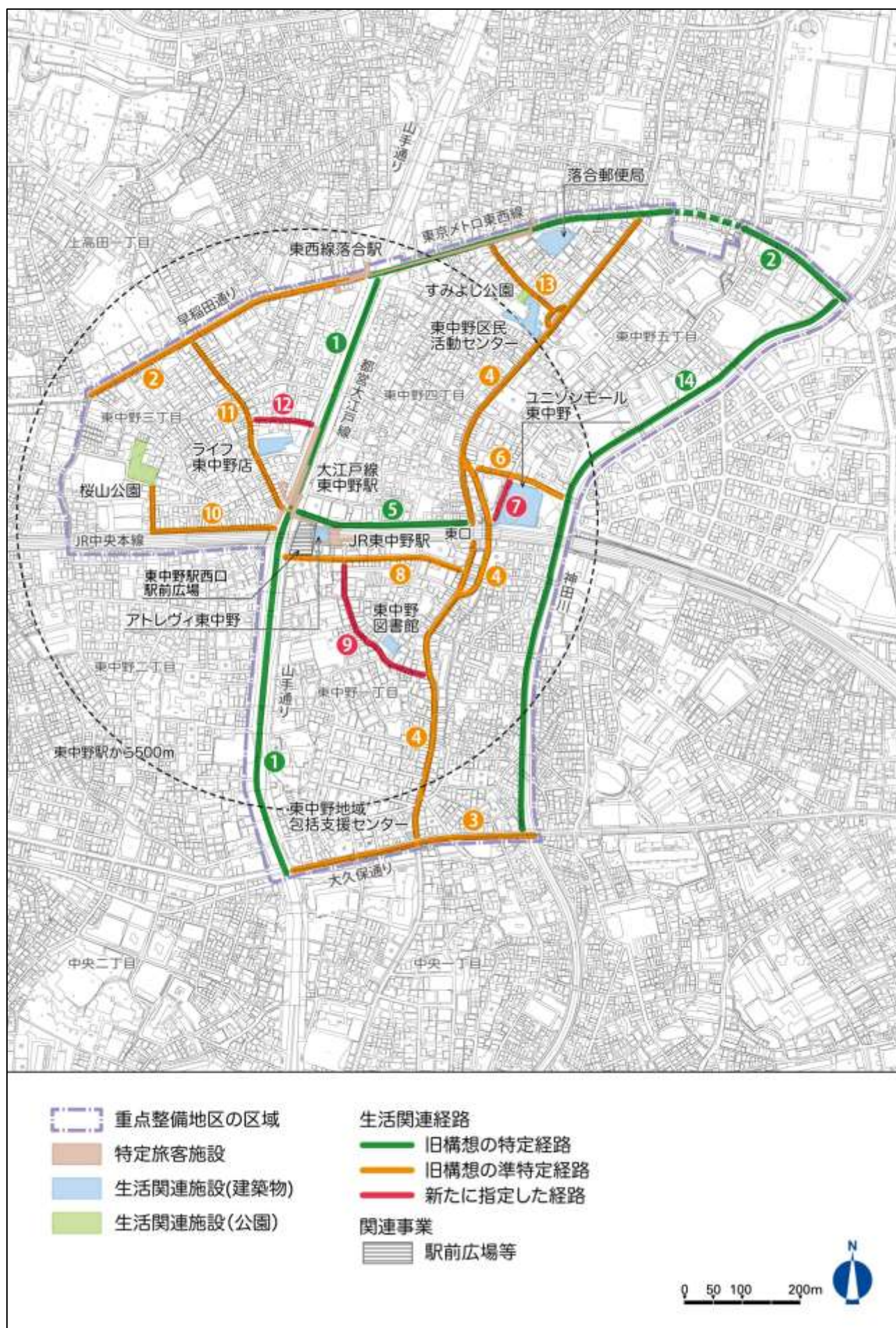
① 新中野地区の生活関連施設・経路及び区域



② 中野地区の生活関連施設・経路及び区域



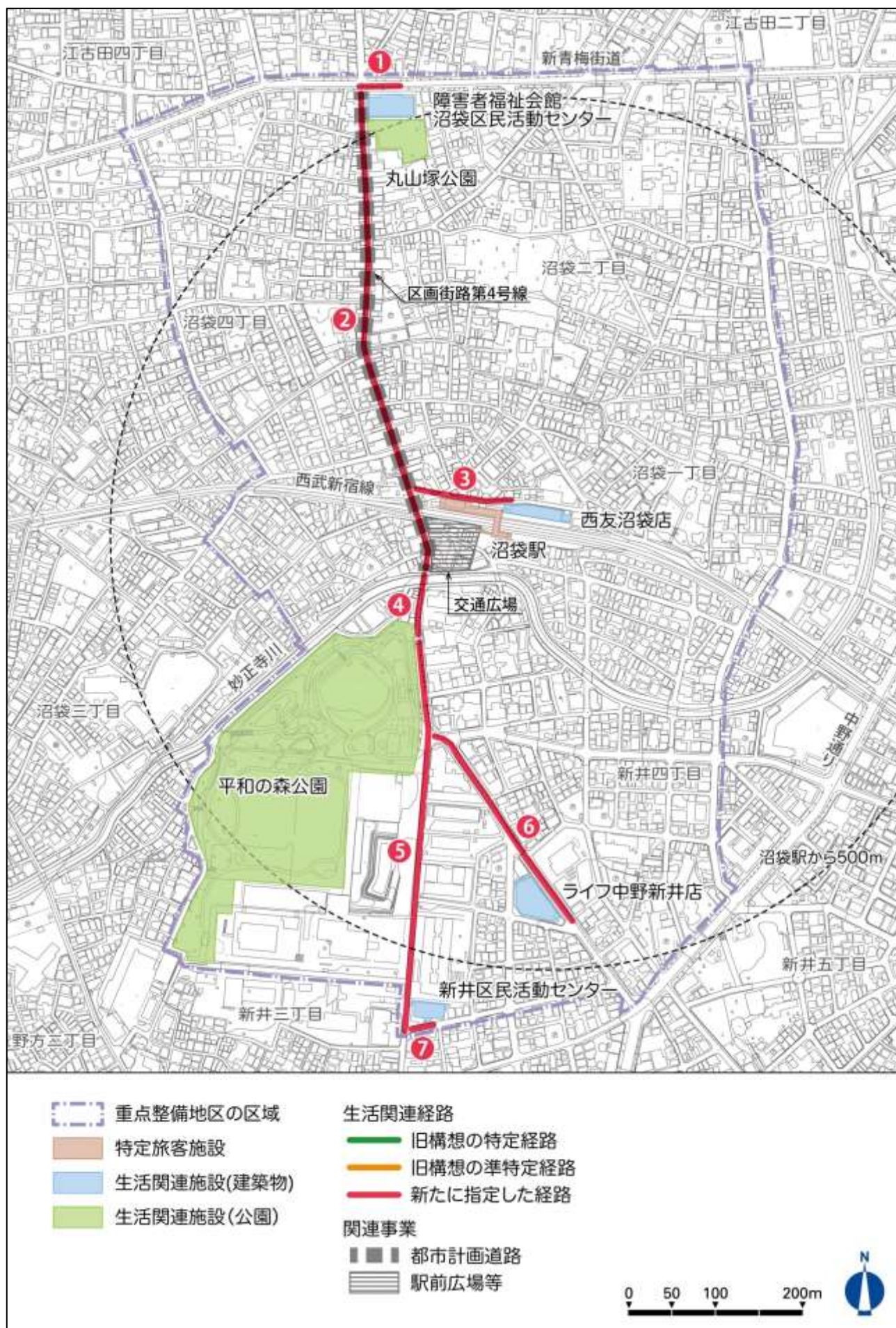
③ 東中野・落合地区の生活関連施設・経路及び区域



④ 新井薬師前地区の生活関連施設・経路及び区域



⑤ 沼袋地区の生活関連施設・経路及び区域



⑥ 野方地区の生活関連施設・経路及び区域



⑦ 鷺宮地区の生活関連施設・経路及び区域



3. 重点整備地区のバリアフリー化の基本方針

重点整備地区では、以下に示す方針でバリアフリー*化に取り組むこととし、今後、区内で面的なバリアフリー化を進めていく上でのモデルとする。

重点整備地区のバリアフリー化の基本方針

- 高齢者、障害者をはじめ、妊娠中の人や乳幼児連れの人、病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指す。
- 日常生活に欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路、建築物などを対象に、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。
- 駅の徒歩圏内（駅から概ね 500m圏内）にある、駅と生活関連施設を結ぶ経路及び生活関連施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化し、歩行空間のバリアフリーネットワークを形成する。
- 駅やバス乗り場などをバリアフリー化し、交通結節機能の向上を図る。
- 施設の整備に合わせて、放置自転車対策など、ソフト面の取り組みも推進する。
- 中野駅周辺や西武新宿線沿線では、駅の改良、駅前広場等の整備、駅周辺のまちづくりと連携を図り、バリアフリー化を推進する。

第3章 まち歩き点検による区民意見

1. まち歩き点検の概要

利用者の視点で、バリアフリー*に関する問題点や課題を把握するため、高齢者、障害者等の区民を中心としたメンバーによる「まち歩き点検」を下表のとおり実施した。

各重点整備地区において、現地を歩いて、駅や駅周辺の道路、施設を対象に点検を行い、点検後、問題点や改善点等について意見交換を行った。

対象地区	日時・会場	参加者	
①新中野地区	7月8日(火) 9:00～12:00 鍋横区民活動センター	聴覚障害者2名 視覚障害者1名 知的障害者の家族1名	計4名
	7月15日(火) 9:00～12:00 中部すこやか福祉センター	聴覚障害者3名 視覚障害者1名 精神障害者2名 知的障害者の家族1名	計7名
②中野地区	6月30日(月) 9:00～12:00 中野区役所	聴覚障害者2名 視覚障害者2名 知的障害者の家族1名 大学生3名	計8名
	7月1日(火) 9:00～12:00 中野区役所	聴覚障害者5名 視覚障害者1名 車椅子使用者1名	計7名
	7月2日(水) 9:00～12:00 中野区役所	聴覚障害者2名 視覚障害者1名 知的障害者の家族2名 車椅子使用者2名 大学生2名	計9名
③東中野・落合地区	7月15日(火)14:00～17:00 東中野区民活動センター	高齢者5名 聴覚障害者2名 視覚障害者2名 知的障害者の家族1名 車椅子使用者:2名	計12名
④新井薬師前地区	6月26日(木)13:00～16:00 上高田区民活動センター	聴覚障害者5名 視覚障害者2名 知的障害者の家族4名	計11名
⑤沼袋地区	6月27日(金) 9:00～12:00 沼袋区民活動センター	聴覚障害者2名 視覚障害者3名 知的障害者の家族2名	計7名
⑥野方地区	7月9日(水) 9:00～12:00 野方区民活動センター	聴覚障害者4名 視覚障害者1名 知的障害者の家族1名 区民1名	計7名
⑦鷺宮地区	7月10日(木)13:00～16:00 鷺宮区民活動センター	聴覚障害者5名 視覚障害者2名 知的障害者の家族1名	計8名

① 新中野地区のまち歩きルート



【新中野地区の主な意見】

公共交通	鉄道駅	- ホームドアが設置され安全になった。 - 片麻痺のため、階段の中間にも手すりを設置してほしい。
道路等	道路	- 青梅街道の歩道は、看板や駐輪があり、歩きにくい。 - 青梅街道の歩道は、自転車がスピードを出して走っているため、怖い思いをすることがある。ルールとマナーの徹底が必要だと思う。
	信号機等	- 杉山公園の交差点の信号機は音響が付いていない方向がある。全ての方向に音響を付けてほしい。 - 三徳前の横断歩道は歩行者の青時間が短く不便している。青延長用押しボタンを付けてほしい。 - 鍋横の交差点に音響式信号機*を設置してほしい。
建築物		- 区民活動センターの入口に誘導チャイムがあるが、音が出ていない。 - 視覚障害者誘導用ブロック*の上にマットが敷かれていた。

[illegible]

公共交通	バス	・バスが停留所から離れて停車しているのをよく見る。歩道に寄せて停めないと車椅子が乗降できない。 ・バス停留所に音声案内を設置してほしい。 ・バスの案内板の位置がわかりにくい。
道路等	道路	・放置自転車が多い。撤去してもすぐに停められてしまう。
	信号機等	・音響式信号機*の音が電車の音で聞こえない。 ・エスコートゾーン*が摩耗している箇所が多い。
建築物		・スマイルなかのは、手話の使える人もいるが、そうでない人に対応されると困るときがある。 ・ブロードウェイの通路は商品や看板がはみ出しており歩きにくい。 ・ダイソーは視覚障害者がいると声をかけ売り場を案内してくれる。 ・ライフは2階に車椅子用のトイレがあるが、そこへ行くエレベーターがない。

② 中野地区のまち歩きルート（その2）



【中野地区（その2）の主な意見】

道路等	道路	・区役所周辺は公共施設が多くあるが、視覚障害者誘導用ブロック*が少ない。駅から公共施設へ至る道路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置してほしい。
	信号機等	・税務署前の横断歩道は信号機がなく危険に感じる。
公園		・多機能トイレ*に大型のベッドが設置されている。
建築物		・中野税務署には多機能トイレがない。また、エレベーターもない。 ・体育館の車椅子用スロープの案内表示がわかりにくい。 ・東京警察病院の金属製の視覚障害者誘導用ブロックは目立たない。 ・窓口や受付に耳マークを設置してほしい。 ・エレベーターは、内部から外部、外部から内部がわかるように、ドアにガラス窓を設けてほしい。 ・トイレの洗浄ボタンの形や配置が統一されていない。視覚障害者はボタンを探すのに苦労する。点字を付けてほしい。

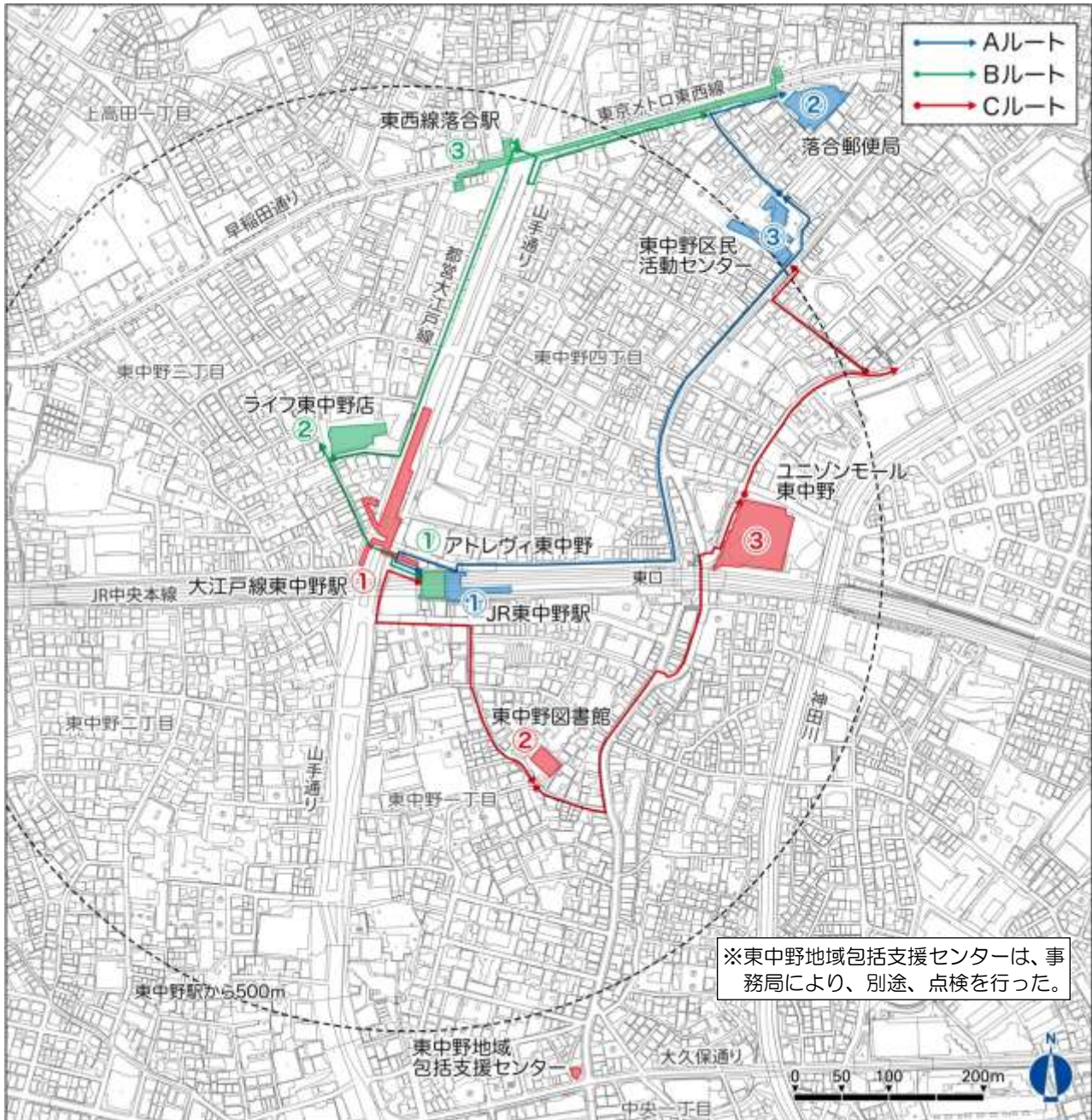
② 中野地区のまち歩きルート（その3）



【中野地区（その3）の主な意見】

公共交通	鉄道駅	・中野駅にはエレベーターがないので、大学の通学には高円寺駅を利用している。
道路等	道路	・南口駅前広場の外周部、中野通り、大久保通りに視覚障害者誘導用ブロック*を設置してほしい。 ・大久保通りの歩道が狭く、介助者と並んで歩けない。
	信号機等	・南口にある音響式信号機*は朝8時から夜9時までしか音が出ない。音響用押しボタンを付け音が出せるようにしてほしい。
建築物		・区民活動センターの入口に誘導チャイムがあるが、音が出ていない。 ・中野総合病院と保健所の多機能トイレ*は狭く、電動車椅子で利用するのは難しい。 ・島忠の車椅子用トイレの引き戸が重くなかなか開けられなかった。 ・エレベーター内にカメラやモニター等を設置し、聴覚障害者が外部と連絡を取れるようにしてほしい。

③ 東中野・落合地区のまち歩きルート



【東中野・落合地区の主な意見】

公共交通	鉄道駅	・JR東中野駅は、「筆談します」の文字が小さくて見えにくい。また、多機能トイレ*の点字が摩耗していた。 ・大江戸線東中野駅のホームへ下りるエレベーターの乗り場が狭く、いつも電動車椅子の転回に苦労している。 ・落合駅の2A出入口の誘導チャイムが鳴っていなかった。
道路等	道路	・山手通りの歩道は、歩行者と自転車の通行帯が舗装の色で区分されていて、歩きやすい。 ・区民活動センターまでの歩道は切り下げで斜めになっていて、車椅子の通行が難しい。また、はみ出した看板で通れない箇所がある。
建築物		・区民活動センターの入口に誘導チャイムがあるが、音が出ていない。 ・区民活動センターは、道路から会議室まで、車椅子で行きにくい。 ・郵便局は出入口からATMまで視覚障害者誘導用ブロック*が設置されているが、机等が邪魔になっていた。

④ 新井薬師前地区のまち歩きルート



【新井薬師前地区の主な意見】

公共交通	鉄道駅	- ホームと車両との隙間が大きいので、ホームドアを設置してほしい。 「筆談できます」という表示があるが、文字が小さく、わかりづらい。
	バス	バス停留所に点状ブロックが設置されているが、わかりづらい。
道路等	道路	- 駅の北側はバスも通るが、白線しかなく、車や自転車に注意しながら歩かないとならない。 - 駅の南側は歩道が付いている道路があるが、勾配が激しく、また、自転車や看板等が置かれていて、歩きにくい。 - 区民活動センターへの案内板の文字が小さい。
	信号機等	歩行者用信号機には音響機能を付けてほしい。
建築物		- 図書館の入口に誘導チャイムがあるが、音が出ていない。 - 区民活動センターの入口に誘導チャイムがあるが、音が出ていない。また、ロビーから階段へ転落しそうな構造になっている。

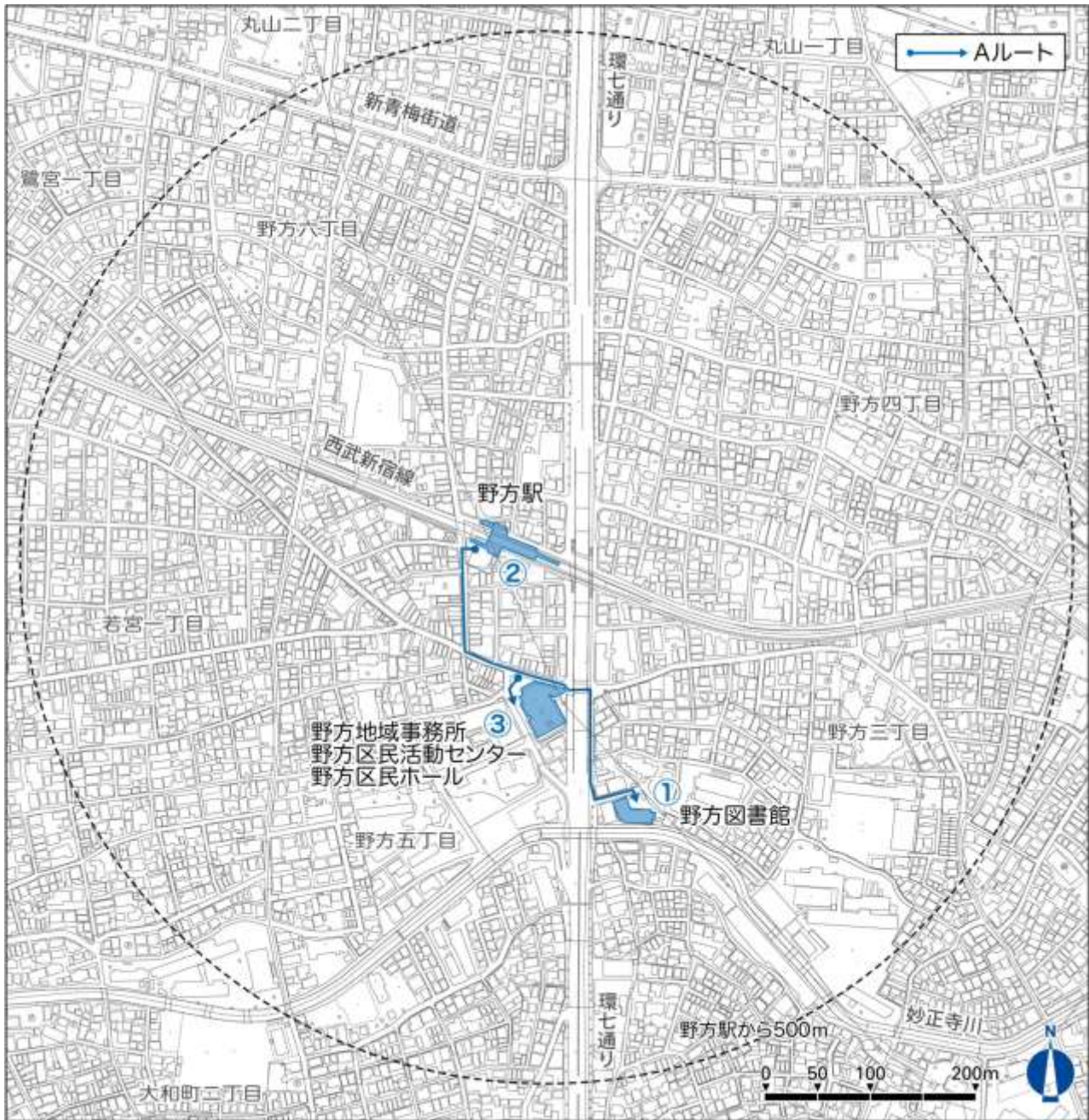
⑤ 沼袋地区のまち歩きルート



【沼袋地区の主な意見】

公共交通	鉄道駅	・ 以前から駅員がとても親切である。
道路等	道路	・ 駅の北側は歩道がないが、車も多く、駐輪もあり、歩きにくい。 ・ 駅の南側の橋の上の歩道に車止めがあるが、低いため、視覚障害者がつまずくおそれがある。 ・ 区民活動センター前の横断歩道に視覚障害者誘導用ブロック*がない。
	信号機等	・ 音響式信号機*が1箇所しかない。
公園		・ トイレの位置がわかりにくい。
建築物		・ 福祉会館の駅に近い方の出入口に誘導チャイムを付けてほしい。 ・ 区民活動センターは道路から入口までの視覚障害者誘導用ブロックがあるが、その上に自転車が停められていた。 ・ 西友にはエレベーターがなく、車椅子使用者は2階へ行けない。 ・ ライフはレジで聴覚障害者に対し商品や値段を読み上げてくれる。

⑥ 野方地区のまち歩きルート



【野方地区の主な意見】

公共交通	鉄道駅	・島式のホームは視覚障害者にとって歩きにくい。ホームドアを設置してほしい。 ・トイレの音声案内が聞き取りにくい。 ・改札のある階にベンチを設置してほしい。
道路等	道路	・駅から区民活動センターまでの道路は、車や自転車がが多く危ない。
	信号機等	・環七に架かる橋の前後は信号機がなく危険に感じる。
建築物		・図書館も区民活動センターも誘導チャイムが鳴っていない。 ・図書館の1階は受付等がないので、視覚障害者誘導用ブロック*をエレベーターまで設置してほしい。 ・区民活動センターの多機能トイレ*の引き戸が重い。自動ドアにしてほしい。 ・区民活動センターの道路から出入口までの視覚障害者誘導用ブロックの誘導がわかりにくい。ロープに遮られていた。

⑦ 鷺宮地区のまち歩きルート



【鷺宮地区の主な意見】

公共交通	鉄道駅	・タッチパネル式の券売機は視覚障害者にとって使いにくい。 ・北口の視覚障害者誘導用ブロック*がはがれていた。 ・南口にエレベーターを設置してほしい。
道路等	道路	・南口を示す視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・駅の北側は、放置自転車がが多く歩きにくい。 ・中杉通りの南側は、歩道が狭く、車椅子は通行しにくい。
建築物		・体育館の出入口に誘導チャイムを設置してほしい。 ・体育館の視覚障害者誘導用ブロックの上に絨毯が敷かれていた。 ・福祉センターの道路から出入口までの舗装が凸凹している。 ・区民活動センターの入口に誘導チャイムがあるが、音が出ていない。 ・区民活動センターの階段が急すぎる。 ・窓口や受付に耳マークを設置してほしい。 ・筆談だけでなく、手話も使えるようにしてほしい。

2. まち歩き点検による意見※のまとめ

※意見には、平成 25 年度に実施したアンケート・ヒアリング調査も反映している。

(1) 公共交通

① 鉄道駅

【昇降設備】

- ・駅の改修によりエレベーターが設置され、車椅子使用者でも駅を利用しやすくなった。(車椅子使用者)
- ・エレベーターがない駅は車椅子使用者にとって利用しづらい。そのため、普段はエレベーターのある隣の駅を利用している。(車椅子使用者)
- ・踏切により南北に分断されている駅など、離れた位置に複数の出入口がある駅では、それぞれの出入口にエレベーターを設置してほしい。
- ・エスカレーターが一方方向の場合、上り方向が多いが、高齢者は階段の下りが困難であったり不安を感じたりするので、下り方向のエスカレーターも設置してほしい。(高齢者)

【階段】

- ・左手(右手)が不自由な場合、階段が左側(右側)通行だと、無理な体勢で手すりにつかまることになるので、階段の中間にも手すりを設置してほしい。(片麻痺の障害者)

【券売機】

- ・車椅子使用者が券売機に接近できるように、券売機の下部に蹴込みを設けてほしい。(車椅子使用者)
- ・視覚障害者がタッチパネル式の券売機を利用するときはテンキーを使うが、その場合、連絡切符や回数券を購入できない。タッチパネル式以外の券売機も設置するなど、改善してほしい。(視覚障害者)



【券売機の蹴込み】

【改札口】

- ・双方方向の自動改札機は、視覚障害者にとって、反対方向から来る人がわからず、利用しづらい。また、視覚障害者は I C カード専用かそうでないかの区別がしづらいので、切符が使える入口専用・出口専用の自動改札機を設けてほしい。(視覚障害者)

【ホーム】

- ・ホームの列車が停車しない部分や線路側以外の端部に転落防止柵を設置してほしい。(視覚障害者)

- ・視覚障害者のホームからの転落や列車の接近に気づかない聴覚障害者の列車との接触を防ぐため、ホームドアやホーム柵*を設置してほしい。特に、視覚障害者にとって、幅の狭いホームや島式のホームは転落に対する不安感が大きいので、そういった駅に優先して設置してほしい。(視覚障害者、聴覚障害者)
- ・ホーム端部の視覚障害者誘導用ブロック*の上や近くに柱があり、視覚障害者誘導用ブロックに沿って歩いていると柱にぶつかることがある。視覚障害者誘導用ブロックは、柱に干渉しないように敷設するか、柱の角を丸くしたり、クッションを付けるなど、ぶつかっても怪我をしないような配慮をしてほしい。(視覚障害者)

【トイレ】

- ・トイレの洗浄ボタンや呼出しボタンは、視覚障害者が区別できるように、点字を付けてほしい。(視覚障害者)

【休憩設備】

- ・高齢者、障害者等は疲れやすかったり、体調が急に悪くなったりする人がいるので、通路やホーム上などスペースの余裕があるところにできるだけベンチを設置してほしい。
- ・服薬の影響により急に具合が悪くなる場合があるので、席ごとの仕切りがない横になれるベンチを設置してほしい。(精神障害者)

【誘導・案内】

- ・電光掲示板の表示情報により、聴覚障害者も列車の行き先や種別、運休や遅延などの運行情報を得ることができる。どこにいても情報が得られるように、改札口付近やホーム上など、複数の場所に電光掲示板を設置してほしい。(聴覚障害者)
- ・改札口やトイレの出入口などにチャイムや音声案内が設置されているが、聞き取りにくい場合がある。音量や音の出る間隔など適切に調整してほしい。(視覚障害者)
- ・筆談の対応ができるという表示があっても見えにくい駅があった。聴覚障害者から手の届く位置に、大きな文字で、見やすく表示してほしい。(聴覚障害者)
- ・聴覚障害者には、筆談による会話が苦手な人もいるので、手話での対応もできるようにしてほしい。(聴覚障害者)

② バス

- ・バス停留所には屋根やベンチを設置してほしい。
- ・バスが停留所から離れて停車しているのをよく見る。車椅子やベビーカーがスロープ板でバスに乗降できるように、停留所と車両との隙間を空けないように停車させてほしい。(車椅子使用者、ベビーカー使用者)
- ・バスターミナルにあるバス案内板の位置がわかりにくい。駅から降りてくる人がわかるように位置や表示を工夫してほしい。

- ・バスターミナルのバス停留所には、停留所の位置を知らせたりバスの行き先等を案内したりする音声案内を付けてほしい。(視覚障害者)
- ・バスに乗車する際に「どちらまで」と聞いてくれる運転手もいて、安心できる。(視覚障害者)

(2) 道路等

① 道路

【歩道】

- ・視覚障害者や歩行が困難な人が介助者と並んで歩くには、幅員の狭い歩道がある。(視覚障害者、歩行困難者)
- ・歩道のすりつけ勾配が急な箇所がある。(高齢者、車椅子使用者、ベビーカー使用者)
- ・歩道の車乗り入れ部など車道側に向かって傾斜している箇所があり、車椅子やベビーカーが通行しづらい。(車椅子使用者、ベビーカー使用者)
- ・樹木の根上がりで歩道の舗装が凸凹している箇所がある。(視覚障害者)
- ・歩道のレンガ舗装は目地により凸凹していると、視覚障害者が足裏の感覚や白杖で視覚障害者誘導用ブロック*を識別しづらくなる。(視覚障害者)
- ・バスが通る道路だが歩道がないため、車や自転車に注意しながら歩かないとならない。
- ・歩道を走る自転車が危険。歩行者と自転車を分離してほしい。



【幅員の狭い歩道】

【誘導・案内】

- ・視覚障害者誘導用ブロックがはがれたり破損していたりする箇所がある。補修してほしい。(視覚障害者)
- ・横断歩道に接する歩道には、視覚障害者に注意喚起と横断方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。(視覚障害者)
- ・公共施設の前面道路には、公共施設の出入口を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。(視覚障害者)
- ・バス停留所の位置を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。(視覚障害者)
- ・駅から主要な公共施設へ至る道路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置してほしい。(視覚障害者)
- ・公共施設を案内する案内板が設置されているが、文字が小さいなど、わかりにくい。
- ・公共施設を案内する案内板を設置してほしい。

【路上の障害物、その他】

- ・高さの低い車止めは、視覚障害者が白杖で確認できない場合があります、つまり恐れがある。(視覚障害者)
- ・放置自転車や商品・看板等の路上へのはみ出しが歩行の妨げになっている箇所がある。
- ・聴覚障害者は自転車が接近してもわからないので、突然追い抜かれたりすると怖いと感じる。(聴覚障害者)

② 信号機等

- ・視覚障害者が安全に横断できるように音響式信号機*やエスコートゾーン*を設置してほしい。(視覚障害者)
- ・信号機の音響機能は、歩行者や車が少ない夜間ほど必要な場合があるため、運用時間の見直しや音量の調整、押しボタン操作の音響式信号機への変更などを行ってほしい。(視覚障害者)
- ・音響式信号機の音響用押しボタンから出ている音が周囲の他の音でかき消され、聞き取りにくい箇所がある。適切な音量に調整してほしい。(視覚障害者)
- ・エスコートゾーンが摩耗している箇所がある。補修してほしい。(視覚障害者)
- ・高齢者や障害者は歩行速度が遅いので、それを考慮して歩行者用青時間を確保するか、青延長用押しボタンの付いた信号機にしてほしい。



【エスコートゾーンが摩耗している】

(3) 公園

【園路】

- ・園路に段差があったり舗装が凸凹だったりすると車椅子使用者が通行しにくい。(車椅子使用者)
- ・舗装の凸凹している園路に視覚障害者誘導用ブロック*が敷設してあっても、視覚障害者は識別することができない。(視覚障害者)

【トイレ等】

- ・トイレの位置がわかりづらいので、案内板やサインで案内してほしい。
- ・スペースの広い多機能トイレ*には、大人用のおむつ替えのベッドを設置してほしい。(重度障害者)



【大人も使えるベッド】

(4) 建築物

【道路から施設までの通路】

- ・通路の表面が凸凹しているとつまずくおそれがある。また、雨に濡れても滑りにくくしてほしい。
- ・車椅子が通行できるように、通路の幅や勾配に配慮してほしい。(車椅子使用者)
- ・視覚障害者が施設の出入口まで安全に到達できるように、視覚障害者誘導用ブロック*を設置してほしい。(視覚障害者)
- ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、摩耗していて識別しにくいものがある。(視覚障害者)
- ・弱視者は視覚障害者誘導用ブロックを色で認識している場合もあるので、金属製のものは弱視者にとってわかりにくい場合がある。(視覚障害者)
- ・視覚障害者誘導用ブロックの近くに自転車や柵などがあると、視覚障害者がぶつかるおそれがあるので、排除してほしい。(視覚障害者)
- ・施設の出入口に視覚障害者のための誘導チャイムが設置されているが、音が出ていなかった。(視覚障害者)
- ・夜間などでも安全に通行できるように照明を設置してほしい。また、階段などには足元灯を設置してほしい。



〔視覚障害者誘導用ブロック付近に自転車がとめられている〕

【出入口・通路等】

- ・出入口は、車椅子がスムーズに通過できる幅を確保してほしい。(車椅子使用者)
- ・施設内の通路上に物(商品)や看板等が置いてあると車椅子の通行の妨げとなる。施設内の通路は、車椅子がスムーズに通行し転回できる幅やスペースを確保してほしい。(車椅子使用者)
- ・節電のためか照明の暗い施設があった。弱視者は、照明が暗くなることにより、確認できていたものが確認できなくなる。弱視者に支障がないように照明の明るさを確保してほしい。(視覚障害者)

【階段】

- ・古い施設では階段の勾配が急だった。
- ・階段の手すりは、片麻痺者等の利用に配慮して、階段の両側に設置してほしい。また、幅員の広い階段では、中央にも手すりを設置してほしい。(片麻痺の障害者)
- ・視覚障害者が階段の位置をわかるように、階段の上下端に接する通路等の部分に注意喚起のための点状ブロックを設置してほしい。(視覚障害者)

【エレベーター】

- ・2階建てで2階も車椅子使用者の利用が想定される施設だが、エレベーターがなかった。(車椅子使用者)
- ・視覚障害者がエレベーターの到着や昇降方向、ドアの開閉等がわかるように、エレベーターに音声案内を付けてほしい。(視覚障害者)
- ・エレベーターには、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡が取れるように、ドアにガラス窓を設けるか、かご内にカメラやモニター等の設備を設置してほしい。(聴覚障害者)

【トイレ】

- ・多機能トイレ*がない施設がある。また、多機能トイレがあっても電動車椅子など大型の車椅子では転回しにくいなど、スペースが狭いトイレがある。(車椅子使用者)
- ・多機能トイレの引き戸が重く、車椅子使用者がなかなか開けられなかった。できれば自動ドアにしてほしい。(車椅子使用者)
- ・多機能トイレにオストメイト*のための水洗器具が設置されていなかった。(内部障害者)
- ・大型ベッドが設置されている多機能トイレがあった。(重度障害者)
- ・トイレの洗浄ボタンの形や配置が統一されていないので、視覚障害者はボタンを探すのに苦労する。呼出しボタンと間違えて押してしまうこともある。洗浄ボタンや呼出しボタンには、視覚障害者が区別できるように点字を付けてほしい。(視覚障害者)
- ・トイレの戸が内開きの場合、利用者がトイレ内で倒れたときに、倒れた利用者の体で戸を開けることができず、救出できないおそれがある。また、外開きの場合、聴覚障害者はトイレ内の様子がわからず、開く戸にぶつかるおそれがある。そのため、一般トイレの戸も引き戸が安心である。
- ・トイレ内に杖を立てかけられるフックや杖ホルダーがあると便利である。(杖使用者、視覚障害者)
- ・災害時等に避難所になる公共施設には、多機能トイレを設置してほしい。

【誘導・案内】

- ・視覚障害者誘導用ブロック*は、施設の出入口から受付や案内カウンターまで設置してほしい。また、1階に受付等がない施設については、エレベーターの前まで設置してほしい。(視覚障害者)
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上に玄関マットや絨毯が敷かれている施設があった。(視覚障害者)
- ・トイレやエレベーターの位置を示す案内表示は、大きく、見やすい位置に設置してほしい。また、文字より絵の方がわかりやすいので、ピクトグラム(図記号)で表

示してほしい。

- ・聴覚障害者は非常時のベルや放送がわからないため、文字表示やランプの点滅等で知らせてほしい。(聴覚障害者)

【受付・案内カウンター等】

- ・受付や案内カウンターに聴覚障害者の筆談対応を示す「耳マーク」が設置されている施設があったが、その表示が見えにくく、気づかないものもあった。(聴覚障害者)
- ・聴覚障害者には、筆談による会話が苦手な人もいるので、手話での対応もできるようにしてほしい。(聴覚障害者)



〔耳マークと筆談ボード〕

- ・視覚障害者がスーパー等で買い物をしやすいように、売り場の案内やレジでの商品や値段の読み上げなど対応してほしい。(視覚障害者)
- ・銀行や病院では派遣手話通訳を利用するが、プライバシーが気になる。銀行や病院には専門の手話通訳を用意してほしい。(聴覚障害者)

(5) その他

- ・バリアがあっても周囲の人が手を差し伸べることが重要である。ヘルプカードの周知や小学生の頃から知る機会を設けるなど、高齢者や障害者への理解を深める取り組みも必要である。
- ・障害者に同伴している介助者に向かって話しかける駅員や店員がいる。
- ・歩道を自転車がスピードを出して走っているため、視覚障害者や聴覚障害者は怖い思いをすることがある。自転車のルールとマナーの徹底が必要だと思う。
- ・中野駅北口が整備されバス停留所の位置がわからなくなってしまった。工事や工事後の状況について視覚障害者に対し事前に知らせてほしい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック*やエレベーター等を整備する際には、整備の前後に障害者の意見を聞いてほしい。

第4章 重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針

重点整備地区において、生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー*化に取り組む際の方針は、次ページ以降に示すとおりである。この方針は、下表に示す「まち歩き点検」等における区民意見を踏まえ作成した。なお、重点整備地区外においても、各施設等の新設や改良を行う際は、この方針を準用する。

本方針作成において踏まえた主な区民意見

対象		区民意見
公共交通	鉄道駅	・複数ルートでのバリアフリー化（エレベーターの設置） ・聴覚障害者に配慮した文字による運行情報等の案内 ・視覚障害者に配慮した改札口やトイレ出入口における音声案内 ・車椅子使用者や視覚障害者の利用に配慮した券売機等の整備 ・ホーム柵*等の設置によるホームからの転落防止
	バス	・バス停留所の上屋の設置 ・バスの行き先等を案内する音声案内の設置
道路等	道路	・車椅子の通行に配慮した歩道の幅員の確保 ・車椅子やベビーカーの通行に配慮した歩道の構造 ・歩道のない道路での安全な歩行空間の確保 ・わかりやすい案内板の設置 ・利用者の動線を考慮した視覚障害者誘導用ブロック*の設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの材質や色等への配慮
	信号機等	・視覚障害者の安全な道路横断のための音響式信号機*、エスコートゾーン*の整備
公園		・車椅子の通行に配慮した園路の段差や舗装の改善 ・高齢者や障害者に配慮したトイレの整備
建築物		・車椅子が通行できる出入口までの通路の確保 ・エレベーターの設置 ・多機能トイレ*等の整備 ・「耳マーク」等の設置
その他 （ソフト面の取り組み）		・歩道上の駐輪、看板・商品等のはみ出しの防止 ・自転車利用のルールとマナーの徹底 ・高齢者、障害者への理解を深める取り組み ・筆談だけでなく手話による聴覚障害者とのコミュニケーション

1. 公共交通のバリアフリー化

(1) 鉄道駅

【バリアフリー経路の確保】

- ・駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー*化された経路を1ルート以上確保する。
- ・バリアフリー経路は、乗降客が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

【安全な階段の整備】

- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・駅構内の案内は、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、駅内外の連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字及び音声等により情報提供する。
- ・視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保するため、駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロック*を設置する。
- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームから出入口へ至る階段など駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内の設置に努める。



〔電光掲示板による情報提供〕

【使いやすい設備の整備】

- ・高齢者、障害者等が利用しやすくなるよう、エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備を改善・整備する。
- ・トイレについては、多機能トイレ*を1以上設置する。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。



〔筆談対応の表示〕

【ホームにおける安全対策】

- ・ホームにおいて、円滑な乗降を確保するため、列車との段差及び隙間をできる限り小さくする。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵*の設置等による転落防止対策を進める。



〔ホームドア〕

(2) バス

- ・ノンステップバス*の導入を推進する。
- ・バス車両内には、筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・高齢者、障害者等が利用しやすいバス停留所に向けて改善・整備する。また、空間が確保できる場合は、雨天を考慮した上屋の設置に努める。
- ・バスターミナルにあるバス停留所には、バスの行き先、発車時刻等を案内する音声案内の設置に努める。
- ・ノンステップバスの運行情報について、利用者に対してインターネット等を活用した情報提供に努める。



〔上屋が設置されたバス停〕

2. 道路等のバリアフリー化

(1) 道路

【安全な歩行空間の確保】

- ・歩道は、車椅子使用者のすれ違いを考慮した幅員の確保に努める。
- ・歩道は、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・歩道における歩行者の安全を確保するため、可能な限り、歩行者と自転車の分離に努める。
- ・歩道のない道路は、歩行空間と自動車が通行する部分で舗装の色を変えるなど視覚的な区分を行う。

【移動を支援する設備の整備】

- ・案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活かしながら、地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。

- ・視覚障害者誘導用ブロック*は、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。

(2) 信号機等

- ・道路横断の安全を確保するため、音響式信号機*を必要に応じて整備する。
- ・音響式信号機の整備に合わせて、横断歩道にエスコートゾーン*を必要に応じて整備する。



[エスコートゾーン]

3. 公園のバリアフリー化

- ・主な園路及び広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とする。
- ・駐車場を設ける場合は、車椅子使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を設置し、当該駐車施設が車椅子使用者用であることの表示をする。
- ・トイレは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。
- ・その他の主要な公園施設についても、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする。

4. 建築物のバリアフリー化

- ・高齢者、障害者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等が利用しやすいものとする。
- ・受付や案内カウンター等には、筆談用具を備え、その存在を表示する。



[多機能トイレ]

5. その他（ソフト面の取り組み）

- ・歩道の機能を十分に維持・保全するため、駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。
- ・放置自転車対策を強化するとともに、自転車利用に関するルール の周知とマナーの向上を図る。
- ・高齢者、障害者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を目指し、施設等職員の研修・教育の充実を図る。
- ・聴覚障害者とのコミュニケーションについては、筆談だけでなく手話による方法の修得に努める。



出典：「身近なバリアフリーハンドブック」（東京都都市整備局 平成17年度）

第5章 特定事業の設定

特定事業とは、重点整備地区におけるバリアフリー*化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に各事業者が取り組む事業であり、下表に示す種別がある。

本構想では、事業の実施予定時期について、以下のとおり定める。

前期：平成 32 年度までの事業完了を目標に実施する事業

後期：平成 37 年度までの事業完了を目標に実施する事業

また、現段階では未確定である施設改修や用地買収と併せた整備が必要となる事業などについても、施設改修等の機会を捉えて実施する事業として位置づける。

特定事業（バリアフリー化のために取り組む事業）の種別

対象施設	名称	事業の内容（例）
旅客施設（駅）、バス車両	公共交通 特定事業	・旅客施設におけるエレベーター、視覚障害者誘導用ブロック*、多機能トイレ*等の整備、ホーム上からの転落防止対策等 ・乗合バスについて低床型車両の導入等
道路	道路 特定事業	・歩道の段差・勾配の改善、歩道の平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等
路外駐車場	路外駐車場 特定事業	・一定規模の路外駐車場における車いす使用者用駐車施設の整備等
都市公園	都市公園 特定事業	・園路の幅員の確保、傾斜路の設置、多機能トイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等
建築物	建築物 特定事業	・特定の建築物における、出入口・廊下等の幅員の確保、傾斜路の設置、階段の手すりの設置、車いす使用者用トイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等
交通安全施設	交通安全 特定事業	・音響機能、歩行者用青時間延長機能又は経過時間表示機能を付加した信号機の整備 ・エスコートゾーン*の設置 ・道路標識・道路標示の高輝度化 ・違法駐車行為の防止のための取締りの強化、広報・啓発活動の実施等

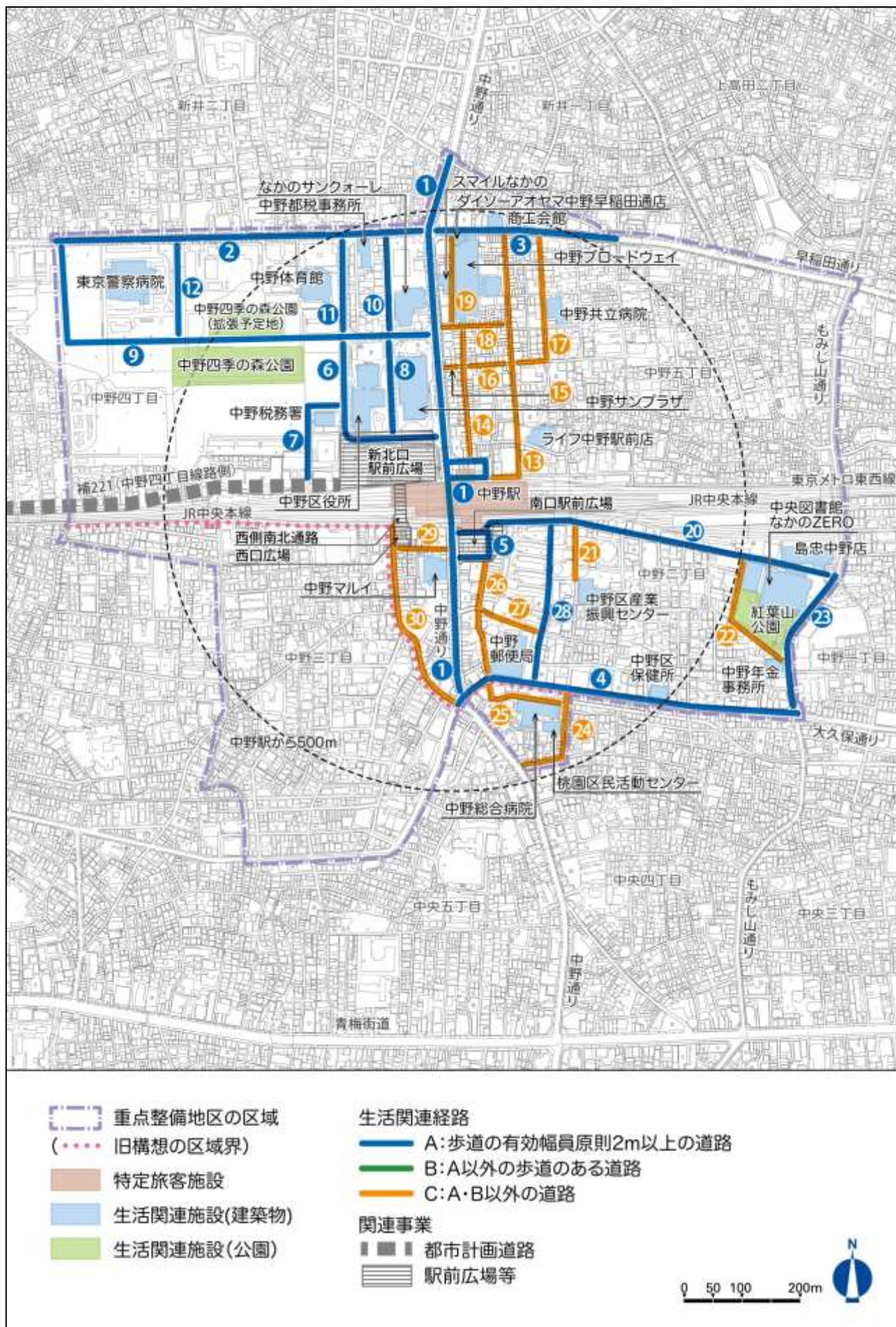
1. 新中野地区



【新中野地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(1) 公共交通特定事業					
新中野駅	・階段の両側に2段手すりの設置	東京地下鉄株式会社			○
(2) 道路特定事業					
経路①	・植樹ます周辺の舗装等の改善	東京都	○		
経路③	・歩道の有効幅員*（原則2m以上）の確保		○		
	・歩道の段差・勾配の改善		○		
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置		○		
生活関連経路(A)	・歩道の有効幅員（原則2m以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
(3) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコートゾーン*を整備		○		
(4) 都市公園特定事業					
追分公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保	中野区			○
	・多機能トイレ*の設置				○
(5) 建築物特定事業					
中部すこやか福祉センター等	・視覚障害者誘導用ブロック上の玄関マットの撤去	中野区	○		
(6) その他の事業					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

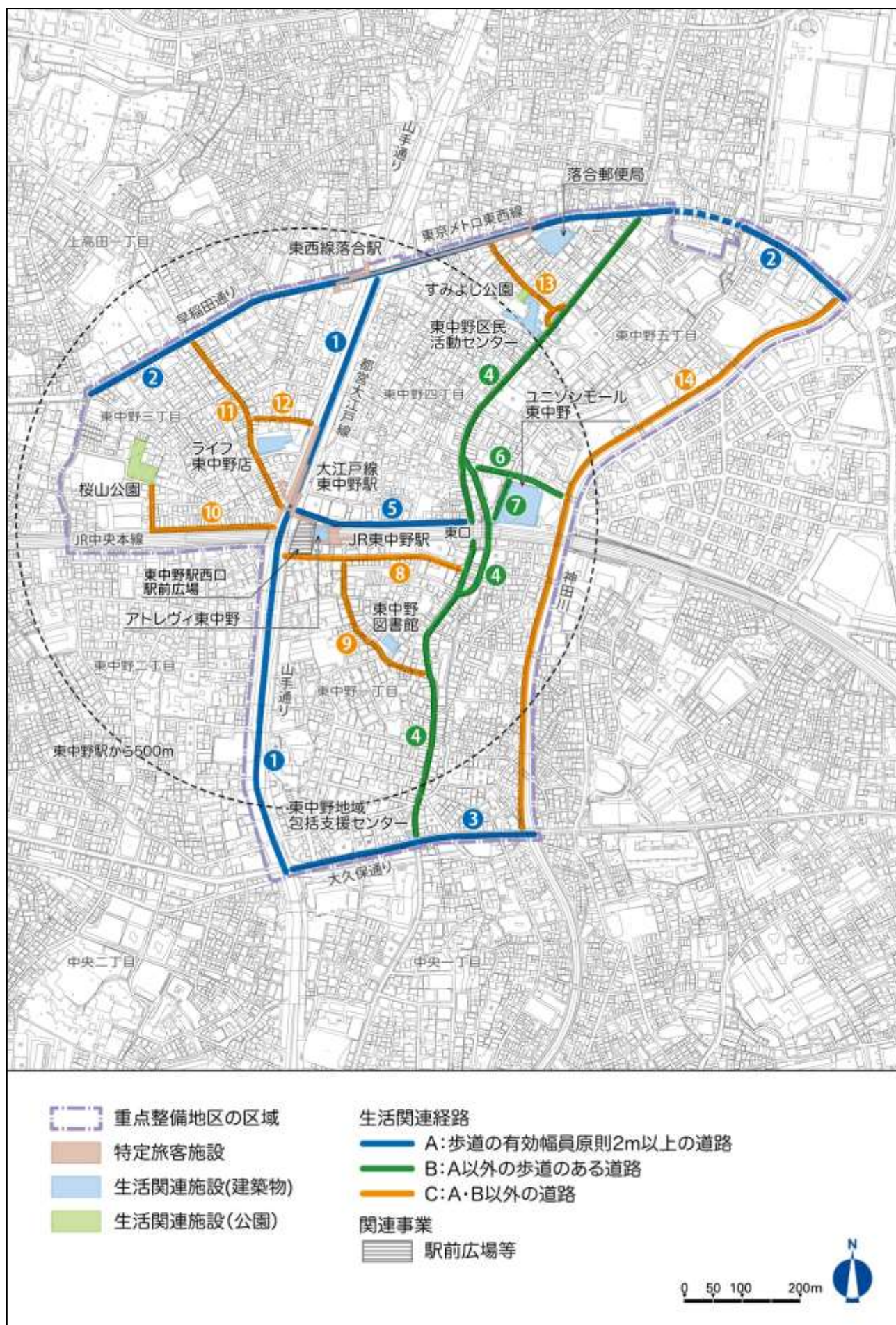
2. 中野地区



【中野地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(1) 公共交通特定事業					
中野駅	・西側南北自由通路の整備に併せた 橋上駅舎の整備	中野区	○		
(2) 道路特定事業					
生活関連経路 (A)	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置	東京都	○		
生活関連経路 (A)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な 歩行空間の確保				○
経路⑳	・歩道の整備			○	
(3) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコート ゾーン*を整備・補修		○		
(4) 都市公園特定事業					
※該当なし					
(5) 建築物特定事業					
中野区役所	・触知案内板の設置	中野区	○		
商工会館	・エレベーターの改修		○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
中野体育館	・筆談用具の準備とその表示の設置		○		
(6) その他の事業					
中野駅西側	・西側南北自由通路の整備	中野区	○		
中野駅北口・ 南口	・バス案内板の改善	中野区 バス事業者	○		
中野駅周辺	・南口駅前広場の整備	中野区		○	
	・西口広場の整備		○		
	・新北口駅前広場の整備			○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物 の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関す る広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の 実施	中野区 各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

3. 東中野・落合地区



【東中野・落合地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(1) 公共交通特定事業					
東中野駅	・内方線付き点状ブロック*の設置	東日本旅客 鉄道株式会社	○		
	・多機能トイレ*の点字表示の改善				○
落合駅	・エレベーターの設置	東京地下鉄 株式会社	○		
	・多機能トイレの設置		○		
	・駅出入口の誘導チャイムの改善		○		
	・階段の両側に2段手すりの設置				○
(2) 道路特定事業					
生活関連経路 (A)	・歩道の有効幅員*（原則2m以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善				○
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置				○
生活関連経路 (B)	・歩道の段差・勾配の改善				○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				
(3) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコートゾーン*を整備		○		
(4) 都市公園特定事業					
桜山公園	・多機能トイレの設置	中野区			○
すみよし公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保				○
(5) 建築物特定事業					
※該当なし					
(6) その他の事業					
東中野駅西口	・駅前広場の整備	中野区	○		
東中野駅東口	・バリアフリー*化に向けた検討		○	○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
		・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○	○
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

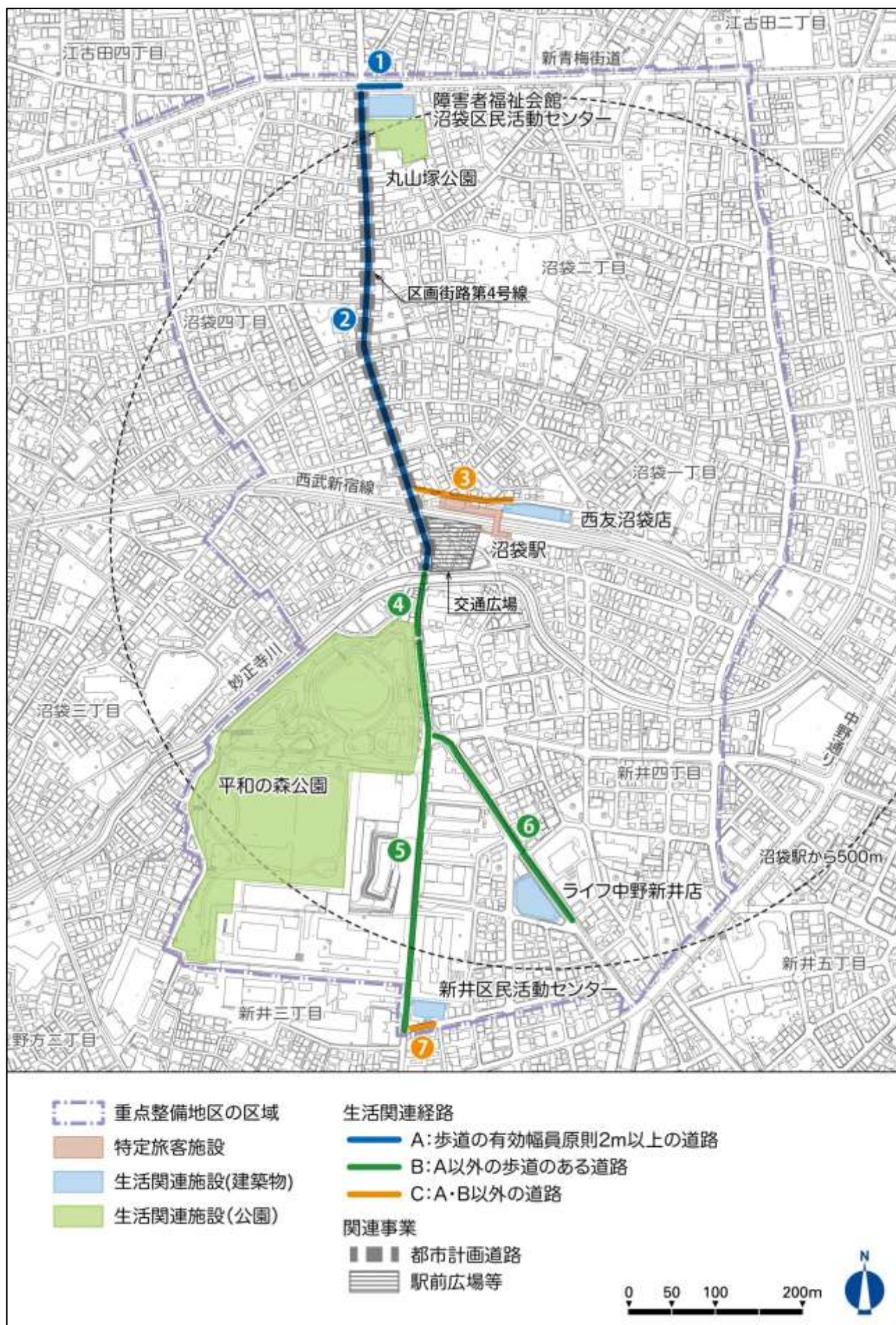
4. 新井薬師前地区



【新井薬師前地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(1) 公共交通特定事業					
新井薬師前駅	・「筆談器あります」の表示の改善	西武鉄道 株式会社	○		
	・連続立体交差事業*に伴う駅舎改良		○		
(2) 道路特定事業					
生活関連経路 (B)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置				○
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な 歩行空間の確保				○
経路④	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
(3) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコート ゾーン*を整備		○		
(4) 都市公園特定事業					
上高田北公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効 幅（1.2m 以上）の確保	中野区			○
新井薬師公園	・多機能トイレ*の設置				○
(5) 建築物特定事業					
※該当なし					
(6) その他の事業					
新井薬師駅 周辺	・交通広場の整備	中野区		○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物 の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関す る広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の 実施	中野区 各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

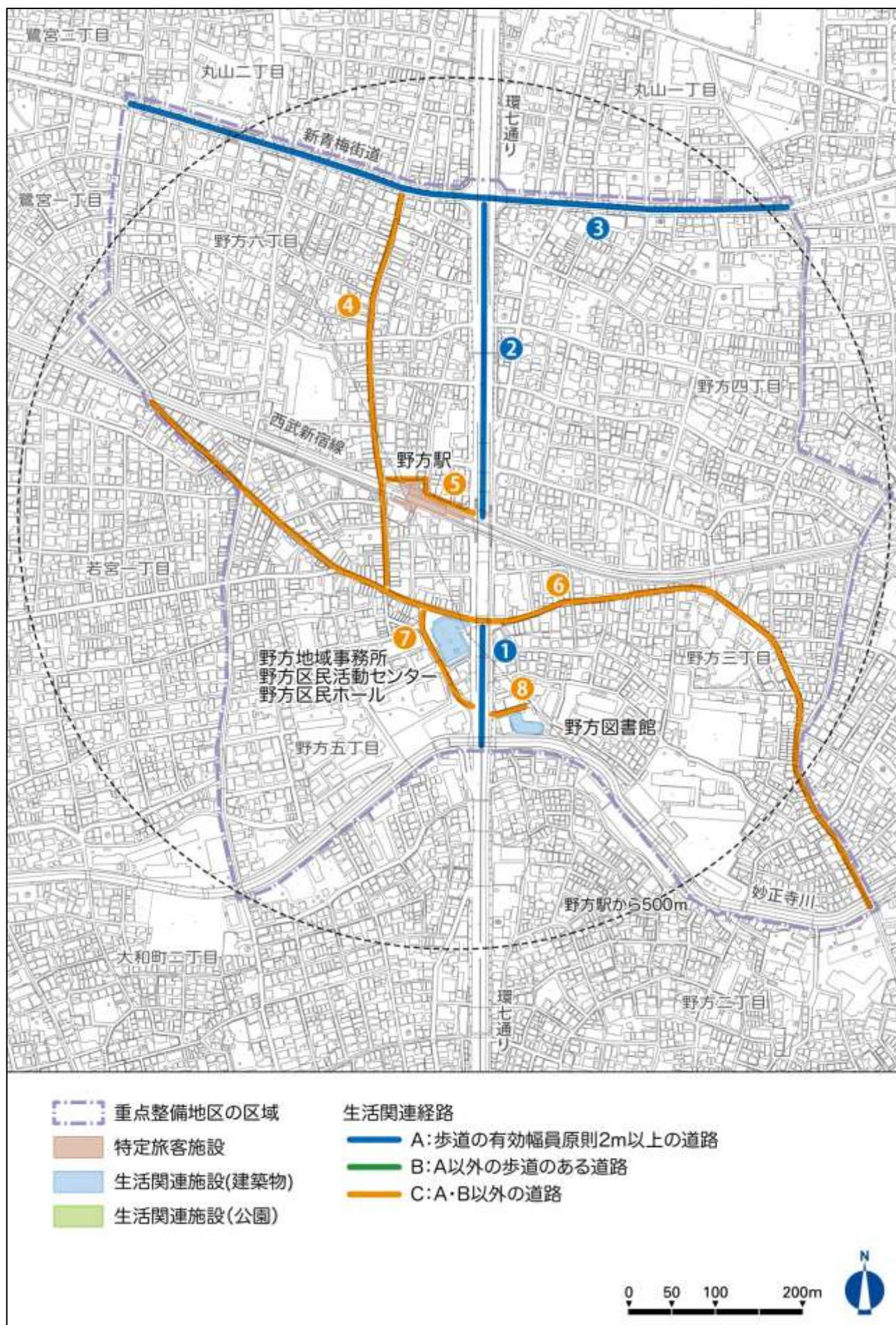
5. 沼袋地区



【沼袋地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(1) 公共交通特定事業					
沼袋駅	・連続立体交差事業*に伴う駅舎改良	西武鉄道株式会社	○		
(2) 道路特定事業					
生活関連経路 (B)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置				○
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
経路②	・歩道の有効幅員*（原則 2m 以上）の確保			○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
経路④	・歩道の整備				○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
(3) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコートゾーン*を整備		○		
(4) 都市公園特定事業					
平和の森公園	・多機能トイレ*の設置	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善				○
丸山塚公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m 以上）の確保	中野区			○
	・多機能トイレの設置				○
(5) 建築物特定事業					
障害者福祉会館	・西側出入口に誘導チャイムの設置	中野区	○		
(6) その他の事業					
沼袋駅周辺	・交通広場の整備	中野区		○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

6. 野方地区



【野方地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(１) 公共交通特定事業					
※該当なし					
(２) 道路特定事業					
生活関連経路 (A)	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置	東京都	○		
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な 歩行空間の確保	中野区			○
(３) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコート ゾーン*を整備		○		
(４) 都市公園特定事業					
※該当なし					
(５) 建築物特定事業					
野方図書館	・出入口からエレベーターまでの視覚 障害者誘導用ブロックの設置	中野区			○
(６) その他の事業					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物 の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関す る広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の 実施	中野区 各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

7. 鷺宮地区



【鷺宮地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を 捉えて
			前期	後期	
(1) 公共交通特定事業					
鷺ノ宮駅	・北口の視覚障害者誘導用ブロック* の改善	西武鉄道 株式会社	○		
	・南口の階段下に点状ブロックの設置		○		
	・内方線付き点状ブロック*の設置		○		
	・音声・音響案内の設置		○		
	・階段の段の視認性の確保				○
	・階段の両側に2段手すりの設置				○
(2) 道路特定事業					
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な 歩行空間の確保	中野区			○
(3) 交通安全特定事業					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコート ゾーン*を整備		○		
(4) 都市公園特定事業					
双鷺公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効 幅（1.2m 以上）の確保	中野区			○
若山オリーブ 公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効 幅（1.2m 以上）の確保				○
	・多機能トイレ*の設置				○
(仮)鷺宮調節池 上部多目的広場	・多目的広場の整備			○	
(5) 建築物特定事業					
鷺宮体育館	・筆談用具の準備とその表示の設置	中野区	○		
鷺宮地域包括 支援センター	・多機能トイレの設置		○		
(6) その他の事業					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物 の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関す る広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の 実施	中野区 各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

第6章 心のバリアフリーへの取り組み

1. 心のバリアフリーの重要性

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができる生活環境を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面の取り組みが必要である。特に、バリアフリー*化の重要性や高齢者、障害者等に対する理解を深め、彼らの困難を自らの問題として認識し、行動につなげる「心のバリアフリー」が重要である。

心のバリアフリーとは

■■■■■■■■■■ 心のバリアフリーとは ■■■■■■■■■■

みんなが一緒に気持ちよく暮らしていけるように、わたしたち一人ひとりが、お年寄りや障害のある人などの気持ちになって考え、協力していくことです。

■■■■■■■■■■ てつだ お手伝いのときの心がまえ ■■■■■■■■■■

■ まず、声をかけてみましょう ■

その人が本当はどんなことで困っているのか、どうしてもらいたいと思っているのかは、直接本人にたずねてみないとわからないものです。なかには、できるだけ助けを借りずに、自分の力でやりたいと思っている人もいます。まずは、声をかけることから始めましょう。

■ 断られても、がっかりすることはありません ■

目の不自由な人でも、車いすの人でも、毎日通っている道で慣れているからお手伝いは必要ない、という人もいます。断られても決してがっかりすることはありません。あなたの親切は確実にその人に伝わっています。

■ あいて 相手に何を手伝ってほしいのかを聞きましょう ■

お年寄りや障害のある人などのからだの具合は、人によって違います。手伝ってほしいことも、人それぞれです。ひょっとすると、良かれと思ってしたこと、その人にいやな思いをさせるかもしれません。勝手な思いこみや判断をしないで、その人が何を必要としているかをよく聞くことが大切です。

出典：「心のバリアフリー」ガイドブック（国土交通省 関東運輸局）

2. 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリー*を推進するため、右図に示すとおり、区民（公共交通利用者を含む）、事業者、区がそれぞれ、高齢者、障害者等との日常における関係や立場を踏まえ、以下の3点を進めることとする。

（1）区民への普及・啓発

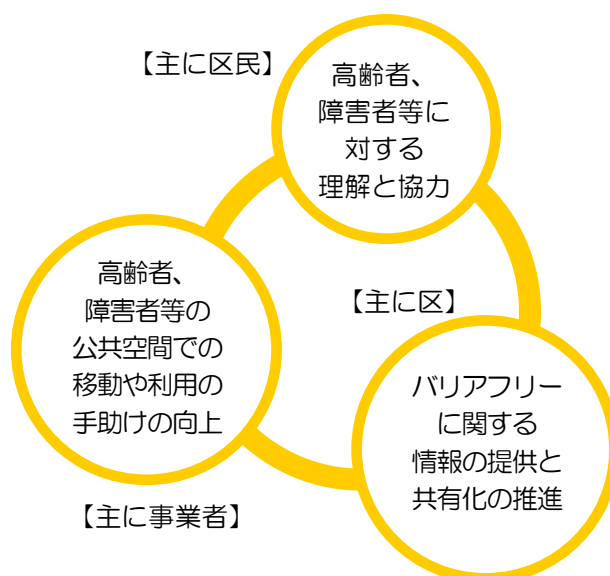
高齢者、障害者等が安心して移動でき、自立した日常生活を送るためには、高齢者、障害者等に対する区民の理解と協力が必要である。

そのためには、「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、高齢者や障害者等への接し方や支援の方法をPRし、広く区民に知ってもらうことが有効である。

例えば、高齢者、障害者等への接し方や手助けの方法に関するパンフレットの作成、区・事業者・障害者等の連携による講習会や交流イベント等の開催、小・中学校等における「総合的な学習の時間」を活用した学習など、広く区民への普及・啓発に努める。

区では、地域において障害者への支援の輪を広げていくために、ヘルプカードの普及啓発を行っており、今後もこうした取り組みをさらに進めていく。

また、まち（交通機関や公共施設のある公共空間）で見かけるバリアフリーに関するサインやマークには、それぞれ意味があり、より多くの人理解することが重要であるため、これらの区民への普及・啓発に努める。（次ページにその一部を紹介する。）



ヘルプカードの普及啓発（中野区の取り組み）

区では、支援を必要とする人と支援を行う人を、適切に結びつけるため、ヘルプカードを配布している。カードには緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどが記載でき、支援を必要とする人が身につけておくと、いざというときに役立つ。



ヘルプカード 表面

ヘルプカード 中面(見開き)

バリアフリーのサインやマーク

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある人（車いすに限らず）が利用しやすいようにできている建物や施設を示す、世界共通のシンボルマーク。

ほじょ犬（身体障害者補助犬）マーク



ほじょ犬とは、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことをいいます。公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどにも同伴できます。

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害者（目の不自由な人）を示す世界共通のシンボルマーク。信号機などに使われています。

オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱をつけた人）のシンボルマーク。オストメイト対応トイレなどに使われています。

聴覚障害者シンボルマーク



聴覚障害者を示す世界共通のシンボルマーク。耳の不自由な人が通訳などのサービスを受けられる場所で使われています。



こちらは国内で使われているマーク（耳マーク）。自分が耳が不自由であることを示し、配慮を求めるときなどに使われます。

ハートプラスマーク



からだの内部に障害のある人（内部障害者）をあらわします。外見からわかりにくいいため、このマークによって内部障害に対する理解と配慮を求めています。

自動車の運転者が表示する標識



身体障害者標識



聴覚障害者標識



高齢運転者標識

障害のある人や高齢者が車を運転するとき、車に表示するマーク。

マタニティマーク



妊産婦（妊娠初期～出産後の女性）が公共交通機関などを利用するとき身につけます。妊娠初期など外見からわかりにくい人にもまわりの人が配慮できるように、やさしい環境づくりを進めています。

出典：「心のバリアフリー」ガイドブック（国土交通省 関東運輸局）

(2) 事業者の接遇・介助水準の向上

高齢者、障害者等を含む多くの区民が利用する鉄道・バス・タクシーなどの交通機関や、病院・福祉施設・公共施設等においては、移動や施設の利用を手助けするための接遇・介助に関する知識や技術を身につける研修など、職員教育の充実にに向けた取り組みが必要である。

例えば、聴覚障害者とのコミュニケーションについては、声のかけ方を理解するとともに、筆談ボード等を用意して筆談対応を進める。さらに、筆談による会話が苦手な人がいることにも配慮し手話の習得に努める。(まち歩き点検において出された意見から事業者に対する要望をまとめたものを次ページに示す。)

(3) バリアフリーに関する情報の提供及び共有化の推進

高齢者、障害者等の安全で安心な公共交通機関による移動や公共施設等の利用を実現していくためには、必要な情報を適切に提供するというソフト面の対応が重要であることから、バリアフリー*化している経路や内容等の情報を積極的に提供する必要がある。

また、その情報は、利用者が日頃バリアフリーに関して困っている点やアイデア等の利用者の視点が反映されていることが重要である。

そのため、ホームページなどを活用した区民等からの情報収集や、区民どうしの情報交換の場・機会の提供など、区民のバリアフリーに関する情報の共有化の推進に努める。

施設情報を提供しているバリアフリーマップの例



出典：中野区公式ホームページ

■お願いしたいこと（共通事項）■

出入口・通路

- ・ 点字ブロックの上には商品や自転車、看板やカーペットなどを置かないように注意してください。
- ・ 車いす使用者やベビーカーが通れるように通路上の商品や看板、いすは整理してください。



受付/ 案内カウンター

- ・ 受付にメモ帳とペン、もしくは筆談ボードを用意し「筆談できます」という表示をお願いいたします。
- ・ 聴覚障害者の中には補聴器や口の動きで内容を読み取ることができる人もいます。こちらの表情がわかるようにし、ゆっくりとはっきり口を開けて話してください。
- ・ 音声や口の動きが読み取れない人、日本語の書き言葉が苦手な人も多くいます。簡単な手話を覚える、またはわかりやすい言葉や絵、身振り手振りなどを使って伝えてください。



レジカウンター

- ・ お会計の時は合計金額だけでなく各商品名と金額を読み上げて伝えてください。

トイレ

- ・ 「御手洗」や「化粧室」といった言葉だけでなく、**記号や絵での表示**もお願いいたします。
- ・ 男性は青、女性は赤、など文字だけではなく色でも判別できるようにしてください。
- ・ 洗浄ボタンと緊急用ボタンには押し間違えないように点字のシールを貼ってください。



第7章 構想の推進に向けて

1. 特定事業計画の策定・事業の推進

特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画を策定し、事業を実施する。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聞き、反映させるように努める。

2. 事業の進行管理

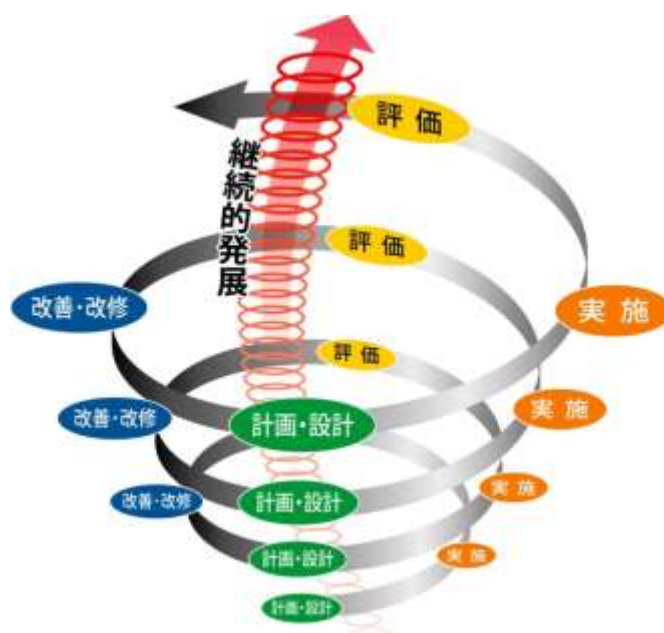
構想策定後、特定事業計画の策定・事業の実施については、事業者が各々進めていくことになるが、構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー*化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要がある。そのために、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行う仕組みを整備する。

3. 整備後の利用状況の確認

事業の進行管理に加え、必要に応じて、高齢者や障害者等の利用者を含めた区民の参加のもと、整備後の利用状況等のチェックを行うことにより、より使いやすい施設等への改善策を検討・実施する。

計画・設計（**P**lan）、実施（**D**o）、評価（**C**heck）、改善・改修（**A**ction）のPDCAサイクルを導入して、スパイラルアップ*（継続的发展）を図ることにより、より質の高いバリアフリー化を推進する。

スパイラルアップのイメージ



4. 事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ伝えるため、区の広報やホームページ等を活用し、区民への積極的な情報提供を実施する。

5. 重点整備地区以外のバリアフリー化

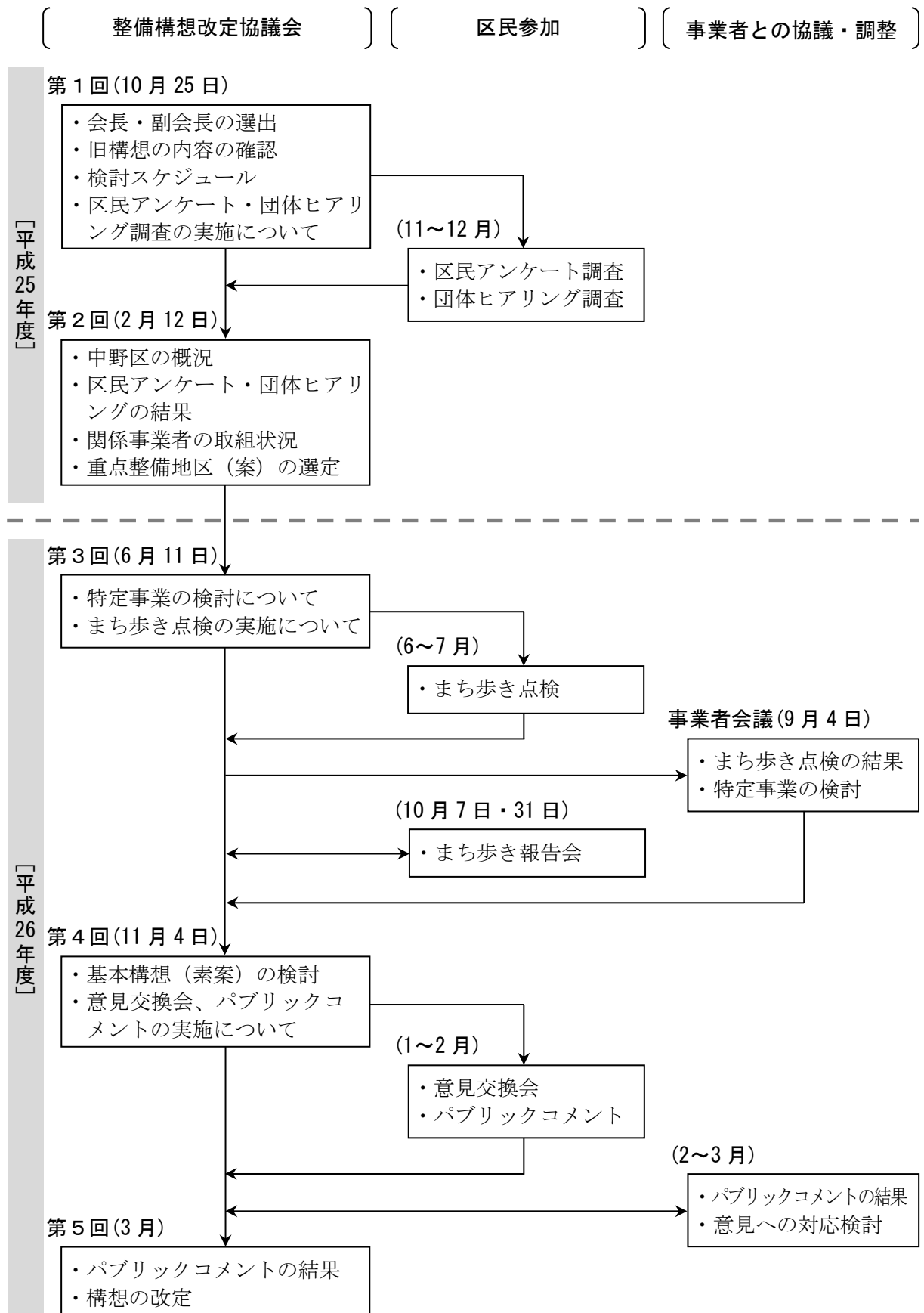
重点整備地区以外では、道路や不特定多数の人が利用する建築物の整備の際に、バリアフリー法の基準適合義務規定により、個々の施設のバリアフリー*化が図られるが、それらのバリアフリー化に合わせ、できる限り関連する施設のバリアフリー化も行い、それらを連続させることにより、区内全域のバリアフリー化を推進していく。

6. 構想の見直し

今後、高齢化のさらなる進展や高齢者、障害者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求は、ますます高まっていくことが予想される。一方、高齢者、障害者等の新しい移動手段や移動を支援するシステムの開発など、バリアフリー化に関する技術開発も進められている。このような社会参加の変化や新たな技術の開発に合わせ、必要に応じて、構想の見直しについて検討を行う。

資料編

資料1 検討経緯



資料2 中野区の概況

1. 位置・地勢

- ・中野区は、23 区の西の方に位置し、東は新宿区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接している。
- ・面積は 15.59km² で、東京都の総面積（2,187 km²）の約 0.7%、区部面積（621km²）の約 2.5%にあたり、23 区中 14 番目の広さである。
- ・東京の山の手地方を形成する武蔵野台地は、東京湾に向かって扇状に広がり、その中には多くの小台地に分かれており、中野区にも沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の 5 つ台地がある。その台地の間を江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の 5 つの川が流れている。
- ・区内の標高は、台地面では約 40m のところが多く、神田川の流域などでは 30m 以下となっている。

中野区の位置と面積



中野区の地形

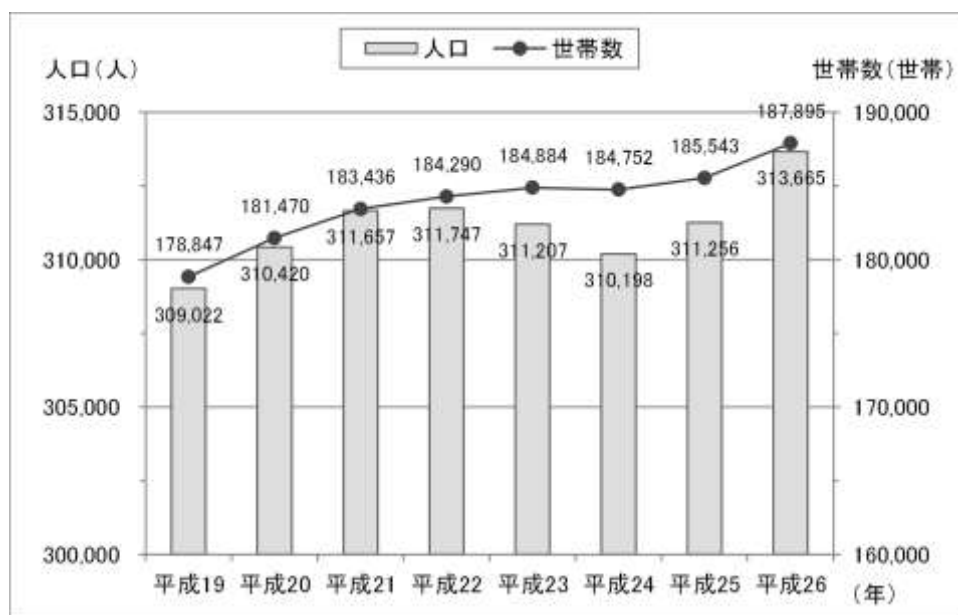


2. 人口・世帯

(1) 総人口・総世帯数

- 中野区の人口及び世帯数は、平成 26 年 1 月 1 日現在、313,665 人、187,895 世帯である。人口は、平成 22 年から平成 24 年にかけて減少していたが、平成 24 年以降、増加の傾向にある。

人口と世帯数の推移

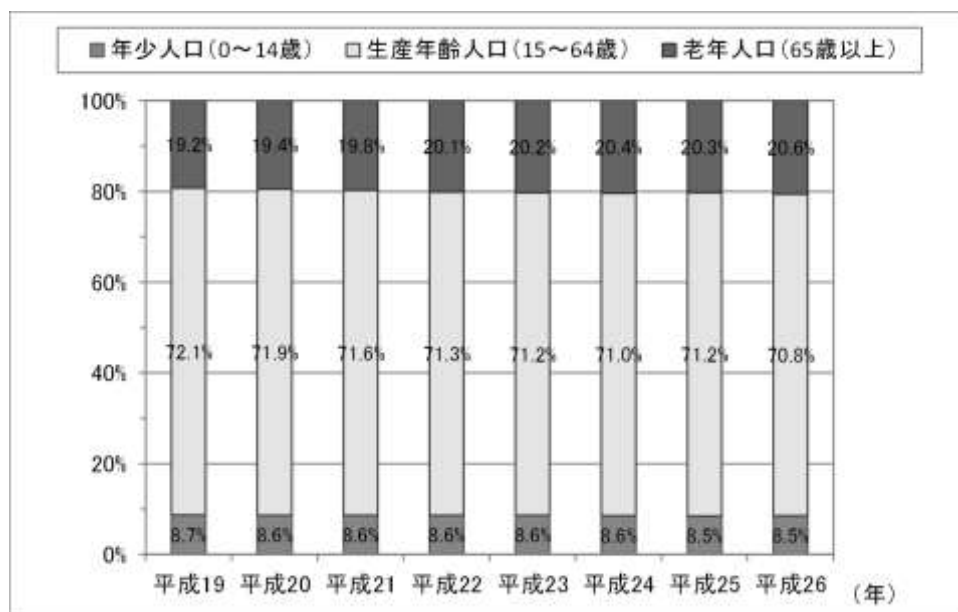


資料)住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 年齢別人口

- 年齢別人口の構成比をみると、年少人口（0～14 歳）が 8.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 70.8%、老年人口（65 歳以上）が 20.6%となっている。

年齢別人口の構成比の推移



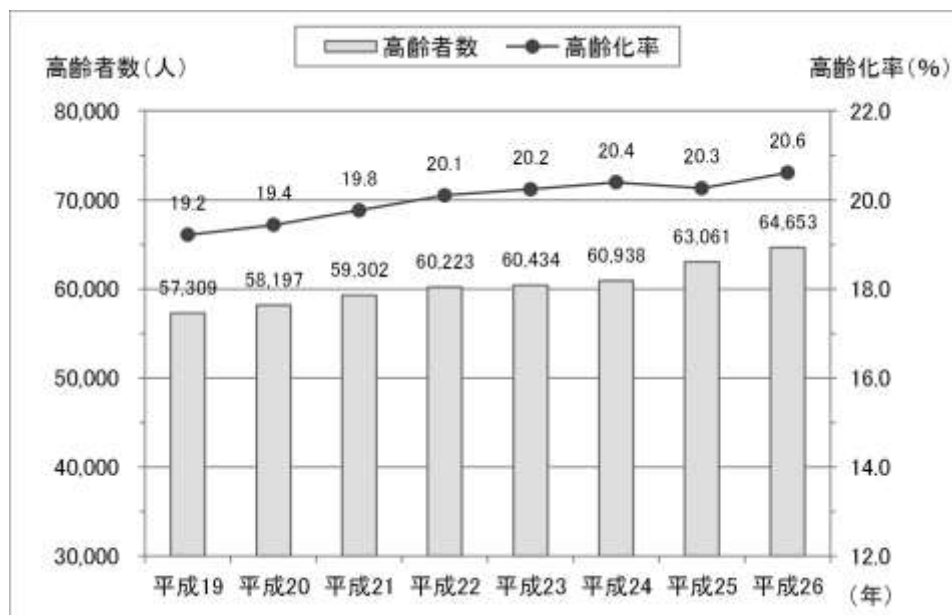
資料)住民基本台帳(各年1月1日現在)

3. 高齢者・障害者の状況

(1) 高齢者

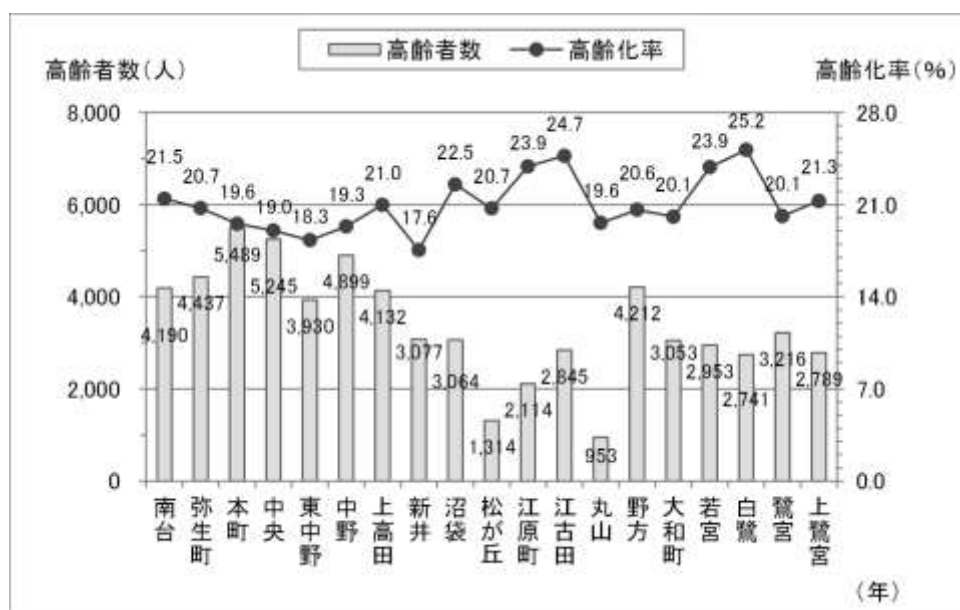
- ・中野区の高齢者（65 歳以上）の人口は増加の傾向にあり、平成 26 年 1 月 1 日現在、64,653 人で、高齢化率は 20.6%となっている。
- ・町別の高齢化率をみると、白鷺が 25.2%と高齢化率が最も高い。次いで、江古田が 24.7%で、江原町と若宮が 23.9%となっている。

高齢者（65 歳以上）人口の推移



資料)住民基本台帳(各年1月1日現在)

町別高齢者（65 歳以上）人口

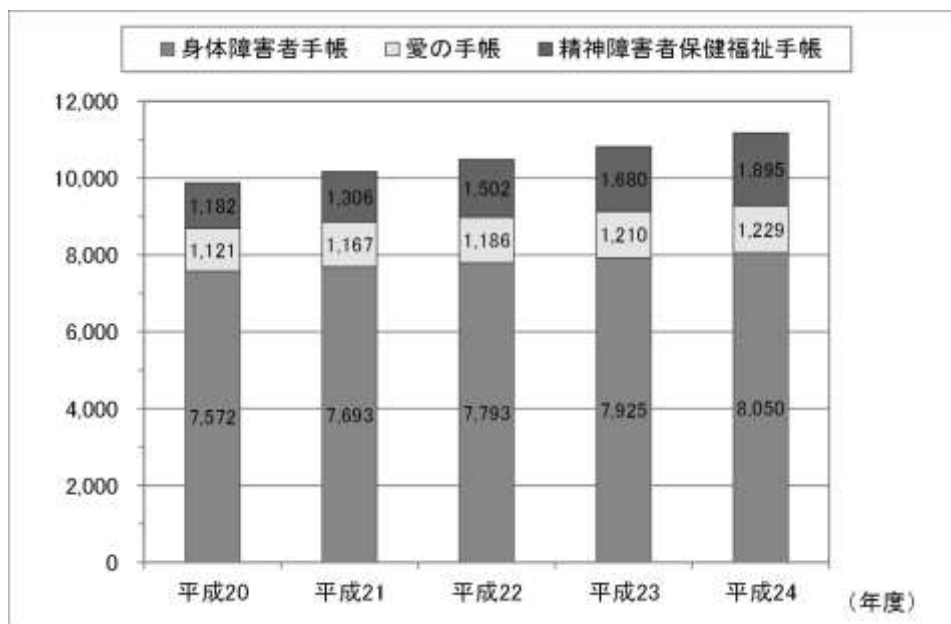


資料)住民基本台帳(平成 26 年1月1日現在)

(2) 障害者

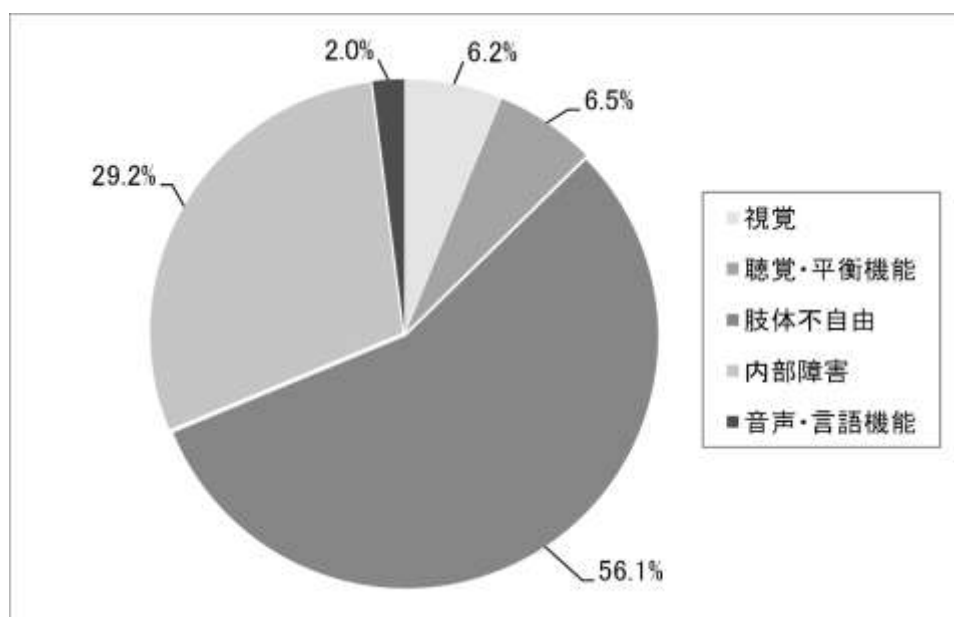
- ・中野区の障害者数は増加の傾向にあり、平成 24 年度では、身体障害者が 8,050 人、知的障害者が 1,229 人、精神障害者が 1,895 人となっており、総数は 11,174 人で、人口総数の約 3.6%となっている。
- ・身体障害者について障害の種類別にみると、肢体不自由が約 56%、次いで内部障害が約 29%を占めている。視覚障害と聴覚障害は 6 %程度である。

障害者手帳所持者数の推移



資料)中野区健康福祉部事業概要

障害の種類別・身体障害者手帳所持者（平成 24 年度）



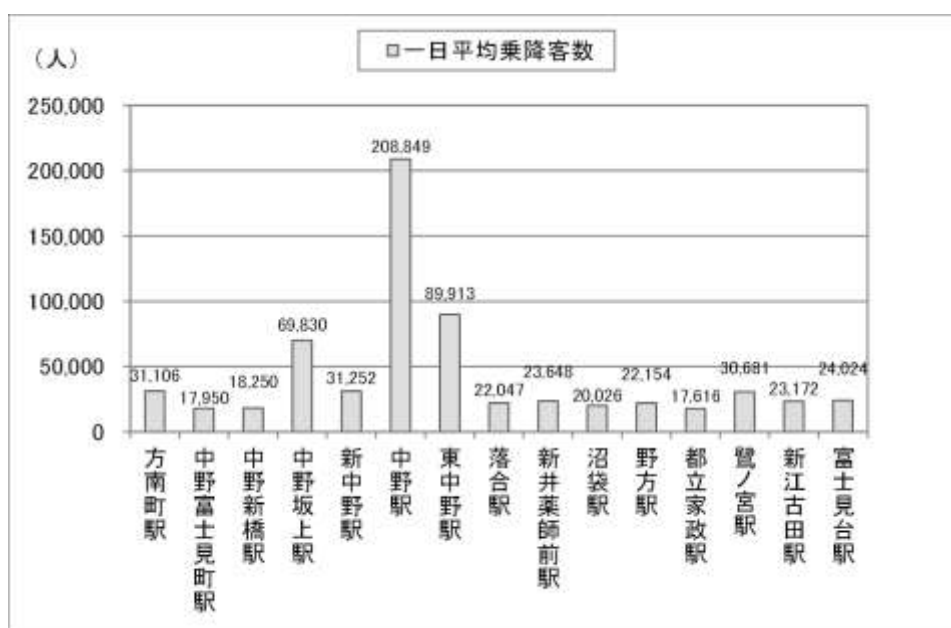
資料)中野区健康福祉部事業概要

4. 公共交通の状況

(1) 鉄道

- ・中野区には、J R 中央線、西武新宿線、東京メトロ丸ノ内線・東西線といった新宿副都心から放射方向の路線が区内を横断している。また、都営大江戸線が区の東端を南北方向に通っている。
- ・区内及び区に隣接している駅は、区の北端で隣接している西武池袋線の富士見台駅などを含め、15 駅（乗り換え駅は1 駅としてカウント）ある。
- ・乗降客数が最も多い駅は中野駅で、1 日あたり約 21 万人の乗降客数がある。次いで、東中野駅が約 9 万人／日、中野坂上駅が約 7 万人／日となっている。

各駅の一日平均乗降客数



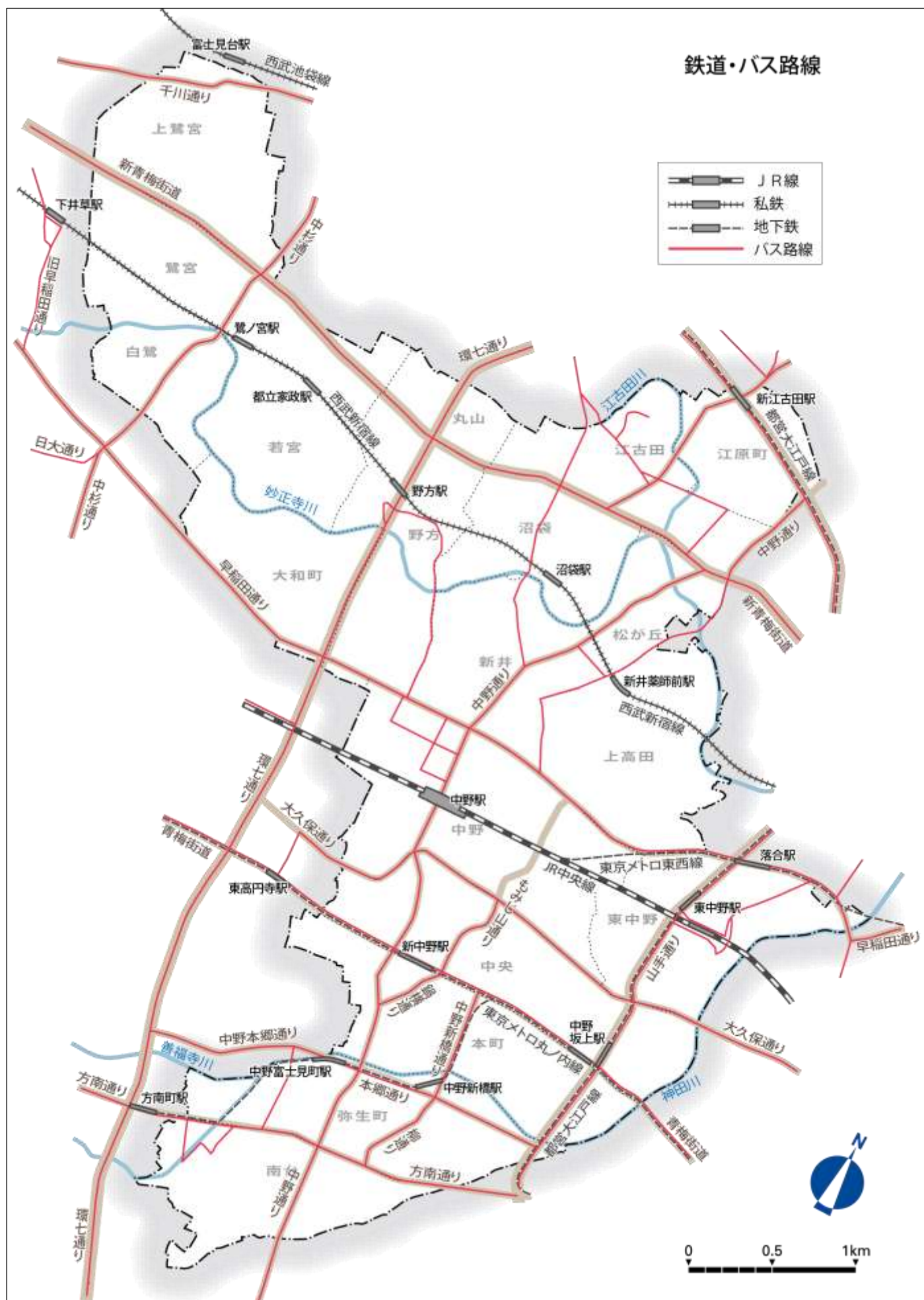
資料)平成 23 年版都市交通年報(平成 25 年 4 月発行)

注:乗降客数は平成 21 年度の値(乗り換え客数は含まない)

中野駅の乗り換え客数を含む駅利用者数は1日あたり約 30 万人である。

(2) バス

- ・中野区内を運行している路線バスには、都営バス、関東バス、国際興業バス、京王バス、西武バスがある。
- ・区の北側から中野駅、阿佐ヶ谷駅など J R 中央線の駅を結ぶ路線や、新宿駅や渋谷駅から区の南側を通り中野駅へ到着する路線などがあり、区内を南北方向に連絡する公共交通の役割を担っている。

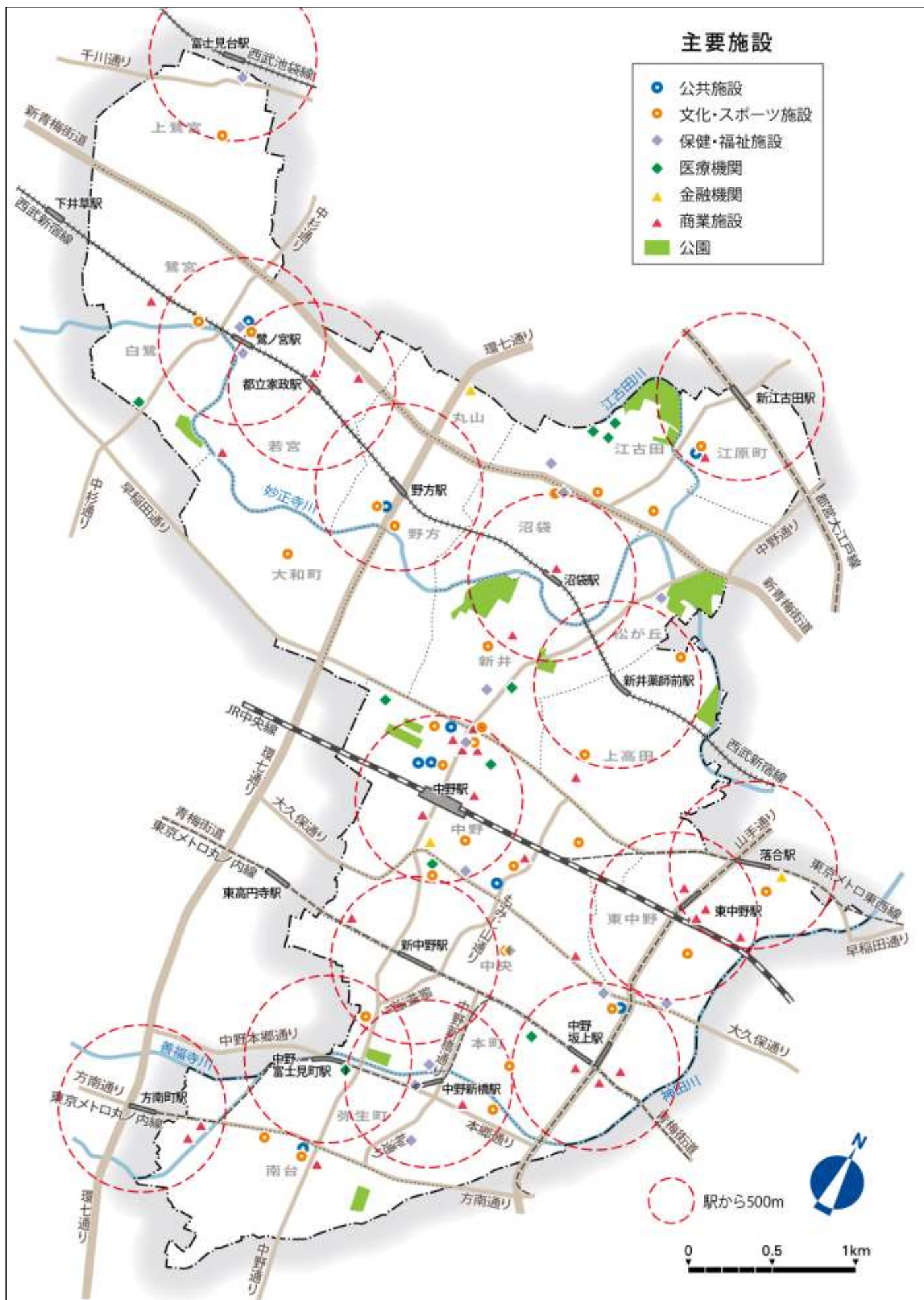


5. 施設の配置状況

- ・中野区内の主な施設（公共施設、文化・スポーツ施設、保健・福祉施設、医療機関、金融機関、商業施設、保育・教育施設、公園）は下表のとおりである。

中野区内の主要施設

種 別	施設内訳	施設数
公共施設	・ 区役所	1
	・ 地域事務所	5
	・ 税務署、都税事務所	2
	・ 年金事務所	1
文化・スポーツ施設	・ 図書館、資料館	9
	・ ホール	4
	・ 区民活動センター	15
	・ 産業振興センター	1
	・ 商工会館	1
	・ 体育館	3
保健・福祉施設	・ 保健所	1
	・ すこやか福祉センター	4
	・ 地域包括支援センター	8
	・ 障害者福祉会館	1
	・ 中野区社会福祉協議会（スマイルなかの）	1
	・ 中野区障害者福祉事業団	1
	・ 中野区シルバー人材センター	1
医療機関	・ 病院	10
金融機関	・ 郵便局（集配局）	3
商業施設	・ 大型小売店（店舗面積 500 ㎡以上）	29
公園	・ 総合公園	1
	・ 地区公園	2
	・ 近隣公園	3
	・ 上記以外の大規模な公園（面積 10,000 ㎡以上）	3



6. 関連事業

(1) 都市計画道路の整備

- ・都市計画道路整備については、平成 16 年 3 月には東京都と特別区により、「区部における都市計画道路の整備方針」が策定され、この中で、平成 16 年度から平成 27 年度までの 12 年間を目標期間とした「第三次事業化計画」（優先整備路線）が選定されており、中野区内では、東京都所管を含め道路整備 7 路線、交差点改良 4 箇所、および駅広整備 1 箇所が選定されている。

(2) 西武新宿線の連続立体交差化

- ・西武新宿線の連続立体交差化は、平成 23 年 8 月に中井駅～野方駅間が地下方式で都市計画決定され、平成 25 年 4 月に都市計画事業認可を東京都が取得し、事業に着手した。この事業により、中野通りなど 7 箇所の踏切が無くなるとともに、鉄道により分断された地域の一体化が図られる。
- ・また、連続立体交差化の都市計画決定に合わせ、平成 23 年 8 月に新井薬師前駅及び沼袋駅の駅前広場と関連する街路が中野区区画街路第 3 号線・第 4 号線として都市計画決定され、中野区が整備を進めることになっている。

(3) 中野駅周辺まちづくり

- ・中野区は、中野駅を中心とする周辺の約 110ha を範囲とした、中野駅周辺地区を「東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」としていくためのまちづくりに取り組んでおり、警察大学校等跡地を開発し、オフィスビルや大学、病院、住宅、公園など多様な都市機能が集積する中野四季の都市（まち）地区、にぎわいや交流の拠点として整備する区役所・サンプラザ地区、中野駅の南側の活性化を導く中野二丁目の市街地再開発や中野三丁目の駅直近地区のまちづくりなど、各地区の特色を活かしたまちづくりを進めている。
- ・また、現在 2 か所ある駅前広場の改修とともに、新たな駅前広場整備や、西側改札となる橋上駅舎・南北通路の設置といった中野駅地区の整備も進めている。

資料3 区民意向

1. 区民アンケート調査

(1) 調査の概要

- ・中野区のバリアフリー*の現状に対する区民の評価や意向などを把握するため、区内在住者及び駅利用者等に対して、アンケート調査を実施した。

【アンケート調査の概要】

調査対象	・区内在住者：住民基本台帳から無作為抽出した区民（18歳以上） ・駅利用者：旧構想の重点整備地区内の駅（中野駅、東中野駅、新中野駅、野方駅、鷲ノ宮駅）の利用者（18歳以上） ・子育て世代：児童館を利用している子どもの保護者 ・障害者団体等の会員等
配布・回収方法	・区内在住者：郵送配布・郵送回収 ・駅利用者：駅に手渡し配布・郵送回収 ・子育て世代：児童館を通じて配布・回収 ・障害者団体等の会員等：団体を通じて配布・回収
調査期間	・平成25年12月上旬～平成26年1月上旬
主な調査内容	1) 中野区内の駅または駅周辺の利用状況（よく利用する駅、目的、駅周辺でよく利用する施設） 2) 駅のバリアフリー化について（満足度、評価） 3) 駅周辺の道路のバリアフリー化について（満足度、評価） 4) 駅周辺の信号機や横断歩道のバリアフリー化について（満足度、評価） 5) 駅周辺のバリアフリー化について（満足度、評価） 6) バスのバリアフリー化について（満足度、評価） 7) 心のバリアフリーについて（満足度、重要度） 8) 意見・要望（自由回答）

【アンケートの配布・回収状況】

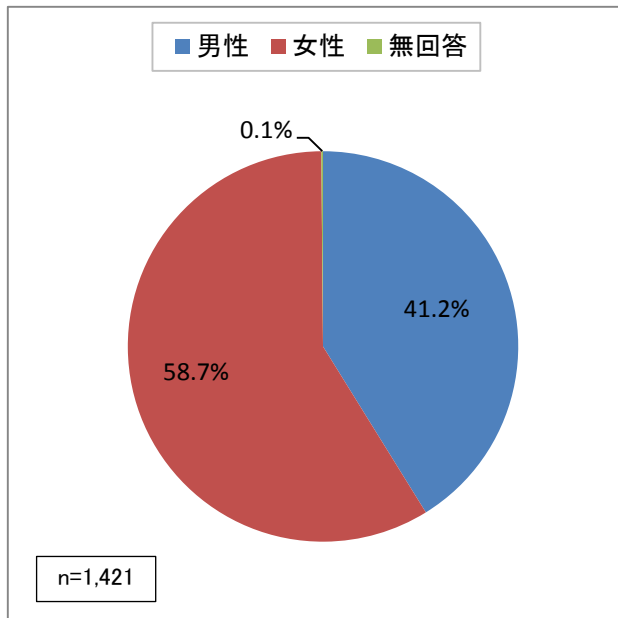
	配布数	有効回収数（有効回収率）
区内在住者	2,096	499（23.8%）
駅利用者	2,800	835（29.8%）
子育て世代	105	65（61.9%）
障害者団体等の会員等	35	22（62.9%）
合 計	5,036	1,421（28.2%）

(2) 結果の概要（単純集計）

① 回答者の属性

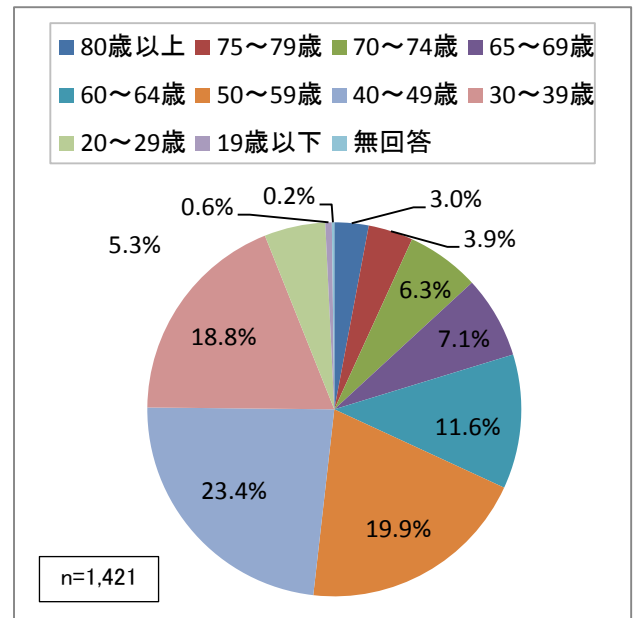
ア. 性別

- 回答者の性別は、男性が約 41%、女性が約 59%となっている。



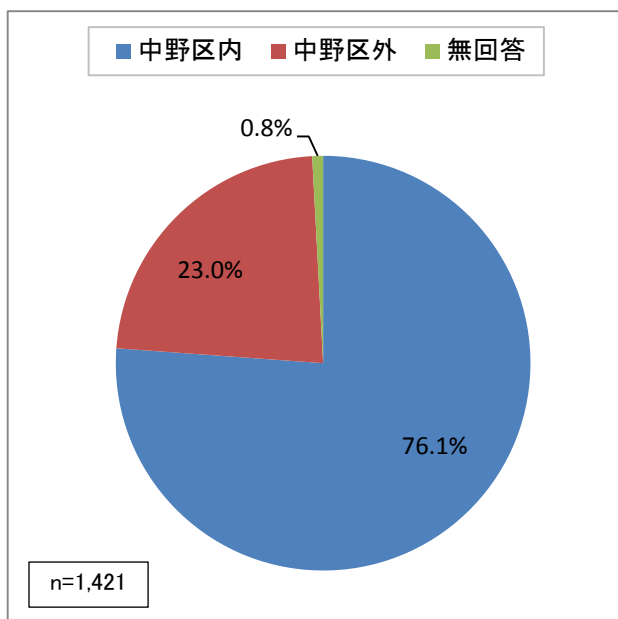
イ. 年齢階層

- 65 歳以上の回答者は、約 20%となっている。



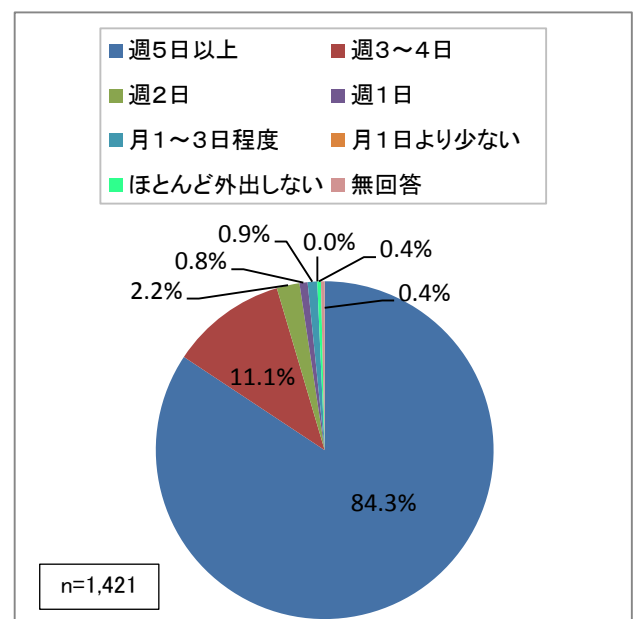
ウ. 居住地

- 回答者の居住地は、区内が約 76%、区外が約 23%となっている。



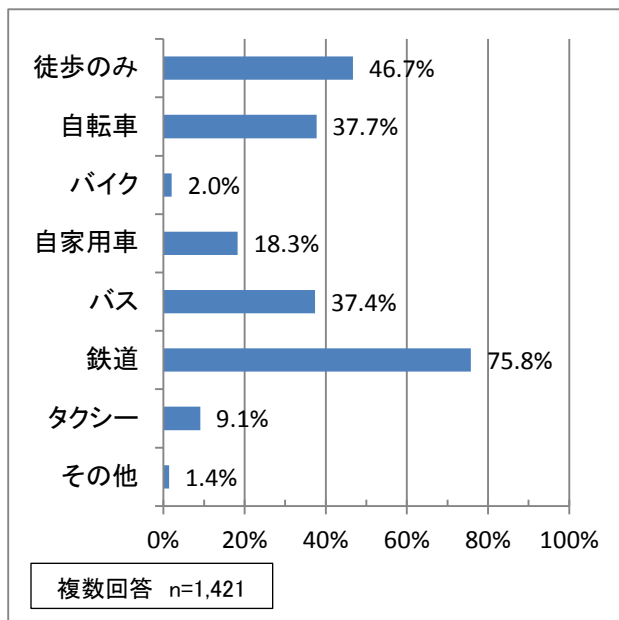
エ. 外出の頻度

- 回答者の約 95%が週 3 日以上外出している。



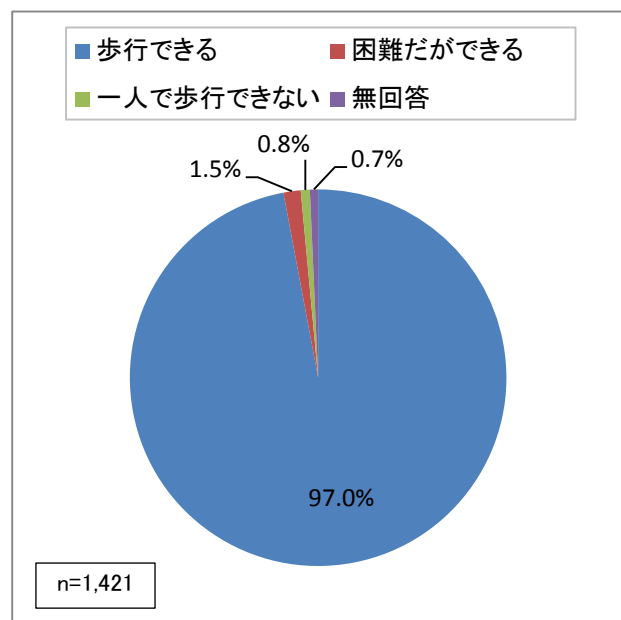
オ. 外出時の交通手段

- ・外出時に主に利用している交通手段は鉄道が最も多い。
- ・続いて、徒歩のみ（車いす等を含む）、自転車、バスとなっている。



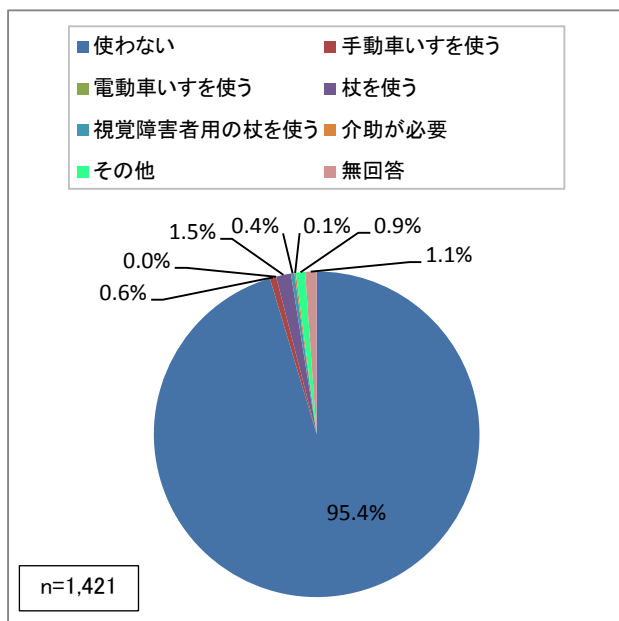
カ. 外出時に、一人で歩行が可能か

- ・回答者の 97%が一人で歩行（車いす等を含む）が可能であり、歩行が困難または一人で歩行できない人は約 2%である。



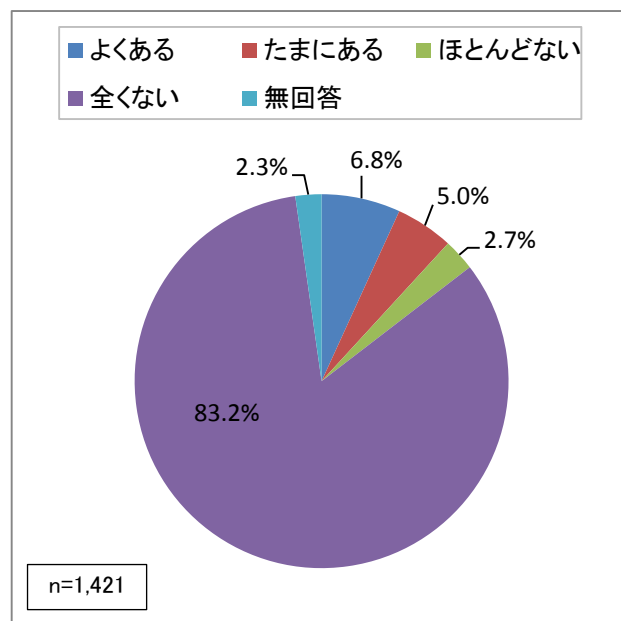
キ. 補助具の使用について

- ・外出時に車いすや杖などの補助具を使用している人は 3.5%となっている。



ク. ベビーカーの利用について

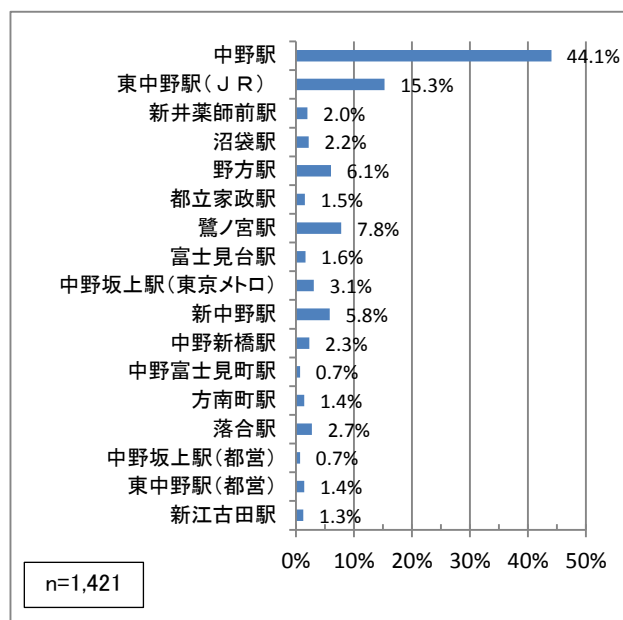
- ・ベビーカーの利用は、「よくある」と回答した人が 6.8%、「たまにある」と回答した人が 5.0%となっている。



② 駅または駅周辺の利用状況

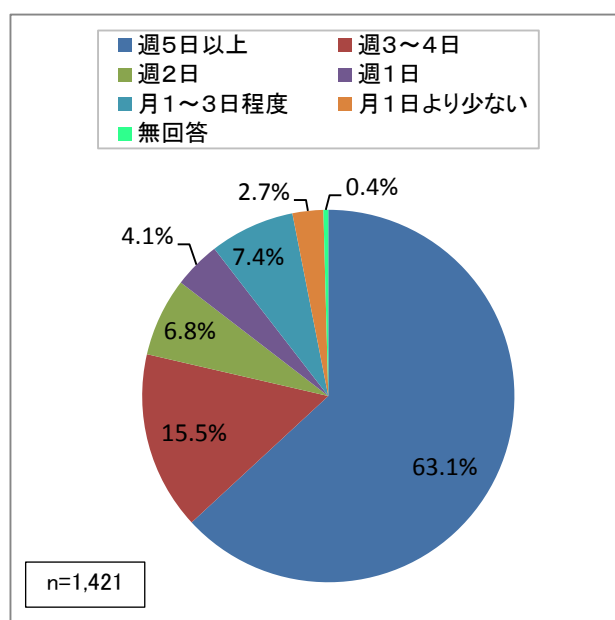
ア. よく利用する駅または駅周辺

- ・中野区内でよく利用する駅または駅周辺は、中野駅が約 44%で最も多い。
- ・次が東中野駅で、J R と都営を合わせて約 17%となっている。



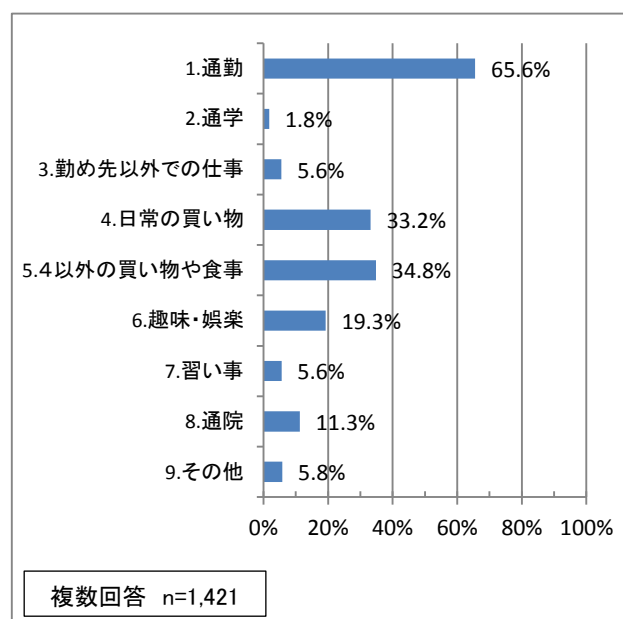
イ. よく利用する駅または駅周辺の利用頻度

- ・よく利用する駅または駅周辺の利用頻度は、週 5 日以上が約 63%、週 3～4 日が約 16%となっている。



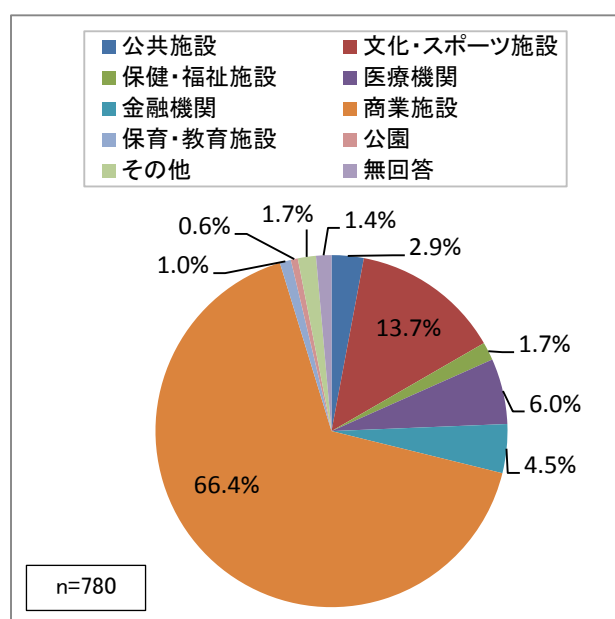
ウ. 駅または駅周辺へ行く目的

- ・よく利用する駅または駅周辺へ行く目的は、通勤が最も多い。
- ・続いて、買い物や食事、日常の買い物、趣味・娯楽となっている。



エ. 駅周辺において最もよく利用する施設

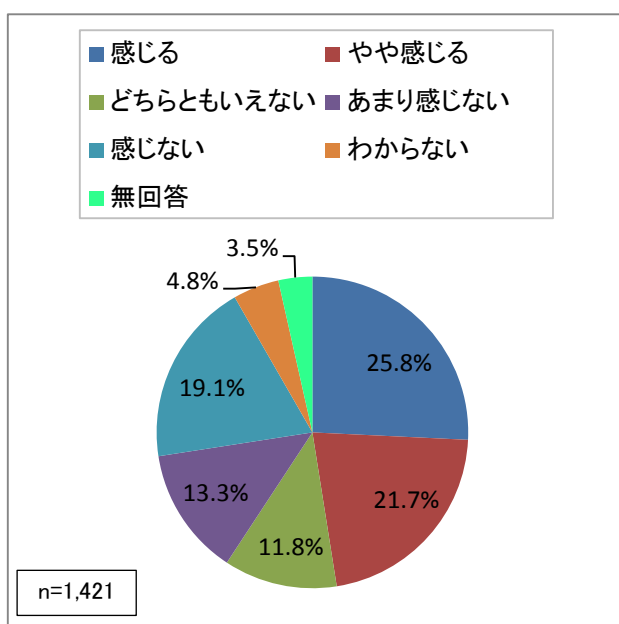
- ・駅周辺において最もよく利用する施設は、商業施設が約 66%で最も多い。



③ 駅のバリアフリー化について

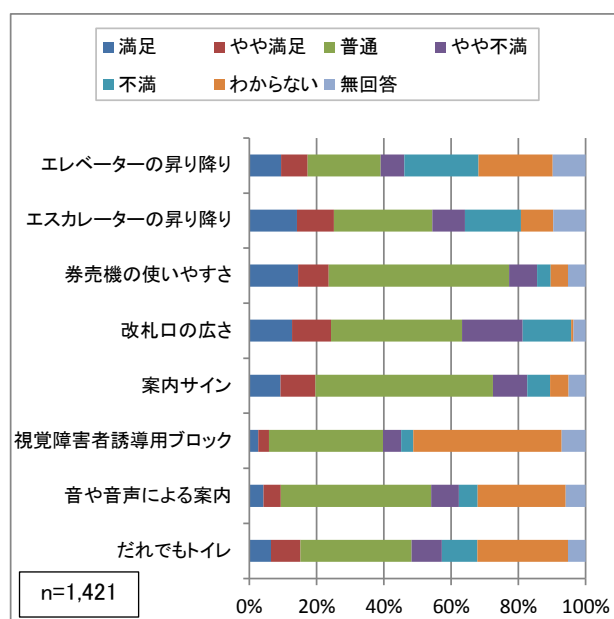
ア. 駅施設は利用するようになった当初と比べて利用しやすくなったと感じるか

- ・「感じる」「やや感じる」が合わせて約48%、「あまり感じない」「感じない」が合わせて約32%である。



イ. 駅施設のバリアフリー*化の状況について満足しているか

- ・改札口の広さについて、約32%の人が「不満」または「やや不満」としている。
- ・エレベーターの昇り降りについて、約29%の人が「不満」または「やや不満」としている。



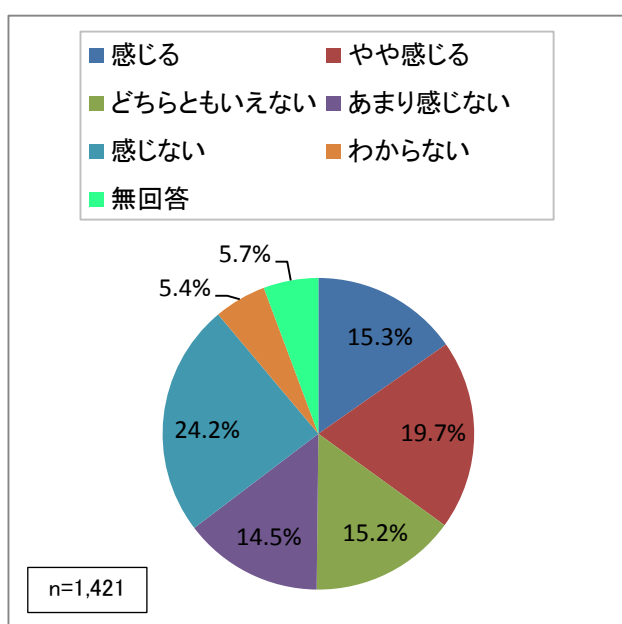
ウ. その他の主な意見・要望

- ・エレベーターが不足している。(50件)
- ・エスカレーターが不足している。(49件)
- ・改札の位置、数の不備・不足、出入り口が狭い。(39件)
- ・駅が混雑しすぎている。(30件)
- ・駅構内の動線がよくない。(29件)
- ・トイレの位置や設備に問題あり。(26件)
- ・階段の幅が狭い、傾きが急。(23件)
- ・案内表示やサインが不足している。わかりにくい。(20件)
- ・ホームが狭い。(19件)

④ 駅周辺の道路のバリアフリー化について

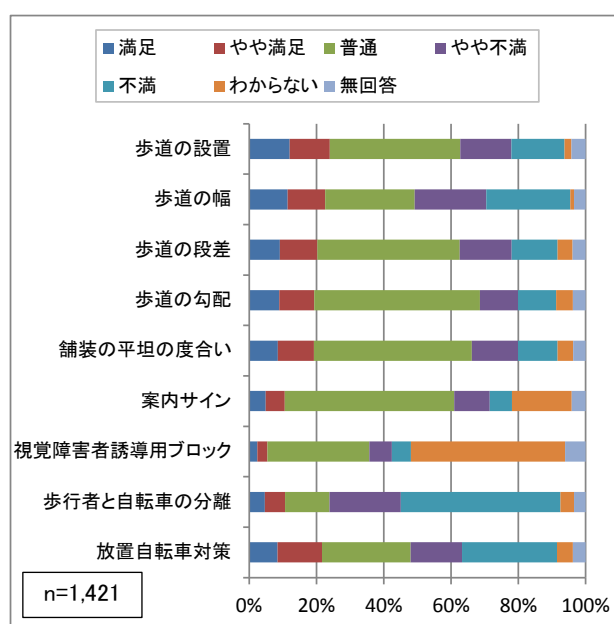
ア. 駅周辺の道路は利用するようになった当初と比べて利用しやすくなったと感じるか

- ・「感じる」「やや感じる」が合わせて約 35%、「あまり感じない」「感じない」が合わせて約 39%である。



イ. 駅周辺の道路のバリアフリー*化の状況について満足しているか

- ・歩行者と自転車の分離について、約 69%の人が「不満」または「やや不満」としている。
- ・歩道の幅について、約 46%の人が「不満」または「やや不満」としている。
- ・放置自転車対策について、約 44%の人が「不満」または「やや不満」としている。



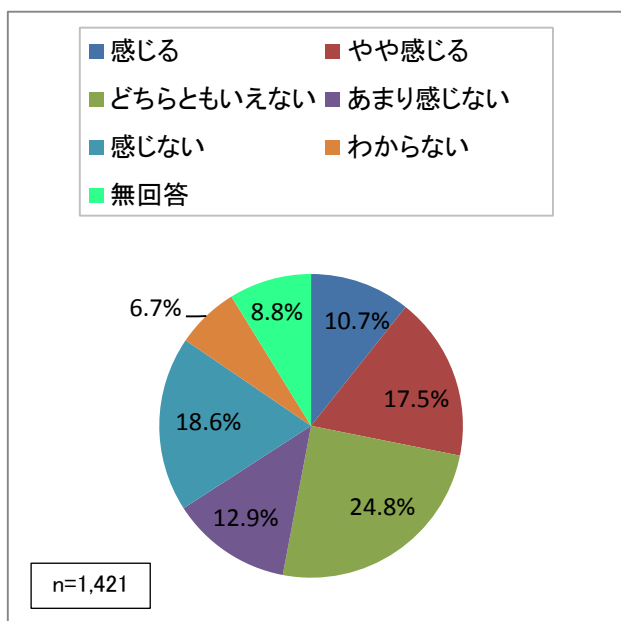
ウ. その他の主な意見・要望

- ・自転車のマナーがわるい。駐輪対策が必要。(50件)
- ・路上にはみ出している看板や商品が多く指導が必要。(20件)
- ・バス停の位置が不便。(15件)
- ・駐輪場が不足している。(14件)
- ・全体的に道幅が狭い。(14件)
- ・歩きたばこが多い。喫煙ブースがしっかりと分煙できていない。(14件)
- ・踏切で渋滞が起きる。(13件)
- ・歩道と車道の段差が大きい。歩道の舗装が凸凹している。(11件)

⑤ 駅周辺の信号機や横断歩道のバリアフリー化について

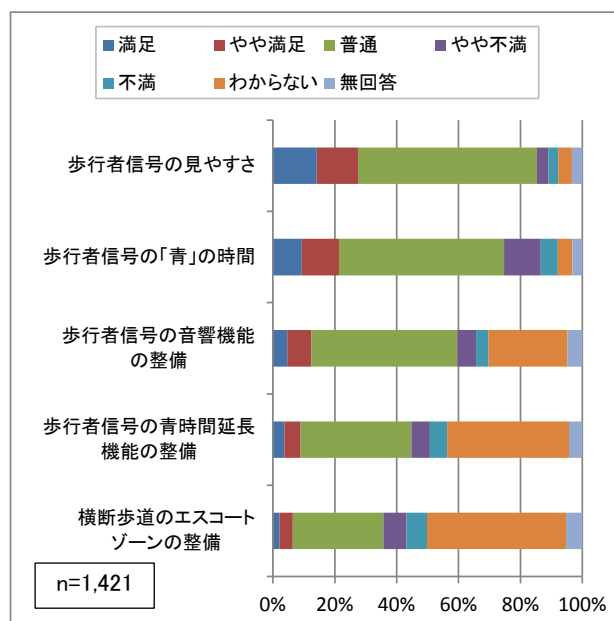
ア. 駅周辺の信号機や横断歩道は利用するようになった当初と比べて利用しやすくなったと感じるか

- ・「感じる」「やや感じる」が合わせて約28%、「あまり感じない」「感じない」が合わせて約32%である。



イ. 駅周辺の信号機や横断歩道のバリアフリー*化の状況について満足しているか

- ・歩行者信号の見やすさについて、約27%の人が「満足」または「やや満足」としている。



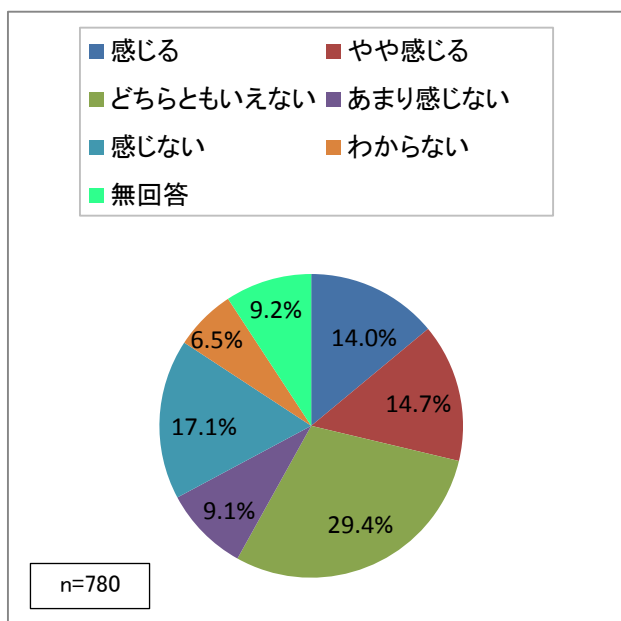
ウ. その他の主な意見・要望

- ・歩道橋があるため歩行者用信号が取り付けられてない箇所が多数ある等、歩行者用信号の不足。(13件)
 - ・自転車の信号無視が多い。自転車のマナー対策の必要性。(6件)
 - ・信号の青時間が短くて渡りきれない。(6件)
- (不二家から中野駅に向かう横断歩道、サンモールからサンプラザに向かう信号、千川通りの信号、山手通りと早稲田通りの交差点、青梅街道を横切る信号、杉山公園近くの信号)
- ・自転車と歩行者、自動車が混在している道が多く危険。(6件)
 - ・横断歩道が不足している。(5件)

⑥ 駅周辺の施設のバリアフリー化について

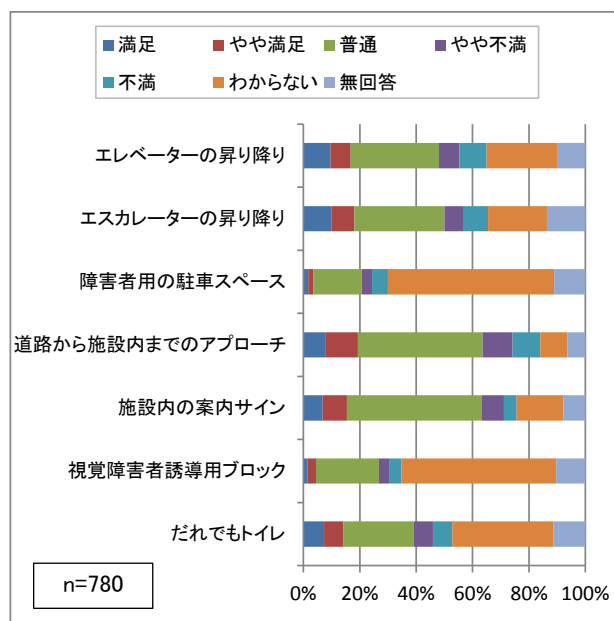
ア. 駅周辺のよく利用する施設は利用するようになった当初と比べて利用しやすくなったと感じるか

- ・「感じる」「やや感じる」が合わせて約 29%、「あまり感じない」「感じない」が合わせて約 26%である。



イ. よく利用する施設のバリアフリー*化の状況について満足しているか

- ・道路から施設内までのアプローチについて、約 20%の人が「不満」または「やや不満」としている。



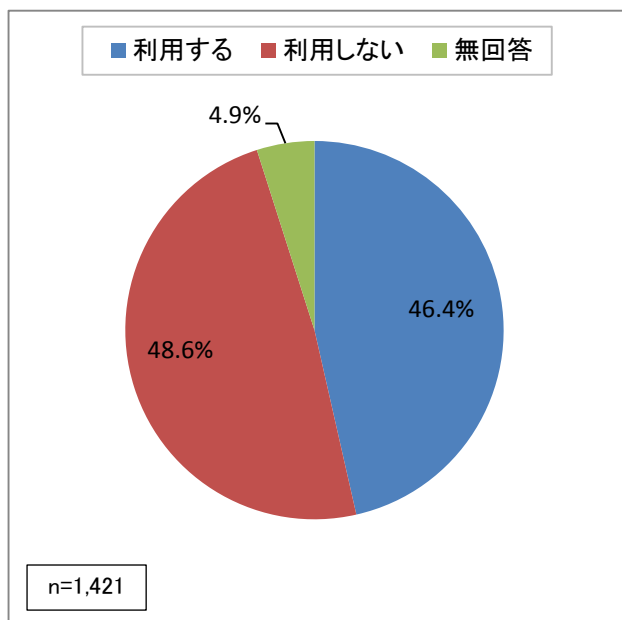
ウ. その他の主な意見・要望

- ・エレベーターやエスカレーターのない施設が多い。(9件)
- ・トイレが古い、汚い、多機能トイレ*が整備されていない。(6件)
- ・通路が狭い店舗が多く、ベビーカーや車いすでは通れない。(6件)
- ・店舗前の横断歩道や駐車場から店舗に入るまでに、人とぶつかる動線や、段差があるなどのバリアが続く。(5件)

⑦ バスのバリアフリー化について

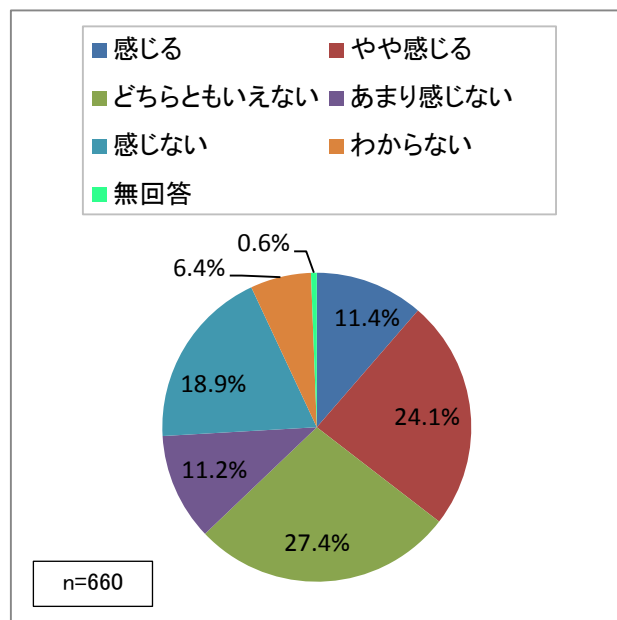
ア. 中野区内を運行している路線バスの利用状況

- ・回答者の約 46%が中野区内を運行している路線バスを利用している。



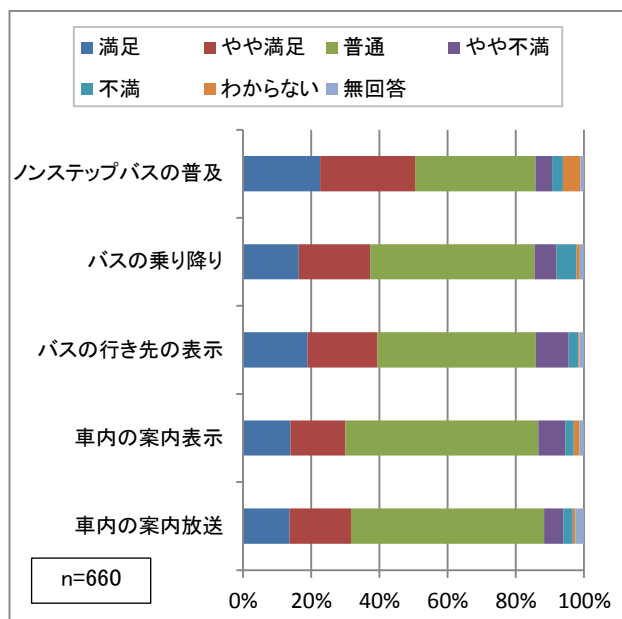
イ. 路線バスは利用するようになった当初と比べて利用しやすくなったと感じるか

- ・「感じる」「やや感じる」が合わせて約 36%、「あまり感じない」「感じない」が合わせて約 30%である。



ウ. 路線バスのバリアフリー*化の状況について満足しているか

- ・ノンステップバス*の普及について、約 51%の人が「満足」または「やや満足」としている。



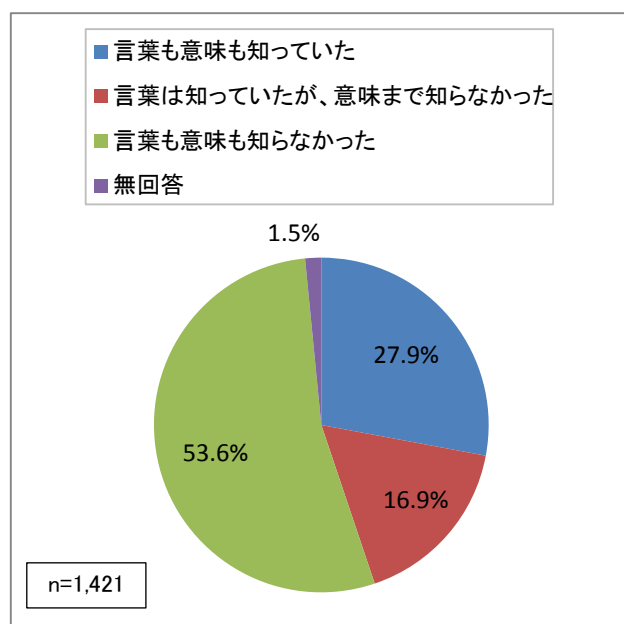
エ. その他の主な意見・要望

- ・バス停の段差、場所に問題あり（中野駅北口のバス停が遠くなった）。（42件）
- ・運行本数が少ない、減少した（35件）
- ・バス停での情報提供・案内表示が不足している。（20件）
- ・運転手の接客態度に問題あり。（18件）
- ・路線の組み方に不満。（13件）

⑧ 「心のバリアフリー」について

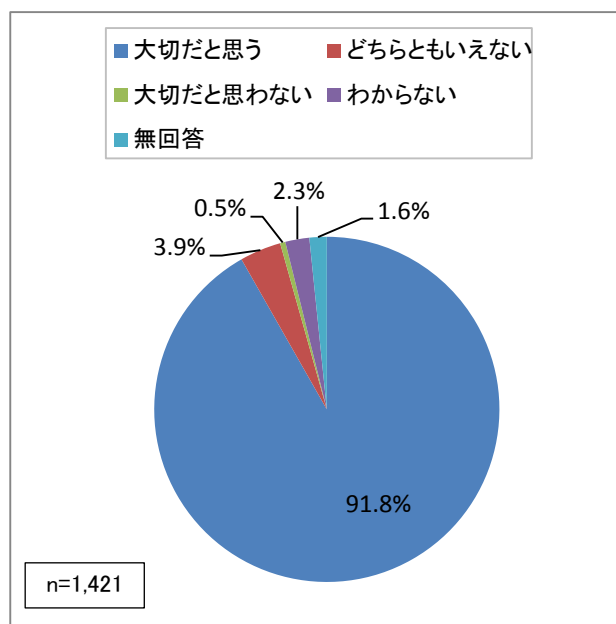
ア.「心のバリアフリー*」について知っていたか

- ・「言葉も意味も知っていた」が約 28%、「言葉は知っていたが、意味まで知らなかった」が約 17%、「言葉も意味も知らなかった」が約 54%となっている。



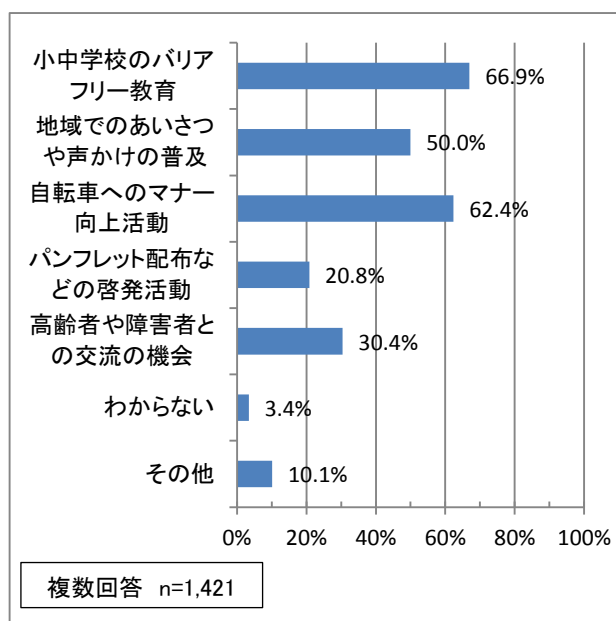
イ.「心のバリアフリー」は大切だと思うか

- ・「大切だと思う」という回答が約 92%である。



ウ.「心のバリアフリー」を進めるために必要なこと

- ・「心のバリアフリー」を進めるために、小中学校のバリアフリー教育や自転車へのマナー向上活動などの取り組みが求められている。
- ・「その他」の回答には、「家庭での教育、しつけ」「大人へのバリアフリー教育」「思いやりの気持ち」「区報やポスターによる広報活動」といった意見が出ている。



(3) 主な意見・要望（自由回答）

① 自転車利用におけるマナー向上・駐輪対策（１５８件）

- ・イヤホンをつけたままの走行、車道信号の無視など自転車のマナーの悪さにヒヤリとする。
- ・自転車の歩道走行が多く危険。歩行者と自転車の分離を徹底してほしい。
- ・放置自転車がも多く道幅が狭められている。

② 中野駅のバリアフリー化（１０８件）

- ・エレベーターがなく車いす利用者やベビーカー利用者にとっては非常に不便。
- ・車いす利用者のエスカレーター利用の際にエスカレーターが停止されるので、ホーム上に人があふれている。
- ・再開発により利用者の増加が著しく、朝夕のラッシュ時は危険を感じるほどに混雑している。
- ・混雑による事故発生を防止するため改札の増設を早く進めてほしい。

③ 歩道の整備（５５件）

- ・歩道の傾斜がきつい箇所や舗装が凸凹している箇所が多く歩きにくい。
- ・区内の歩道は狭いところが多い。拡幅整備をしてほしい。
- ・歩道の狭さや段差など、ベビーカーを使って外出する際、不便に感じる人が多い。

④ 東中野駅東口および周辺地域のバリアフリー化（５２件）

- ・東口にはエレベーターもエスカレーターもなく高齢者やベビーカー、大きな荷物を持った人が苦勞している姿が目につく。

⑤ モラルの向上・助け合いの必要性（４９件）

- ・心のバリアフリー*を進めるにあたって、障害者は決して特別な存在ではないという視点が大切だと思う。
- ・声を掛け合うこと、ちょっとした心配りが大きなバリアフリーにつながるのでは。

⑥ 教育現場における取り組みの必要性（１９件）

- ・小学生、中高生の自転車利用におけるマナー教育の必要性を強く感じる。
- ・施設訪問などの小中学生の活動も、親や隣近所の大人達をも巻き込んだ地域の輪となるように工夫を加えるべき。

⑦ 鷺ノ宮駅および周辺地域のバリアフリー化（１５件）

- ・中杉通りは道幅も狭く危険を感じる人が多い。
- ・急行停車駅にも関わらず整備がされておらず不便である。踏切の解消やエレベーター、エスカレーターの設置に取り組んでもらいたい。

⑧ 区報等での取り組みの紹介・情報提供（１５件）

- ・高齢者や障害者はどのような対応が助かるのか、個人差がある前提でも生の声を紹介してもらいたい。
- ・このような取り組みをしている事を知らなかった。子供と共に小さな努力が出来るように、バリアフリーの取り組み状況と共に区から方法等を教えてもらいたい。

⑨ 対象駅・地域の拡大（１４件）

- ・中野駅周辺はバリアフリー*化が進んでいるが、他の駅や地域に目が向けられていないように思う。特に西武新宿線沿線の整備が遅れている。

⑩ 歩きタバコ・喫煙スペースの改善（１３件）

- ・アレルギー体質があるため公共の場での禁煙を徹底してほしい。心のバリアフリーとは、弱い人の立場に立ってものを考える事だと思うので、公共の場での禁煙をもっと推進してほしい。
- ・歩きタバコはみんなが迷惑している。

⑪ 中野駅南口側の整備（１２件）

- ・中野駅南口側は歩道が狭く整備が進んでいない。
- ・南口側は自転車の暴走も激しく、取り締まりを進めてほしい。

⑫ 高齢者・障害者参加の整備/意見収集（１１件）

- ・健常者にはわからない部分が多いので、障害者や高齢者への聞き取りをすすめたほうがよいのでは。
- ・視覚障害者誘導用ブロック*、エレベーター、エスカレーター等設置の場合は、付ける前と後に意見を当事者団体に聞くべき。

⑬ バリアフリー化への疑問（１１件）

- ・バリアがなくなることによって体力の低下が懸念される
- ・助け合いがなくなるのではないかな。

⑭ 踏切の解消（１０件）

- ・「開かずの踏切」を解消してほしい。

⑮ 掃除・美化・緑化等のサービスの向上（１０件）

- ・駅周辺の清掃にも力を入れてほしい。

⑯ バス停のバリアフリー化・位置の変更（９件）

- ・ノンステップバス*であっても、道路との段差により不便な個所が多々ある。
- ・ベビーカーでバスに乗るときに、バスが乗り場から離れて停車すると、一人では乗せられない。
- ・中野駅前整備が進んだがバス停が遠くなり、高齢者にとっては大変な状況にある。
- ・ベビーカーでバスを利用するとき、乗るときやベルトを着用するときの指示など、乗務員の対応が怖い。

⑰ 今後の取り組みへの期待（６１件）

- ・どのような取り組みをしているのか知らなかった。移動は基本的なことなのでぜひ進めてもらいたい。
- ・誰もが安全に、不自由なく生活できる環境を整備していつてもらいたい。
- ・電車や道路、バス乗り降り等々で、車椅子に乗っていても人の手を借りずに移動できるようにしてほしい。

2. 団体ヒアリング調査

(1) 調査の概要

- ・移動及び施設の利用についての問題点や課題、バリアフリー*化に関する要望等を把握するため、高齢者団体、障害者団体（肢体不自由者、車いす利用者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者を含む各団体）を対象にヒアリングを実施した。

【実施概要】

協力団体	実施日	実施場所
中野区聴覚障害者福祉協会	平成 25 年 11 月 27 日	スマイルなかの
中野区仲町就労支援事業所	平成 25 年 11 月 28 日	中部すこやか福祉センター
中野区身体障害者福祉協会	平成 25 年 12 月 2 日	中野区役所
中野区友愛クラブ連合会	平成 25 年 12 月 13 日	中野区役所
中野区愛育会	平成 25 年 12 月 17 日	中野区役所
中野区視覚障害者福祉協会	平成 25 年 12 月 19 日	視覚障害者福祉協会事務所
NPO法人ねこの手※ ¹	平成 26 年 2 月 18 日	ねこの手事務所

※¹ NPO法人ねこの手：介助者派遣事業・移送サービス事業実施団体

※上記他、「中野区中途失聴・難聴者協会」からの情報提供も受けている。

- ・交通のバリアフリーに関係する多岐にわたる内容について各団体に対し1～2時間程度のヒアリングを行った。主なヒアリング項目は下記の通りである。

【ヒアリング項目】

項目	例
利用する施設	・団体の集会で利用する施設、会員が利用している公共・商業施設 など
電車の利用状況	・よく利用する駅、駅のバリアフリー化の印象、駅員の対応の印象
バスの利用状況	・利用頻度、利用しやすい点と利用しにくい点、サポートの必要性
道路の状況	・信号の見やすさ、施設へのアクセスの状況、誘導ブロックの敷設状況
交通安全の状況	・横断歩道や交差点の利用について思うこと、交通マナーの状況
緊急時・災害時の状況	・避難所への要望、緊急時に不安なこと
心のバリアフリー	・周囲の理解の状況、対応に望むこと、これまでの体験

(2) 結果の概要

① 中野区聴覚障害者福祉協会

- ・ 銀行や病院では派遣手話通訳を利用するが、プライバシーの観点から気にかかる。各銀行や病院で専門の通訳を用意してほしい。
- ・ 中野駅南側の郵便局には手話を使える人がいてありがたい。
- ・ バスの電光掲示板は前方だけでなく後ろや横にも設置してほしい。
- ・ 災害時には掲示板による指示を含む多数の方法を用いて知らせてほしい。
- ・ 手話を使う聴覚障害者は日本語の文章に慣れていないことについて知ってほしい。
- ・ コミュニケーションが取れず近隣との付き合いがない。

② 中野区仲町就労支援事業所

- ・ 都営の電車はフリーパスがあるのでよく利用している。
- ・ バスの停留所にベンチと上屋を設置してほしい。体調によっては長時間立っていることができないため利用に不安を感じる。
- ・ 行き止まりや路地の多い地域もあるので、災害時のことを考えると不安である。200mごとに設置するなど地図の数を増やしてほしい。
- ・ 偏見や無理解により差別的な言葉をかけられることもある。

③ 中野区身体障害者福祉協会

- ・ 施設のトイレには荷物を置く棚や掛けるフックを設置してほしい。杖歩行によりリュックサックを背負っている際に置き場所に困ることがある。
- ・ バスの運行本数が少なく利用しづらいと感じる。
- ・ バス停にベンチを設置してほしい。
- ・ 中野駅前や新青梅街道では自転車をよけきれずひやりとすることがある。

④ 中野区友愛クラブ連合会

- ・ 会合で利用する東中野小学校跡地のトイレは和式であり不便である。
- ・ 腰痛や関節痛を持つ会員が多く、階段を利用しなければならない電車よりもバスを選ぶことが多い。
- ・ バスの乗務員の対応はよく足腰の弱い会員のサポートをしてくれる。
- ・ 自転車利用者のマナーが守られていないと感じる。

⑤ 中野区愛育会

- ・ 視野が狭いので高い位置にある信号機は目に入らない場合がある。
- ・ 平仮名であれば読める人もいるので道路標識などには平仮名も付けてほしい。
- ・ 障害者の割引がＩＣカードでも利用できるようにしてほしい。
- ・ ノンステップバス*やバス停の上屋など、バスが利用しやすくなった。

- ・ 緊急時に避難所となる学校施設には多機能トイレ*を整備してほしい。重度、重複の場合、おむつ替えの場所が必要。

⑥ 中野区視覚障害者福祉協会

- ・ ICカードの導入により障害者の割引は利用できないが電車での運賃の支払いがスムーズになった。
- ・ 沼袋駅は駅員のサポートが行き届いている。
- ・ ホームドアが設置されている駅は安心して利用できる。
- ・ ホーム上で視覚障害者誘導用ブロック*に沿って歩いているときに、柱にぶつかることが度々ある。視覚障害者誘導用ブロックは、柱に干渉しないように敷設してほしい。
- ・ バスの車両接近に関する情報を音声で示してほしい。
- ・ バスに乗車する際に「どちらまで」と聞いてくれる運転手もいて、ありがたいと感じる。
- ・ スマイルなかの付近の歩道には視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- ・ 点字を読めない人でも点字が付いていると「配慮されている」と安心することができる。視覚障害者誘導用ブロックについても安心感が大きく異なる。

⑦ NPO法人ねこの手

- ・ スマイルなかののトイレの便座は、小柄な利用者は足が床に届かず使いづらい。各階で異なる仕様の設備を導入するなど工夫をしてほしい。
- ・ 駅が混雑する時間帯は、ホームドアが設置されていない鉄道駅は怖くて利用できない。
- ・ 歩道に電柱が出ていたり店舗の看板や商品が歩道にせり出している場合は危険を感じても車道を利用せざるをえない。
- ・ 買い物の際、自分ではなく介助者に話しかける店員や駅員が多い。目を見て話してくれないことも。
- ・ 緊急時や被災時には支援者も同じ状況に陥っている可能性が高いことから、誰にどのように頼ればよいかわからず不安がある。

【ヒアリング項目ごとのまとめ】

利用する施設

- ・ スマイルなかの、福社会館、すこやか福祉センター、東中野小学校跡地、勤労福祉会館、中野ブロードウェイ、警察病院、中野総合病院などをよく利用する。
- ・ 銀行や病院では派遣手話通訳や派遣介助を利用するが、プライバシーの観点から気にかかる。
- ・ 利用する施設で筆談ボードの設置が増えているという印象はない。

電車の利用状況

- ・ 中野駅にはエレベーターが設置されておらず不便を感じている。
- ・ 障害者の運賃割引への対応に慣れていない駅係員が多い。
- ・ 駅員が携帯スロープを用意するための待ち時間が長いと寒さが体にこたえるので、地上駅の路線が近くても地下鉄を利用する。
- ・ 福祉会館のある沼袋駅などは障害者のサポートに慣れていて安心できる。
- ・ I Cカードの導入により障害者の割引は利用できないが運賃の支払いがスムーズになった。

バスの利用状況

- ・ ノンステップバス*が増え、バスが利用しやすくなった。
- ・ 以前よりも対応が改善されており利用しやすいと感じている。
- ・ 停留所にベンチと上屋を設置してほしい。
- ・ 車両接近に関する表示を音声と視覚で示してほしい。

道路の状況

- ・ スマイルなかの付近の歩道には視覚障害者誘導用ブロック*が敷設されていない。
- ・ 自転車の通行量が以前に比べ増えているように感じる。
- ・ 道路の標識には漢字とローマ字だけでなく平仮名も付けてほしい。
- ・ 放置自転車が通行の妨げとなっている。白杖がスポークなどに巻き込まれ折れる被害も出ている。
- ・ 残り時間表示式の信号機は横断するか待つかを判断できるので利用しやすい。
- ・ 歩道から車道への切り下げの勾配が急で怖い箇所が多々ある。
- ・ 店舗の看板や商品が歩道にせり出していると通れないことが多くUターンをして戻らなくてはならないが、それもできず立ち往生することがある。

交通安全の状況

- ・ 中野駅前や新青梅街道では自転車をよけきれずひやりとすることがある。
- ・ 青信号で横断歩道を渡ろうとしたときに自転車が飛び出してくることがあり怖い思いをすることが度々ある。
- ・ 音響式信号機*は増えていると感じるが依然として少ない。

緊急時・災害時の状況

- ・ 緊急時に避難所となる学校施設には多機能トイレ*を整備してほしい。
- ・ 行き止まりや路地の多い地域もあるので、災害時のことを考えると不安である。200mごとに設置するなど地図の数を増やしてほしい。
- ・ 災害時は音声による指示、掲示板による指示など多数の方法を用いて知らせてほしい。

- ・ 障害者を含めた避難訓練を実施してほしい。
- ・ 支援者も被災している状況を想定すると、緊急時に誰にどのように頼ればよいかわからず不安である。

心のバリアフリー

- ・ 手話を母語とする聴覚障害者は日本語の文章に慣れていないことについての理解が不足している。
- ・ 点字を読めない人でも点字が付いていると「配慮されている」と安心することができる。視覚障害者誘導用ブロック*についても安心感が大きく異なる。
- ・ コミュニケーションが取れず近隣との付き合いがない。
- ・ 介助者ばかりを見て自分と目をあわせて話してくれない人がいる。
- ・ 体調不良により駅のベンチで横になるなどのことについて理解をしてもらいたい。
- ・ 社会にいろいろな人がいて、助け合いましょうという意識が根付くとありがたい。

資料 4 用語解説

【あ行】

エスコートゾーン

横断歩道の中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ(突起帯)を敷設した設備で、視覚障害者の道路横断を支援するもの。

オストメイト

直腸・膀胱などの機能障害により、人工肛門・人工膀胱を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋(パウチ)を装着している。

音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

【さ行】

視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

【た行】

多機能トイレ

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、誰もが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレのこと。オストメイト(人工肛門や人工膀胱を利用している人)用の洗浄器や乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドなどの機器を備えたものがある。

【な行】

内方線付き点状ブロック

鉄道駅のホームの縁端を警告するためのブロックで、従来の点状ブロックに加えて、どちらがホームの内側か分かるように、点状ブロックの内側に線状突起を1本追加したブロックのこと。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常のものであり、そのあるがままの姿で、ほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

ノンステップバス

乗降口の階段をなくし乗降を容易にしたバス車両のことで、床の高さが地上から概ね 35cm 以下のもの。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。もともと、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ホーム柵(ドア)

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切る柵(ドア)。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

【や行】

有効幅員

歩道及び横断歩道橋などの通路・階段の幅員から、縁石、手すり、電柱、標識などを除いた幅員。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人権などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【ら行】

連続立体交差事業

踏切が連続している鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化することにより、多数の踏切除去と道路と鉄道との立体交差化を一举に実現する事業。「開かずの踏切」による渋滞の解消、鉄道による市街地分断の解消、踏切事故の解消などが図られる。

路側帯

歩道がない道路で、歩行者の安全のため、路端寄りに道路標示（白い実線）によって区画された帯状の部分のこと。道路交通法により定められており、自動車等は路側帯に進入して通行してはならない。